



パレスチナ問題につきましては、九三年に、アメリカのクリントン大統領の仲介によりまして、ラビン・イスラエル首相とそれからアラファト議長が友好裏に会談をしようということで話し合いが進められてきたわけでありまして、この間、それに反発をする一部過激派が、アラブの過激派が活動いたということもありましたが、一般的に見れば双方友好裏に話し合が進められてきたと。しかし、ラビン首相がああいうことでいなくななりまして、その後を継いだシャロンという方、これがいささかどうなのかという感じすらするわけであります。三年ほど前に聖地訪問ということをしまして、シャロン首相がやりまして、まだ党首でしたけれども、それがアラブとユダヤの対立に火をつけたようなことになりました、自爆テロが散見されるようになる。そして、今度のアメリカのアフガニスタン空爆、これがきっかけのようになります。また自爆テロ、爆弾テロが三件ほど最近起きたと。これが引き金になりましてイスラエルが空爆を始めたと、こうすることになつていてるわけであります。

自爆テロなどで二十八人ですか、が死亡した、それから百二十名ほどが負傷をしたと、大変なことでありまして、二十八人という数だって大変なことで、一切テロということは許されないことは間違いないわけですねけれども、それに対して即座に報復攻撃に出る、これが一体許されることなのがと。当然だ、アメリカを見てみろ、アメリカだってやつているじゃないかと、こういう意見もあるうかと思ひますけれども、権力を持つてゐる者は、力の強い者は、攻撃に対してすぐ反発をするということはやっぱり考えてもらいたいと思うわけでありまして、一步二歩退いて話し合うといふことは、これ権力者のあるいはまた力ある者の方、義務だとも思うわけでありまして、ところん話し合つてみて、最後はどうしてもといならば、場合によつては武力の行使といふことも考え得るのかもしれませんけれども、いかにも待ち構えていたかのようにすぐ空爆を開始したと、そ

して無差別攻撃と言つてもいいわけですから、同じような被害がパレスチナの住民の間に起きると、一体こういうことが許されていいんだろうかと。

キリスト教の教えには、右の手はを打たれたら左の手は出せとか、なんじの敵を限りなく許せとか、そういうことがありますけれども、ユダヤ教教だってある、キリスト教を生んだのはユダヤ教ですから同じような教えが多分あるんだろうと思っています。そんなこと一々聞いていられるか、昔は昔、今は今と、こういう割り切りがあるのかもしませんけれども、どうもシャロンという人物、テレビを見ておりますと、ブッシュさんと共通点があるようと思う。かゝと頭に血が上つてばんと机をたたいて立ち上がって、このやうやつたなと言つてやり返す。これ、率直に言ふとやくざ者の論理なんですよ、やられたらやり返すというの

もうアラブ・ナト議長、これは当事者能力はない、あれが大体テロを支援していると、こういうことまでイスラエルは言っておりまして、そしてブッシュ大統領も全面的にこれを支援すると、徹底してやつてやれと言わんばかりの勢いを示している。これが世界を支配する権力者の言うことなんだろうかと私、大変疑問に思っているわけです。

いずれにいたしましても、イスラエルとそれからパレスチナの紛争、もう何百年来、ユダヤとアラブとの対立ですから何千年と続いていること、一朝一夕に解決することはないんですけども、二十一世紀、新しい時代だ、新しい対応があつていいんじゃないかなと、こういう気もいたすわけでありまして、そこで御三方、政治家としてももう円熟されているお立場にあるわけですから、広いお立場で、少しくこの問題を取り上げて、御所見を承ればと、こう思います。

どうぞ順番にやつてください。官房長官からやってください。当たり前ですよ。

○國務大臣(福田康夫君) 現状と申しますか、こ

こ一週間ほどの間のイスラエルとそれからPLOとの、というふうにいる、こういう認識は、これは委員と同じでござります。まことに遺憾なことであるというふうに思われるを得ません。

それに対してブッシュ大統領が、というふうにおっしゃいましたけれども、アメリカの対応といふのは、イスラエルが直ちに反応して空爆をするということについてアメリカは、すぐ報復するのではなくからぬと委員おっしゃられる、そういうような見方もこの世の中あるように思いますけれども、しかしブッシュ大統領は、ブッシュ大統領は必ずしもこういう空爆そのものを直接支持しているわけではない、このように私どもは理解をいたしております。ですから、正確に申し上げれば、和平交渉に戻るためにテロを根絶しなければならない、こういうふうな発言をしているということも承知いたしております。

アメリカも必ずしも、必ずしもというか、こういうことが続くことをそれは喜んでいるわけではもちろんないし、こういうことはあってはいけないといふことは当然考えていることだと思います。それよりも、当事者同士が暴力を使ってお互に報復し合うというそういう構図を何とかやめてもらえるような、そういうようなことを考えてもららうしかない。当事者が考えることなんですね、これは第一に。そのことについて国際論議も大変関心を持ち、今この成り行きを監視しているところございますから、今後いろいろな形で、もってこの問題について、両当事者、またそれを取り巻く国際環境という中でもつてよい方向に向かっていってもらいたいと、こんなふうなことは当然これはもう委員もお考えになつていてのことだし、私どももそういうふうに考えておるというふうに思つてはいるところでございます。

いざれにしましても、我が國も、この中東和平ということは、これは中東だけのことではなくて、これは世界に波及する問題である。宗教の問題もありあらうかと思いますし、またあの地域はエネル

ギー資源の宝庫であるといったようなことを考えまして、またあの十年前の湾岸戦争のことも考慮しまして、我が国としても無関心でいられない地域の紛争だ、このように思つております。一刻も早い和平に到達するよう全世界、一致協力して何とかおさまる、和平に到達するような、当事者のみならず国際社会も同じ歩調でもってやらなければいけないと思つておるところでございます。  
具体的に日本がどういうことをしているかということについては、外務省の方からお答えをさせさせていただきます。

○國務大臣(田中真紀子君) このたびの、先月の末からきのうにかけましてのペレスチナ過激派による自爆テロ、そして今、委員がおっしゃったような、大勢の人がけがをし、また命をなくされたということ、これは痛ましいことだというふうに思いますし、それから暫定自治政府諸施設への攻撃が行われているわけですけれども、現地の情勢は本当に極めて緊迫しているというふうに承知しております。

そして、九三年のオスロ合意というのがあったわけですから、これは何かといふと、イスラエルとパレスチナが武力ではなくて話し合いによって解決をするべきだということを示しておりますし、ミッチャエル・レポートの履行ということともG8の会議がありましたときにも私もG8でメッセージとして発出いたしました。

その後、また私もペレス外務大臣それからアラファト議長、シャース長官とも電話をいただき、こちらからもおかげし、一番頻繁に電話連絡をとつたのではないかというふうに思つておりますが、ほかの国もいろいろありますが、この問題、極めて重要な問題だというふうに認識をいたしておりますけれども、いずれにしましても、アメリカがとっている態度にしましても、日本も、最終的には暴力を使わないで、そして和平交渉の場に戻れと、話し合いによつて解決をするべきであるということは基本的に同じでございます。

○國務大臣(中谷元君) 私も、ゴラン高原のPK

〇の関係がありまして、イスラエルとパレスチナを三回訪問しましてアラファート氏やラビン氏双方とも面会をいたしましたが、その状況は日本と全く置かれている環境が違って、両国の首脳とも、國の安全保障こそ国家の仕事の第一であつて、國を守ることが国家の最優先事項だというお話をされたのが印象に残りました。

つまり、両国とも、国民の生命を守るために國家があつて、そのためどうあるかということを真剣に考えておりますし、またエルサレムも訪問しまして、三宗教の聖地も訪問しましたけれども、そのときの私の印象は、この宗教がある限りは紛争といふものではなくならないのではないか、なぜならその宗教というのは原理を説いてるわけであつて、その原理が変わらない限り折り合うことには難しいんだじゃないかというふうに感じました。しかし、その辺は人類の知恵によつていろんな会談を通じて和平が保たれていたわけあります。

パレスチナは暫定統治を認められまして、その前提となるのは、自治の警察権によってパレスチナの国民党がそういうテロ行為を起こさないように引きんと自分で監督する、警察機能を持ってパレスチナの地をコントロールするという前提で和平が成り立つておきましたが、十一月の二十九日から五日かけてテロ事件が多発をして、イスラエルの一般市民が犠牲になつたということに対してイスラエルが国家として軍事行動をとつてゐるわけあります。この点につきましては、やはりその大前提である、アラファート氏もパレスチナの国内をきちんとコントロールし、またイスラエルに対しても首相が自制を求めるという双方の当事者の努力が必要でございますので、今後とも、この地が合意に基づいて平和裏におさまることを期待するものでござります。

○佐藤道夫君 官房長官、外務大臣、まさしくそのおりだと思います。大いに頑張つていただきたいと思います。

なお、防衛厅長官、宗教がある限りこの争いは

なくならない。いさきか悲観的過ぎるのでなくならない。いかと。もう二千年來それを繰り返してきてるだけですから、二十一世紀に入つてもうそういうことは打ち切りにしようといふぐらいの私は決意を持ったのが政治家ではないのか、こういう氣がしておるわけであります。

いずれにいたしましても、小泉総理は改革改

革、国内に向けていろんなことを言って人気を集めておりますけれども、その若干の時間のゆとりがあるとすれば、国際問題に向けても発言していただいて、もう本当に新しい時代をつくり上げて聞いてみようといふぐらいのことを彼をして言わしめるように頑張つてもらいたい。特に官房長官の役目は私は極めて重大だと思います。

この問題をここで議論したつて全然何の役も立たないわけですから、やっぱり国際に向けて、

国連の場で、あるいはいろんな会合で小泉総理はこれからが発言して、平和を実現しようと。こういふことを言うのが平和憲法を持つてゐる日本の私たちは役割だ、重大な任務だと思うわけではありません。改革も大事ですけれども、ひとつその合間にを縫つて国際問題にも目を向けていただきたいとうふうにお願いいたします。

そこで、次の問題は、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そんなことじやどこまでもアメリカの後をついていくわけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、あそこに、スペインという国は何となく次元が低いような目で見られておる。それがマスコミにも取り上げられているわけでありまして、オサマ・ビンラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけられる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは法治主義、法治国家としては全

て、改革も大事ですけれども、ひとつその合間にを

縫つて国際問題にも目を向けていただきたいといふうにお願いいたします。

そこで、次の問題は、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペインという国は何となく次元が低

いような目で見られておる。それがマスコミにも取り

上げられているわけでありまして、オサマ・ビン

ラディン、あれを捕まえてアメリカで裁判にかけ

られる、これが第一の目標だらうと私ら思つておりますよと、法治主義

しかし、これは私は法律家として

然許されないこと。裁判制度がありながら軍法

會議にかけるなどということは聞いたこともない話で、さすがヨーロッパの先進諸国、イギリス、フ

ランス、ドイツあたりは、それは問題だと、そん

なことじやどこまでもアメリカの後をついていく

わけにはいかぬという声が出ておる。スペイン、

あそこに、スペイン

○國務大臣(田中真紀子君) プッシュ大統領がおっしゃっていることは、ウサマ・ビンラーディンは厳正に処罰をされるべきであるということをまずはっきりと言つておられるというふうに私は認識しております。十一月十三日に大統領令によりまして、この軍事審問委員会といふものが設置をされまして、これは設置可能ということになつていますけれども、そこでアメリカ政府はアルカイダのメンバー等を法に照らして裁くための一つのこれが選択肢としてあるというふうに説明をしていますので、軍法会議ということよりも、むしろそういう最大の役割だと私は思つておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

もう、アメリカの後をくつしていくことも大っぷうに米国政府としては一つの選択肢として今この軍事審問委員会といふものを考えてるので、軍法会議ということよりも、むしろそういう事なことなんですねけれども、くつしていくと、アングロサクソンという民族は変な民族で、後ろからついてくるやつは軽べつしているんですよ、はいかというふうに思いますが、いずれにしましても、現在の段階ではアメリカ政府は具体的な方針を決めているわけではないというふうに私は認識いたしております。

○佐藤道夫君 具体的方針を決めていない、法に照らして裁くであろうと。

法に照らすということは、現在の制度に被告人を持ち込んで、そして裁判をする。当たり前ですから。

犯人を追いかけながら新しい裁判制度をつくってそれで裁判しようなんというのは、こんなことは許されることではないのであります。現在の秩序を破壊した、それに対してどういう措置をするか、それは現在の裁判でやっていくのが、これが法治国家というものであります。何か今までの裁判はちょっとこれは手間がかかる、費用がかかる、ひょっとしたら無罪になるかもしらぬというので、新しい制度を、仕組みを考えていくことありますね。

私が言いたいことは、これまたこういうことで議論しても始まらないことなので、これは大変な問題ですよ、スペインだって大騒ぎしているんでありますよといふことを小泉総理に御理解いただきまして、機会を見て、あなた方からもそれぞれ向こうの国防長官、國務長官あるいは司法長官等にそういう話をすると。考え方直してほしいと。万が一そう

いうことはないだろとは思はれども、あつた大変な問題ですよといふことを折に触れてあります。

よろしくお願ひします。

もう、アメリカの後をくつしていくと、

腹の中じや。いや、日本、金を出してもらつて

りがとうなんて言いますけれども、決して腹の中

じゃ別なんですよ。ところが、堂々と言うべきこ

とを言う。中国がそうちなんですか? それは

それらしい待遇をする。敬意を払う。昔から植民地を統治してきましたから、そういう考えがある

んですよ。きちつとあの中で言うべきことを言うものは尊敬されるんです、アングロサクソンから

は。

ぜひとも、日本はそういう立場に立つて本当に遠慮なく言うことを言う。彼らも、なるほどな、

そうかな、じゃ議論をしましようよということに

なると思うんですよ。これは極めて大事なことと

思ふので、官房長官も外務大臣もそれから防衛庁

長官も、こういうことは、ひとつそういう佐藤議

員の言つているような考えもあるんだなというこ

とを頭のどこかに置いて今後の対応を考えていた

だきたい、こう思います。

そこで、この問題はおきまして、次は、法案に

戻ります。

まず最初に、ここから議論をした方がわかりが

ますか。軍隊でないとすれば一体何なのか。そこら辺

いいのかなという気がしまして。日本の自衛隊と

私の言つたとおりです。私は、この軍隊を軍隊と見なす

べきだと思います。

そこで、この問題はおきまして、次は、法案に

戻ります。

○佐藤道夫君 もうと待つてください。私は、

政府の見解じゃなくて、政治家としての……。

それは知つておりますから、政治家としてあ

なたはどういうふうに考えておるのかと、こうお

尋ねしておるわけであります。

○國務大臣(福田康夫君) 政治家の一人とは申す

ものが、今こういう立場では、内閣官房長官とし

て、政府のスポーツマンとして出ておりますの

で、今の見解をもつて私の考え方とさせていただ

きたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 世界各国、軍隊を有して

おります。この軍隊の定義をどう考えるかといふ

ことありますが、侵略から国を守る武装集団で

あり、また外国からの侵略に対抗する実力を持つ

ものを軍隊と言うのであれば、自衛隊も軍隊と言

うことは可能であるといふふうに思いますが、先

ほど官房長官も言われたように、憲法上の自衛の

力を軍隊と言つたのであれば、自衛隊も軍隊と言

うことです。何度も言つておるでしょ、各国と

皆そういうことで軍隊を持つてゐるわけですか

ら、それを世界では皆軍隊、軍隊と、こう言つて

いる。あなたはこれは軍隊だということを認める

○國務大臣(武見敬三君) 中谷防衛庁長官。

○佐藤道夫君 もうと待つてください。私は、

政府の見解じゃなくて、政治家としての……。

それは知つておりますから、政治家としてあ

なたはどういうふうに考えておるのかと、こうお

尋ねしておるわけであります。

○國務大臣(福田康夫君) 政治家の一人とは申す

ものが、今こういう立場では、内閣官房長官とし

て、政府のスポーツマンとして出ておりますの

で、今の見解をもつて私の考え方とさせていただ

きたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 世界各国、軍隊を有して

おります。この軍隊の定義をどう考えるかといふ

ことありますが、侵略から国を守る武装集団で

あり、また外国からの侵略に対抗する実力を持つ

ものを軍隊と言つたのであれば、自衛隊も軍隊と言

うことです。何度も言つておるでしょ、各国と

皆そういうことで軍隊を持つてゐるわけですか

ら、それを世界では皆軍隊、軍隊と、こう言つて

いる。あなたはこれは軍隊だということを認める

ことを考えておりません。

○佐藤道夫君 やや理屈っぽくなりますがこれ

も、自衛の範囲だから軍隊ではないと、こうい

うことですか。何度も言つておるでしょ、各国と

皆そういうことで軍隊を持つてゐるわけですか

ら、それを世界では皆軍隊、軍隊と、こう言つて

いる。あなたはこれは軍隊だということを認める

か。 わけですね、 しかば。 お認めにならないんです

ん。あれが自衛のための行動かと、こういうことを聞いているわけです。

うであります

○国務大臣(中谷元君) 軍隊については、いろいろな人が頭で考えておりまして、軍隊と言う人もあるれば軍隊でないと言ふ人もあるというふうに考え

ております。  
○佐藤道夫君 くどいのは嫌なんですけれども、  
もはゞからず文台家としてのあなたの考え方を聞いて

少将とかから、要請を聞いて、お断りをしてあります。いるんだと、こういうことをお断りをしてあります。して、こうだあだいらんな定義があるとか、そんなことは皆さん百も承知ですから、あなた自身が防衛廳長官として、三軍の長ですから、これを統べておる立場で、これは軍隊だと考えるのか、こんなものは軍隊じやないと、こう思つておらぬるのか、結論だけでもいいですけれども、いかが

○國務大臣(中谷元君) 結論的に考えますと、事實上、自衛のための必要最小限度を超える実力を使ふ  
でしょうか。

通常の観念で考へられる軍隊とは異なるものだと、こういうふうに考へております。  
○佐藤道夫君　また理屈っぽくなつて恐縮ですけれども、今度、テロ特措法で海外に派兵、出兵されるということで、インド洋まで出かけていくって何か補給業務か何かをやつているみたいですねけれども、あれもやっぱり自衛のためなんですか、しらば。

○國務大臣(中谷元君) 今回のテロ対策の措置につきましては、九月十一日に発生しました米国テロリストによる行為等におきまして、国際的に認めできないという見地で行動している国際社会とともに我が國も支援措置を講じるという趣旨ござります。

ここまで行こうと。しかし、限界があるみたいなんですね。PKO五原則、危険なところには行かないで。二ヶ月間、つまり三ヶ月の間、【うそ】

ないと、それを行くのが軍隊のFFCCではだいの  
かと言われたら、またさげみを、あざけりを受  
ける。どこまで行つても同じこと。

インド洋に出かけたから、今度はもう外国からああいうことは言わせない、金だけ出して済ますのかなんてことは言わせないと言ってみたって、

何を言つてゐるか、後方でうろうろしているだけぢやないのか、それが日本の態度なのかと。こういうことはもう本当に、イタチごっこという言葉がありますけれども、どこまで行つたつてそういううさぎすみの目というのは払うことができないわけで、あなたの自身も外國のいろんな人と、防衛関係の人たちと折衝を持って、日本はだらしない、つゝ可憐な、つゝ可憐な、自衛隊は軍隊

も」と何かしらやりたしの話。EBCDICとASCIIだらうと、こういうことを言われたことがありますか。

○國務大臣(中谷元君) そういうP.K.O等の国際社会の場で働いている人たちから、そういう支援をする際ににおいて、いろんな制約において、日本を

のなすべき活動の内容が枠からはまるで少ないのではないか。というようなことを言われたことはござります。

○佐藤道夫君 それに対し、どういお答えを得るべく努力をいたしましたか。

○國務大臣(中谷元君) 我が國の自衛隊の活動につきましては憲法の範囲内にまた法律の規則によつてはございません。

て実施をされておりますという我が国の事情を説明をいたしました。

か。外国の要人との会談などでこういうことが取り上げられて、日本は本当にへっぴり腰で困つてゐると、しようがないと、もつとしつかりしてほ

しいと。自衛隊は立派な軍隊ではないのかと、なぜ立派なPKO部隊が出せないのかと、そういうことを言わされたことがありますか。

けたことはありませんが、むしろ日本の憲法の範囲内で日本の国民の合意を得ながらできる範囲のことやつてもらいたいと、そうすればそれは歓迎するということは言われたことはございます。

○佐藤道夫君　まさしくそれはきれいなことだらうと思うのでありますて、やっぱりいざとなると、

こういう法案の審議あるいは自衛隊の出動などについては必ず、湾岸戦争のときに金で済ませた、日本のPKOは後ろの方の安全地帯でうごめいているだけだと、本当に耐えがたい思いをしたと、これでようやく肩の荷がおりると、日陰の子がひなたに出でていけると、日本の外務省あるいは防衛庁の首脳の談話のような形でマスコミに登場してくる。

私、おかしいと思うんです。なぜそれなら、きっと日本は憲法の枠内で頑張っているんだと、何も恥ずかしいことではないんだと、そういうふうな談話が出てこないのか。そして、海外の要望にも応じていま一歩進んでこれからも頑張っていくんだと。当たり前のことでしょう。しかし、どうも日陰の子だと、情けない限りだと、ようやく多少は肩の荷がおると、そういう談話しか出でこないんですよ、防衛庁、外務省関係から。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は、そういう言葉いかがでしょうか。これは外務大臣。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は、そういう言葉は、今先生からいろいろ日陰だとかなんとかと伺っていますけれども、海外では、きのうもウズベキスタンの首相が来られましたし、パキスタンのムンヤラフ大統領とお会いしたとき、そのほかアメリカ関係もいろいろお目にかかるなりお話しするときに、それぞれの国が、きのうのウズベキスタンにしましてもパキスタンも、それぞれ自分の国として何ができるかということを国際社会で貢献していますし、まさしくそういうことが今回のアフガンにいたしましても議論されているわけですから、ですから、日本は協力の仕方が湾岸に比べておかしいあるとかいうことではなくて、日本も日本の憲法の範囲内で最大限の努力をしてくれてありがたいというむしろそういう評

価、そしてまた、それぞれの国が自分の違った立場で何ができるかという説明がありまして、お互いに本当に国際協力をしているというようなことを思つては必ず、派遣される際に、派遺される自衛官に対して、今回の任務におきましては国会で憲法の上で議論をされ遣する際に、派遺される自衛官に対して、今回の任務におきましては国会で憲法の上で議論をされ法律で制定をされた内容であるので、堂々と胸を張つて任務を果たしてほしいと隊員にも言つて申しますし、また今回の措置につきましては、国際社会に対しても日本の憲法の枠内でなし得る限りの努力をした内容であるというふうに胸を張つて申し上げる次第でございます。

○佐藤道夫君 私が言つたのは、外務省あるいは防衛庁の高官の談話のような形で、今まで恥ずかしい思いをした、これで恥が幾らかでも返せるところ、こういうことを問題にしているわけでありまして、いろいろなことを問題にしているわけではありませんし、そこで恥が幾らかでも返せるとして、そんなことを言い出したら本当に切りがないと思うんです。壁があるわけですから、その壁は乗り越えられない。そうすると未来永劫そういう非難を受けることになる。

そして、その非難を受けとめて、何とかその壁の少しでもすき間をくぐり抜けて向こう側に片足ぐらいも出したいものだと、そういう思いがあつて、いろんな改正、自衛隊の、自衛隊法あるいは改正がなされてきたいきさつがあるのですから、そのことは部内にもしっかりと徹底させて、今あなたがおっしゃつたとおり、やれることをやるんだと、やるべきことではなくてむしろやれることをやつしていくんだといううことで各國の理解も得られるし、部内の、何といふのか理解も得ていくと、そういう感じで一丸となつて頑張つてほしいと、そういう感じが私はしております。

それから、今、アフガニスタンで和平交渉ができつつありますて、近々何か暫定政府か何かが発足するみたいでありますけれども、ああいう形検討されているというふうなことも報道されてお

りますが、PKOもやっぱり出そつうということになるんだろうと思います。この場合に、日本のPKOも、仮定の話ではありますけれども、今回のPKO活動を実施するとなつた場合に、我が国が改定を受けとめて、そしてアフガニスタンに出かけいくということになるんだろうと思いますけれども、いかがですか、防衛庁長官。

○国務大臣(中谷元君) まだ、現実にPKOが実施されるということは現時点において確定もしていませんが、非常に流動的であります。PKO活動を実施するとなつた場合に、我が国が参加に関しましては、五原則でございますが、停戦の合意、受け入れ国の同意、中立、また武器使用、撤収という五原則を照らして判断をしてまいりたいというふうに思つております。

○佐藤道夫君 またそこで諸外国から日本はうるさいことを言つてはいるというふうに言わかれかねないとも私は思うわけですよ。アフガンの現状を見ておりますと、停戦は形式的にき上がりましても、タリバンが今、雲散霧消してしまつたわけじゃない。地下に潜つて機会あらばまた表に出ようと、こう考へていることも間違いないと思いますしね。それから、北部同盟の中でもいろんな派閥、民族の対立的なことがありますて、あれがまた一触即発、戦争が始まらないとも限らない大変危険な状態だということは常識で考へてわかるわけであります。

ですから、PKO五原則を当てはめますと、恐らく十年たつたってなかなか危険がなくなつたとは言えない、我が國はPKO派遣できないと、外國の皆さん方行つてください、頑張つてください、血を流してください、そういうことにとどまるんじゃないかという危惧の念があるんですけども、いかがでしょうか。あのアフガニスタンに早急に完全な平和が来るとはゆめ思えないので、いかがでしようか。

○国務大臣(中谷元君) 今から十年前のカンボジアのPKOでも、PKOの実施の前にはボル・ボト派とかシアヌーク派とかフン・センとか、四派が血みどろの紛争をしておりましたが、パリでこ

の四派を集めて和平交渉をし、それに基づいた停戦の合意に基づいて実施をいたしました。ですから、アフガンで実施する場合に、タリバンの勢力がいかなる状況で停戦の状況にコミットしてそれが確認できるかという点は重要なポイントであるというふうに思います。

○佐藤道夫君 これは私のかねがねの考へではあるためにあるんぢやなくて、平和を実現するためには頑張つていくのがPKOと、こういふわけですから、多少危険があつても、多少どころかかなりの危険があつても、やはり平和を実現するためには、あるいは避難民を救済するために出かけていく、それがPKOだろうと、こう思つておるのでは、突拍子もない考へと思われるかもしれませんけれども、PKO自体を防衛庁から切り離して、自衛隊から切り離して、外務省の所管にするのかあるいは内閣の所管にするのかわかりませんけれども、そういう組織をつくつて、各国の軍隊から成るPKOと同じ歩調で、同じ立場で、そして彼らが入つていくところにはすべて入つていて、そして平和を実現してくる。これは決して軍隊であるとかないとかそんな議論をする必要はないんだと、これは全然質が違うものなんだと、そういうことを考へておるわけですけれども、いかがでありますので、結果的には自衛隊と同じことにあります。子供の考へにちょっと近いですか、子供の考へにちょっと近いですか。

○国務大臣(中谷元君) そういう組織をつくつたとしても、その組織は憲法の制約に基づいた組織でありますので、結果的には自衛隊と同じことにあります。子供の考へにちょっと近いですか。

ちやうわけですよ、これは。本当に平和を実現するための集団であると、軍隊とは質が違うものだということで、ただ身を守る、あるいはまた紛争を静めるために武力行使をせざるを得ないと、それはしかしこ理解できる範囲で、平和憲法もそこまでとめているとは私ゆめ思わないわけですから。

官房長官 こうじょうながつかんのか  
な折で結構ですから、首相と議論をしていただけ  
れば私幸いだと思うんですけれども、いかがで  
しょうか。

○國務大臣(福田康夫君) 國際平和維持活動、こ  
れは冷戦後、選挙、文民警察、人道支援、行政事  
務などの多様な任務を含むようになつてきておりま  
す。我が国が派遣する国際平和協力隊を構成す  
るのは何も自衛隊だけということではないんですね  
よ。しかし、停戦監視などの軍事的な任務が依然  
として国連平和維持活動の中核的な部分を占め  
ていると、こういうこともあるわけでございま  
す。

我が國がこうした活動に貢献すべしと協力するというためには、自衛隊が長年にわたつて蓄積してきました技能とか経験、組織的な機能、こういうものを活用することが最も適切でございまして、このことは平和協力法制定以来、十一年間、六回にわたりこの国際平和協力業務を実施してきた自衛隊の実績を勘案すれば明らかにあります。こういうよろしく、内外からも高い評価も受けております。

また、仮に自衛隊と同様の機能を有するような、新しい先生のおっしゃるような組織を設ける場合には、これはまた膨大な時間と費用を要する所と、こういうようない側面もございまして、非常効率的ではありません。ということを考えられるわけがあります。

そういうことから、停戦監視等の任務の実施のために自衛隊と別個の組織を設ける必要は今のところないのではないかというように考えていいところでございます。

○佐藤道夫君 それが模範回答だとは思いますが、れども、さっきから何度も言っていますけれども、

も、新しい時代が来た、これから百年間どうして  
いこうかという段階でありますから、もう少  
広い立場で、広い考え方で、自衛隊、これは憲法違  
反かどうかとか、そういう議論、いつまで行つて  
もつきまとうんだろうと思ふんですけれども、そ  
れのないような形で、なるほど、それならもう一  
いやと、大いに頑張ってきてこいと、多くの国民  
がそういうふうに言うような、かけ声をかけて頑  
張るようなシステムをつくり上げていく。費用が  
かかる、何がかかるということを言い出したら切  
りがないわけであります。確かにかかるんでありま  
ましょうけれども、しかし自衛隊から切り離すレ  
いうわけですから予算是そちらからまたこちらと  
回ってくるわけで、あなたがち不可能でもないとい  
う考えもいたします。

なかなかそこまで勇気のあるような、やつてこ  
ようかという結論にはならないとは思いますがけ  
ども、ひとつ頑張ってください。いかがでしょ  
か。

○國務大臣(福田康夫君)　ただいま申し上げましたのは国連を中心とした平和維持活動ということで、武力が全く不要ないという地域だけないところで活動するということでございますけれども、全く武力の必要としないという部分の活動も、いうのはあるわけですね。これはこれでもって本、我が国はその組織をつくっておられます。緊急援助隊というものでございまして、これは害援助とかいうものを中心にしまして活動しているわけでござりますので、このことをお忘れく、ひとつよろしくお願ひいたします。

○佐藤道夫君　法案の関係は以上で終わりまして、外務大臣に外交上の問題、一二三取り上げて、お尋ねしたいと、こう思います。

外交といふのが、最初に、いわゆる不祥事の始末の問題でありまして、先日、外務省内の処が発表されて、三百二十八人ですか、行政處分を受けたと。懲戒免職が二名、一年間の休職が一と。かなり重いというふうに世間も受け取つてゐるわけですけれども、しかし、やっぱり不十

ぢやないか、大事なことが抜けているんぢやないかという批判も行われているようあります。そもそも外務省の職員数は五千人ぐらいだと思つてますけれども、三百二十八人というのは、ほんと十五、六人に一人の処分を受けた者がいる。一体これは何なんだろうか。

処分を受けた理由というのは何かというと、公金の使い込みと言つてもいい、はつきり言つてもいい、流用とか言つてもいい、はつきり言つてもいい、水増し請求、これは何だといえば、刑法上詐欺による。それが合計して三百二十八名、膨大な数です。日本刑法犯の犯罪者率というのは、人口比にしまして百人に一人いるかないかです。それが、ほぼ十五、六人に一人の犯罪者がいる。こんな組織は日本じゅうどこ探してもいいなよ。それが、ほんと十五、六人に一人の犯罪者がいる。こんな組織が日本じゅうどこ探してもいいよ。一体これは何なんだろうか、これが役所なのかとみんな首をかしげております。

しかし、外務大臣の談話は、これが精いっぱいであつたというようなことでありますけれども、私、こういうことをただ発表して終わりといふじゃなくて、どうすれば二度とこういうことが、事件が起きないのか、再発防止。いろんな考えがありませうけれども、その第一義の条件は、厳しい措置を行ふ、そして一罰百戒とよく言われていますけれども、一人を重く处罚して百人に、残りの九十九人の見せしめにすると、一罰百戒。見せしめという言葉は余りよくなのかもしれませんけれども、やっぱり重く処分をするということが再発防止の何よりの糧だと思う。

ところが、刑事告発、告訴はしていないようで、証拠もなしに行政処分をしたのかと、そんなものはすぐ不服申し立てがあれば取り消しの対象になりますから、きちっとした取り調べというのか事情聴取をして、本人の弁明も聞いて、そし

て懲戒処分をしていくわけですから、説明があるないなんていうことは一切許されない分明なんでありまして、いずれにしろ、刑法上、裁判上、有罪になるかどうか、それを判断するのは警察、検察の仕事ですから、あなたがあれこれ気を回す必要はないんであって、これはもう刑事訴追を、刑事告訴をしようと。刑事訴訟法はそういうふうに定めておりますから、官吏、公吏が犯罪ありと想像するときは告発せねばならないと義務づけておるわけですから、告発すべきだと私は思っています。

あなた自身が法律を守らないでだれに法律を守れというのか、そういう問題だつて起きてこないとは限りませんよ。すべきものはやつてください。いかがでしょうか。

○國務大臣(田中真紀子君) ことしの一月以来、松尾事件を契機としまして数々の不祥事が発覚いたしておりますこと、そしていろいろな御迷惑をおかけしておりますこと、国民の皆様に対しまして、外務省を代表する者として、まず深くおわびを申し上げます。

と同時に、この松尾事件につきましても、発覚はことしの一月でしたが、一月に始まつたわけではなくて前から起こっていたということでありましたし、またその後も、きのうのほかの委員会でもございましたけれども、八つ、九つの不祥事が表に出ておりまして、多くの人が处罚をされております。

そういう中におきまして、時系列的に見ましても、急にでき上がった、起つたことではなくて、この百三十二年もある五千人を抱える外務省の中で長年にわたつて行わってきたあきし慣行といいますか、責任ある立場の、もちろん外務大臣もおりますし、それから事務官の責任者もいるわけですが、事務次官を初めとして大勢おられるわけですけれども、それをただあきし慣行として座視していたり、看過していたり、あるいは不作の行為で気づいても気づかぬふりをしていたり、あるいは本当に気づかなかつたかわかりませ

んけれども、そうして、今回、ことしの一月から、もう十二月になりましたけれども、この一年間にたくさん出てきているということが実態であるというふうに思います。

お尋ねの処分で、告発、告訴等についてでござりますけれども、いろいろなケースがありますけれども、調査結果の判明した事実関係に関しまして、関係者の意思や行為が犯罪の構成要因に該当するか否かなどについて、捜査当局にも相談をしつつ、現在慎重に検討する考えであります。これは、法曹界に身を置いていらっしゃった委員はおわかりであるというふうに思います。

○佐藤道夫君 捜査当局は警察ですか。検察ですか。

○国務大臣(田中真紀子君) 警察でございます。

官吏、公吏は犯罪あると想料するときは、告訴、告発をせねばならないとはつきり書いてあるわけであります。相談するもしないも、行政処分をするについて集めた資料、その中の非常に悪質なもの、一人、中には千万近くの収賄も、収賄じゃなくて事件もあつたと。数百万、数十万、常識的に考えて、これはやっぱり取り締まり当局、捜査当局に申告をして調べてもらうと、シロならシロでいいわけですから。別に何も恥ずかしいことではない。一応するのが、私、行政庁の仕事だと思うんです。何も相談するとかしないとかいう問題じゃありません。行政処分をするだけの資料があるとすれば、あとはもう司直にお任せすると。なぜそれがとれないのか。いかがですか。

○副大臣(杉浦正健君) 委員御指摘でございますが、告訴しないと決めているわけではございません。

この調査は、警察庁でございますが、浅川事件を調べている過程で出てきたことでございまして、ブル金の問題は、それで調査をやつたわけなんですねけれども、一つ一つの事実について詳細に、調査の段階で多数の人間がかかわっておりま

すから確定できていない面がございますので、捜査当局から提供された資料をもとに、先生の御指摘のような犯罪の構成要件に当たるかどうかは、捜査当局の意見がながら検討中だといふけれども、調査結果の判明した事実関係に関しまして、関係者の意思や行為が犯罪の構成要因に該当するか否かなどについて、捜査当局にも相談をしつつ、現在慎重に検討する考えであります。これ

か、捜査当局の意見も聞きながら検討中だといふことでございまして、告訴しないということを決めたわけではございません。

○佐藤道夫君 そういうてうやむやになってしまふ例が非常に多いのですから、いつぐらいになつたら行政庁である外務省としての結論が出るのか。これはもうしない、いや、これはやろうと。やろうと思えば三日三晩徹夜でもして係官がやればきちっとやれるはずですから。もう随分たつているわけでしょう。やる気がないんじやないかと国民はそう思つて、いるけれども、早急にやるやらないを決めるということをこの場ではつきり言つてください。

○国務大臣(田中真紀子君) おつしやる御趣旨もわかりますけれども、やはり慎重に内部で検討いたしております。

○佐藤道夫君 少しまじめに答えてください。

○国務大臣(田中真紀子君) おつしやる御趣旨もわかりますけれども、やはり慎重に内部で検討いたしております。

○佐藤道夫君 私、いつぐらいになつたらその結論が出るのかと、こう聞いてるんですけどね。内部で検討しますというの、していますというのを答えてなつてないんですよ。

○国務大臣(田中真紀子君) できる限り早くお答えも出せるように、内部では慎重に検討いたします。

○佐藤道夫君 その一環として、私、この委員会で今まで三回、四回取り上げた川島リポートなるものについて、一体松尾なる者に会計処理全部任せたのはだれなんだ、どういう理由で任せたんだ

と、こう聞いてるんですけどね。内部で検討しますというの、していますというのを答えてなつてないんですよ。

○国務大臣(田中真紀子君) できる限り早くお答えも出せるように、内部では慎重に検討いたします。

○佐藤道夫君 その一環として、私、この委員会で今まで三回、四回取り上げた川島リポートなるものについて、一体松尾なる者に会計処理全部任せたのはだれなんだ、どういう理由で任せたんだ

と、こう聞いてるんですけどね。内部で検討しますというの、していますというのを答えてなつてないんですよ。

○副大臣(杉浦正健君) 委員御指摘でございますが、告訴しないと決めているわけではございません。

この調査は、警察庁でございますが、浅川事件を調べている過程で出てきたことでございまして、ブル金の問題は、それで調査をやつたわけなんですねけれども、一つ一つの事実について詳細に、調査の段階で多数の人間がかかわっておりま

ね。余計な捨てゼリふみたいにして次回がいつに開かれるのはいつかわからないと、こういうことでございまして、告訴しないということを決まります。

何度もこの問題を取り上げておりますから、もうあれこれ言う必要はないと思いますけれども、会計処理というのはどうに優秀でも一人にやらせるなんということはあり得ないわけです。それ

を上の者が厳重に監査して、決裁をして、そして現金の出納ということが行われていくわけで、松尾一人に優秀だからやらせたということを杉浦副大臣がだれかが言つておりましたけれども、そんなばかりかたことをやつしている役所はありません。

民間会社だってやりません。一人にやらせればこらかですかから、必ず、決裁、複数の者で現金授受をやらせるとか、そういうことをやつている。

松尾にやらせたのは何なんだ。川島リポートでははつきり、松尾にやらせたためにこういうことになつたと。じゃ、だれがやらせたんだといふことを、それだけを聞いておるんですよ。いかがですか。

○国務大臣(田中真紀子君) このお尋ねがあつたことは忘れておりませんけれども、私も関係者に聞いておりますが、その結果、今委員がおつしやつたのは、こうした重大な会計処理を一人の

人間に任せることなどはあり得るはずもないし、あつてはならないとおつしやいました。しかし、残念ながらそうであつたということが役所からの結論として得ております。

○国務大臣(田中真紀子君) マスコミがおもしろおかしく書き立てるかどうかは存じませんけれども、部内の々々のやりとりにつきましては、個人のことでもありますので答弁は差し控えさせていただきます。

○国務大臣(田中真紀子君) マスコミがおもしろおかしく書き立てるかどうかは存じませんけれども、マスコミがおもしろおかしく書いているから

こと、答弁は、答弁といいますかお答えは差し控えさせていただきます。

○佐藤道夫君 役所にいる限り大臣はもう私的な分野はないということはまず言つたでしょう。指輪を秘書官に、秘書官ですよ、これ、私設秘書

じやありませんよ、買い物に行かせたのかどうなのですか。プライベートな用務で秘書官を使つたと、それだけだつて、私、大変な問題だと思うんです。

せたんだと、これを聞いているわけですから、も、どうも、また次回にいたしますか、じゃ、この問題も、残念ですけれども、それから、余り時間なくなりましたけれども、最後に指輪の問題を、私、これ、あきらめておりませんので、一体あの秘書官をして買ひに行かせたのか行かせていないのか、イエスかノーカ、それだけおっしゃつてください。

○佐藤道夫君 プライベートですといって大臣室で何かいかがわし

い人物と会つたりする。国民はそれはおかしくて追及するでしょう。そのときに、これはプライベートですかから、

あの秘書官に指輪を買ひに行かせたことはあるのかないのか。ついでに、もし買ひに行かせたとすればその金はどこから出たのか。それからもう一つ、マスコミがおもしろおかしく書き立てているんですけども、何か指輪は自宅から出でてきたんだと、こんなばかげたことが一体あるんだろうか、そういう気もしております。もうはつきりしないよ、ここまで来たんですから。

せたんだと、これを聞いているわけですから、も、どうも、また次回にいたしますか、じゃ、この問題も、残念ですけれども、それから、余り時間なくなりましたけれども、最後に指輪の問題を、私、これ、あきらめておりませんので、一体あの秘書官をして買ひに行かせたのか行かせていないのか、イエスかノーカ、それだけおっしゃつてください。

○佐藤道夫君 プライベートですといつて大臣室で何かいかがわしい人物と会つたりする。国民はそれはおかしくて追及するでしょう。そのときに、これはプライベートですかから、

あの秘書官に指輪を買ひに行かせたことはあるのかないのか。ついでに、もし買ひに行かせたとすればその金はどこから出たのか。それからもう

一つ、マスコミがおもしろおかしく書き立てているんですけども、何か指輪は自宅から出でてきたんだと、こんなばかげたことが一体あるんだろうか、そういう気もしております。もうはつきりしないよ、ここまで来たんですから。

○国務大臣(田中真紀子君) マスコミがおもしろおかしく書き立てるかどうかは存じませんけれども、部内の々々のやりとりにつきましては、個人のことでもありますので答弁は差し控えさせていただきます。

○国務大臣(田中真紀子君) たださくとも前回もお願いを申し上げましたけれども、マスコミがおもしろおかしく書いてるから

こと、答弁は、答弁といいますかお答えは差し控えさせていただきます。

○佐藤道夫君 役所にいる限り大臣はもう私的な分野はないということはまず言つたでしょう。指

輪を秘書官に、秘書官ですよ、これ、私設秘書

じやありませんよ、買い物に行かせたのかどうなのですか。プライベートな用務で秘書官を使つたと、それだけだつて、私、大変な問題だと思うんです。

せたんだと、これを聞いているわけですから、も、どうも、また次回にいたしますか、じゃ、この問題も、残念ですけれども、それから、余り時間なくなりましたけれども、最後に指輪の問題を、私、これ、あきらめておりませんので、一体あの秘書官をして買ひに行かせたのか行かせていないのか、イエスかノーカ、それだけおっしゃつてください。

○佐藤道夫君 プライベートですといつて大臣室で何かいかがわしい人物と会つたりする。国民はそれはおかしくて追及するでしょう。そのときに、これはプライベートですかから、

あの秘書官に指輪を買ひに行かせたことはあるのかないのか。ついでに、もし買ひに行かせたとすればその金はどこから出たのか。それからもう

一つ、マスコミがおもしろおかしく書き立てているんですけども、何か指輪は自宅から出でてきたんだと、こんなばかげたことが一体あるんだろうか、そういう気もしております。もうはつきりしないよ、ここまで来たんですから。

ですから、はつきりおっしゃつたらどうですか、行かせたことはないと、いや、行かせました。それはこういう理由で買いに行かせましたと。それだけのことだと思って、割り切ってお答えなさい。なに役所の細かいやりとりなんて、そんなこと、余計なことを言う必要はありませんから。

○國務大臣(田中眞紀子君) お答えなさいとおっしゃつておられますけれども、部内での一々のやりとりでござりますので、そうしたことをお答え申し上げるということは差し控えさせていただきたい。

○佐藤道夫君 それは答弁拒否の理由にならないということを言つているでしょう。わからないんですけど、私の言つていることが。

当然に秘書官にこういうことを命令したのかと、おかしくはないのかと。いや、命令しておませんと言えばそれはそれでいいことであります。命令しました、それについてはこういう理由があつて命令しましたと。個人的な一々のやりとりということは、プライバシーを理由とするんですけど。そういうことは許されませんよといふことを言つているでしょう。

なぜ答えないんですか。やっぱり買いに行かせたんでしょ。だから、ぐあいが悪くて言えないんでしょ。そう言つたらいいでしょ。行かせなきや行かせていませんよと言えばいいわけですからね。どうぞ。

○國務大臣(田中眞紀子君) 部内での一々のことにつきましては、お答えを申し上げることは差し控えさせていただきます。

○佐藤道夫君 大体時間だと思います。私も、前の仕事をやつてあるところから、執念深いとか、よく言えば粘り強い、悪く言えば執念深いとも言っていたわけで、この問題、決してあ

きらめる、断念するわけにはいきませんので。あなたを考え、間違っていますからね。

そういう部内での一々のやりとり、あなたの仕事は全部部内でのやりとりであります。なに役所の細かいやりとりなんて、そんなことをこうやりなさい、あやりなさい、部下に下命します。そういう下命をしたのかしないのか、そんな一々のやりとりは答えませんと、こう言つています。

○海野徹君 おはようございます。民主党・新緑

風会の海野徹です。

本会議場でも質問をさせていただきましたが、P.K.F.本体業務の凍結解除について御質問をさせていただきたいと思います。

これは、以前、ある意味では経験を実際に積みながら、あるいは内外の広い理解を得てから本体業務を実施するという、そういうような凍結の理由がありました。防衛庁長官は、それに対して、P.K.F.本体業務の凍結解除について御質問をさせ

た点について、要するに今までどういう努力を積み重ねて、その結果としてその今おっしゃられたようなものが具体的にあった、こういう事例からあつたということなんでしょうか。その点について具体的に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) まず、凍結をしたとい

るのは、初めてのP.K.O活動でありまして、より実績の積み重ねにより、我が国との国際平和への積極的貢献について内外のより広い理解が得られ、また期待が高まつたと考え、国会等でのさまざま

な議論を踏まえつつ検討して提出になつたという

○國務大臣(田中眞紀子君) 答弁をしていただいております。実績を積み重ねてきた、内外から広い理解を得られた、期待も高まつたという話だったんですね。官房長官は、東チモールへの派遣の準備にこれは必要じゃないかと

おもしおかしく言われているというふうにおっしゃいましたけれども、そういうことについてお答えすることも差し控えさせていただきます。

○佐藤道夫君 大体時間だと思います。

私も、前の仕事をやつてあるところから、執念深い

な御答弁もさせておきます。

そこでお伺いするわけなんですが、いま一度私

質問させていただきたいのは、なぜ今なのか、何

をもつてなのかと。内外の広い理解とか期待が高いことなどという非常に抽象的な文言でありまして、それが慎重であった凍結の理由に書いてあつたそのままのままでありますから、非常にその辺まだ理解しないわけなんですが、やはりそれとともに、内

外ということでありますから、これは国内においてもそういう期待あるいは理解の高まりがある、広まりがあつたということなんですが、その点について、要するに今までどういう努力を積み重ねて、その結果としてその今おっしゃられたようなものが具体的にあった、こういう事例からあつたということなんでしょうか。その点についても具体的に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) まず、凍結をしたとい

るのは、初めてのP.K.O活動でありまして、より実績を積み、また国民の理解が得られた時期にこの解除をするべきだというような平成四年のこの法案の成立時の国会での御判断であつたと私は思つております。

この内外の理解につきましては、平成三年当時のP.K.Oに対する賛成、反対の比率を見ますと、賛成が四五・五、反対が三七・九に対して、現時点におきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

ところにおきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

ところにおきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

ところにおきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

ところにおきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

ところにおきましては賛成が七九・五、反対が八・六と、この九年間に賛成が飛躍的に倍近く上がつておりますし、反対におきましては五分の一になつております。このように、国民の理解は得られた

に混在する中で現在の体制が果たして適当であるのかどうかという観点からしまして、今回、武器使用の規定の改正をするわけでございますが、この改正は、これから東チモールへ自衛隊の派遣の準備をいたしておりますけれども、この業務がより円滑にかつ安全に実施し得るという点で現時点においての改正をお願いしているわけでございま

す。

○國務大臣(福田康夫君) 今、防衛庁長官から御説明申し上げたとおり、この日本のP.K.O活動これに対する評価というものは、これは、国民の間にも定着したものであるというように考えておられます。

○海野徹君 官房長官、御見解を。

○國務大臣(福田康夫君) 今、防衛庁長官から御説明申し上げたとおり、この日本のP.K.O活動これに対する評価というものは、これは、国民の間にも定着したものであるというように考えておられます。

○國務大臣(中谷元君) まず、東チモールへ自衛隊の派遣の準備をいたしておりますけれども、この業務がより円滑にかつ安全に実施し得るという点で現時点においての改正をお願いしているわけでございま

す。

○國務大臣(中谷元君) まず、東チモールへ自衛隊の派遣の準備をいたしておりますけれども、この業務がより円滑にかつ安全に実施し得るという点で現時点においての改正をお願いしているわけでございま

す。

私は、今回、この東チモールに行くということを前にして、東チモールで施設部隊が中心になります。活動するということになります、これはカンボジアでやったのと同じ施設部隊でございますけれども、それが中心になってやるということをございますけれども、今回の法改正が行われれば、もしかしてできる仕事があればそれもできるという意味において、私は非常に今後のPKOの国際活動ということについては期待をいたしておりますし、それがまた国際社会の期待と一緒にになって国際社会に対する貢献という形になつてあらわれてくるのではないかと、こんなふうな期待をいたしておりますところでございます。

○海野徹君 九年間で非常に国民の理解を得られたという防衛庁長官のお話だと思います。ある意味では、先ごろ行われた世論調査の数字だと思うんですね。そこに至るまで、四十数%から八〇%ですか九〇%ですか、要するにその数字に至るまで、いろんな確かにPKOを派遣してPRもされてきたと思うんです。

具体的にもう少し防衛庁長官、国内におけるそういう数字が出てきた背景としての、要するに防衛庁としての理解を高めるための努力といふんですか、それは具体的にどういうことをやってきましたか。瞬間に出てた数字じゃないんですか。いつやるんですか。

○国務大臣(中谷元君) この防衛問題に対する世論調査というのは三年ごとにやつておきました。年々理解はふえております。例えば、絶対反対だったという人は平成三年には一八・八%いました。それが、三年ごとの数字ですけれども、一〇・八、三・一、二・七というふうに階段のように減っています。そして、賛成するという人も段階的におります。そして、賛成するという人が非常に重要になります。そして、おりまして、これは過去六回の派遣等の報道や、また防衛庁としても広報活動を実施いたしましたけれども、そういう点において国民の皆さ

人が御理解を徐々にしていたんだというふうに思つております。

○海野徹君 それは、PKF本体業務の凍結解除によって、その数字というのはまた戻っていくかもしれません。しかし、そういう懸念というものは全くございません

意味において、私は非常に今後のPKOの国際活動とすることについては期待をいたしております。

○國務大臣(中谷元君) これはまだPKFの活動においてはまだ実施しておりませんので、そのため結果を踏まえなければならないというふうに思つておりますけれども、我々いたしましては、国民のきちんとした理解と合意に基づく活動をしてまいりたいと思つております。先ほど佐藤先生もおっしゃいましたけれども、このPKO活動自体は、世界平和のために大変各国から多く参加しておりますけれども、このPKO活動自体の運営に際して我が国としても積極的に実りのある貢献をしてまいりたい、それによつて国民の皆さん御理解を得たいというふうに思つております。

○海野徹君 それでは、次の質問に入らせていただきますが、PKO参加の五原則に関連してなんですが、武器使用基準を緩和した理由についてお伺いしたいなと思うんです。

PKO要員を出す以上は、非常に今その派遣先の事情というのは大変複雑多岐な業務を展開しなくてはならないような状況になつているんじやないですか。しかも非常に流動的だろう、そんなふうに思います。出す以上はやっぱり武器使用についても最低限の柔軟性を持たせるべきじゃないかな

いから、しかも非常に理解が高まつたというような理解をしていらっしゃるんですか。

○国務大臣(中谷元君) この防衛問題に対する世論調査というのは三年ごとにやつておきました。年々理解はふえております。例えば、絶対反対だったという人は平成三年には一八・八%いました。それが、三年ごとの数字ですけれども、一〇・八、三・一、二・七というふうに階段のように減つております。そして、賛成するという人が非常に重要になります。そして、おりまして、これは過去六回の派遣等の報道や、また防衛庁としても広報活動を実施いたしましたけれども、そういう点において国民の皆さ

いんですが、ましてや国際基準との間でやはりまだ溝があるというような思いが、どうしてもそういう懸念があるわけなんですが、その点についてお聞きたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 現行の法律によりますと、自衛隊員派遣された自衛隊員しか防衛することができませんでした。

ところが、カンボジアやゴラン高原、ザイールにおいてはまだ実施しておりませんので、そのため結果を踏まえなければならないというふうに思つておりますけれども、我々いたしましては、国民のきちんととした理解と合意に基づく活動をしてまいりたいと思つております。先ほど佐藤先生もおっしゃいましたけれども、このPKO活動自体は、世界平和のために大変各国から多く参加しておりますけれども、このPKO活動自体の運営に際して、必要な活動であるという認識を持つておりますので、PKFが凍結解除されたとしても、そのような活動に際して我が国としても積極的に実りのある貢献をしてまいりたい、それによつて国民の皆さん御理解を得たいというふうに思つております。

PKO要員や現地の人たちが危機に際しても、あなた方は守るわけにはいきませんというふうに説明して、もう本当にそれで正常な任務ができるかといいますと、やはりその点におきましては、現地の状況に合わせて、同じ仕事をする仲間として同じ危機に際した場合には身を守るということがあつてしかるべきではないかという観点で、今回、同じ地域に行動する他のPKO要員、国連職員、NGO等と武器の使用に係る防衛対象を拡大したわけでございます。

○海野徹君 PKF本体業務の凍結解除がまず先にあって、凍結解除してPKFに参加することによって、ある意味では国連の期待するような活動を十分に行うためには武器使用基準の緩和は不可欠だと、そういうような意識から今回の武器使用基準の緩和になつたということじゃないんですね。

○國務大臣(中谷元君) 今回の改正は、これまでの経験を生かした教訓に基づく改正でござります。

○海野徹君 それでは、非常に現場の要するに専門性、テクニカル性、あるいはプラクティカル性というふうな要素を私は持つてゐるわけなんです。

○國務大臣(中谷元君) その点について防衛庁長官、どうでしょ。その点について防衛庁長官、どうでしょ。この問題が非常に複雑化して、現場がこういうような形では混乱が起きないんだろうかといふなんですが、非常にそれがある意味ではさまざまあるというような印象を私、持つわけなんですね。この問題が非常に複雑化して、現場がこういうような形では混乱が起きないんだろうかといふなんですが、非常にそれがある意味では法律がすべて、全部法律が同じような権限になつておりませんから。その点について防衛庁長官、どうでしょ。

各政党間で、政党の内でも非常に活発に議論をされてゐるというふうに思つております。

この観点において憲法とのように整理をしていくかという作業が必要でございまして、防衛庁はいましては、この武器の使用の問題等について防衛庁長官、どうなんですか。

○國務大臣(中谷元君) 精力的に判断をしてまいりたいというふうに思つております。

○海野徹君 武器使用について、実際の現場においてはやはりとにかく簡単であること、とにかく余り要するに判断が複雑にならないこと、というのが現場で一番要請されることだと思うんですね。

○國務大臣(中谷元君) 精力的に判断をしてまいりたいというふうに思つております。

自衛隊の武器使用権限についても、PKO、国連平和維持活動協力法のほかに、周辺事態法あるいは自衛隊法第百条あるいはテロ特措法、いろいろ使用権限が、法律がそれぞれ定められているわけなんですが、非常にそれがある意味ではさまざまあるというような印象を私、持つわけなんですね。この問題が非常に複雑化して、現場がこういうような形では混乱が起きないんだろうかといふなんですが、非常にそれがある意味では法律がすべて、全部法律が同じような権限になつておりませんから。その点について防衛庁長官、どうでしょ。

○國務大臣(中谷元君) 確かにさまざまな形態になつております。これはなぜかといいますと、やはり武器の使用に関しては制約的な見地での議論がされてこられたと。つまり、法律によって自衛官に武器の使用を認めさせてきたということで、それぞれ周辺事態法、PKO法、テロ対策法、自衛隊法、それぞれの任務に関する任務の遂行に必要な範囲内の武器使用を法律によつて認めてきた



そういうものをやっぱり個人個人身につけていないとなかなか今現場で活動できないんじゃないとかというような話があります。そうなると、やはりある程度PKO訓練所みたいな構想をつくる必要もあるだろうし、ミリタリー・オブザーバーみたるものを見るとか、別組織をつくるとかいうようなことが当然もう検討、早急に検討しなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

先ほど官房長官は、いや、それをつくったら、とてもじゃないけれども時間がかかる、費用もかかる効率的じゃないという話だったんですねが、かえってその方が今、日本に与えられている状況の中で私は実際に積極的な貢献ができるんじゃないかなと思うんですが、その点、防衛庁長官、どうお考えですか。

○國務大臣(中谷元君) 私は、自衛隊というのは世界で一番PKO活動にふさわしい組織であるというふうに思っております。それはなぜかというと、そのPKO活動自体が平和維持のためでありまして、戦闘を目的としたものではございません。自衛隊も専守防衛ということで我が国の防衛に徹して、日々、野外で国防の任についておりますが、このPKO活動自体が平和維持であるという観点からしますと、日常の訓練がそのままこの現場において活用し得る面も多いわけでありまして、日々の自己完結の、また野外で活動できる能力を遺憾なく発揮できるという点であります。

別組織をつくるとなりますと、また自衛隊と同じような訓練をしたり人員管理をしたり処遇をして、日々の自己完結の、また野外で活動できる能力を遺憾なく発揮できるという点であります。

PKOセンター等を設けて専門的に訓練をすればという御提言でございますが、この点につきましては、そのようなことをすればさらなるPKO活動にとって効果が出るというふうに判断すれば、そのようなものも今後検討してまいりたいと

いうふうに思っております。

○國務大臣(中谷元君) 現時点においては、特に

○海野徹君 ミリタリー・オブザーバーを送るなんというのは考えはありませんですか。

○國務大臣(中谷元君) これまで六度にわたりまして、官房長官から派遣を準備しなさいという御指示がありました。それで、今まで六度にわたりまして部隊を派遣をしてきましたが、今後とも、部隊派遣また停戦監視要員の派遣といった人的貢献を行ってまいりたいというふうに思っております。

ミリタリー・オブザーバーというのは中国等も派遣をいたしておりますが、カンボジアの派遣とともに、停戦監視要員として個人的に自衛隊員を派遣をして、地方において個人の身分で停戦監視を行っていた事例がございます。

○海野徹君 今後とも、我々自身がいろんな地域で学習をして、また自衛隊の持っている能力を活用するという観点におしましては、このミリタリー・オブザーバー等も派遣も検討してまいりたいというふうに思っております。

○海野徹君 中国は、非常にうまい、顔の見え

る、しかもコストが安い貢献の仕方をこういう形でしているみたいですから、日本もぜひひまねをしてたらどうかなと思うんですが。

○海野徹君 現場では、やはり非常に高度な価値判断で多様な活動が求められていると言いますよね。それだけに、ぜひ訓練センターというか、防衛庁長官は自己完結的に日ごろ訓練された自衛隊員をどういった観点からして、特に自衛隊員のそういう意味での、ある意味では司法制度に対する考え方、あるいは行政組織をどうやってつくるかということに対する考え方、あるいは歴史とか民族の問題、人権の問題についてもよくやっぱり日ごろ研修していくだいで送り込むというようなことをやっていただきたいなと思いますが、その点について今はどうなっているんですか、その点については。

ただ単に、要するにあんたたち行ってこいとやつてているんですか。そういう点での要するに事前の研修といふんですか、プログラムをきっちり組んで。どうなんでしょう。

○國務大臣(中谷元君) 現時点においては、特に

○海野徹君 ミリタリー・オブザーバーを送るなんというのは考えはありませんですか。

○國務大臣(中谷元君) これまで六度にわたりまして、官房長官から派遣を準備しなさいという御指示がありました。それで、今まで六度にわたりまして部隊を派遣をしてきましたが、今後とも、部隊派遣また停戦監視要員の派遣といった人的貢献を行ってまいりたいというふうに思っております。

ミリタリー・オブザーバーというのは中国等も派遣をいたしておりますが、カンボジアの派遣とともに、停戦監視要員として個人的に自衛隊員を派遣をして、地方において個人の身分で停戦監視を行っていた事例がございます。

○海野徹君 今後とも、我々自身がいろんな地域で学習をして、また自衛隊の持っている能力を活用するという観点におしましては、このミリタリー・オブザーバー等も派遣も検討してまいりたいというふうに思っております。

○海野徹君 中国は、非常にうまい、顔の見え

る、しかもコストが安い貢献の仕方をこういう形でしているみたいですから、日本もぜひひまねをしてたらどうかなと思うんですが。

○海野徹君 現場では、やはり非常に高度な価値判断で多様な活動が求められていると言いますよね。それだけに、ぜひ訓練センターというか、防衛庁長官は自己完結的に日ごろ訓練された自衛隊員をどういった観点からして、特に自衛隊員のそういう意味での、ある意味では司法制度に対する考え方、あるいは行政組織をどうやってつくるかということに対する考え方、あるいは歴史とか民族の問題、人権の問題についてもよくやっぱり日ごろ研修しているだいで送り込むというようなことをやっていただきたいなと思いますが、その点について今はどうなっているんですか、その点については。

ただ単に、要するにあんたたち行ってこいとやつてているんですか。そういう点での要するに事前の研修といふんですか、プログラムをきっちり組んで。どうなんでしょう。

○國務大臣(中谷元君) アフガンでPKOを実施するかどうかにつきましては、国連のPKO局で計画をして各国に参加等を呼びかけるわけでありますが、今後とも、我が国として積極的に国連のPKO局等に対する情報収集また調整等を行ってまいりたいというふうに思っております。

〔委員長退席 理事吉村剛太郎君着席〕

PKO局とかPKO部隊とかいう固定的な組織は持っておりません。それぞれの派遣に際しまして、官房長官から派遣を準備しなさいという御指示がありましたが、今後、精力的に議論がされる、そして国民の合意が得られるべきかということにつきましてはもっともっと積極的な議論をした上で判断していかなければならぬ問題でございますので、今後、精力的に議論がされる、そして国民の合意が得られるべきかということを期待しております。

○海野徹君 外務大臣にお伺いしたいんですが、今のに関連しての質問なんですか。やはり我が国というのは国際社会で、非常に平和で安定した国際社会であるということが日本にとって最大のいい環境でありますから、その要するにあるアフガニスタンでのPKO活動なんですが、これも佐藤委員からの若干の質問はあつたわけなんですが、私が本会議場で質問させていただいた中でも、情勢の推移等を十分把握した上で、関係国及び関係国際機関とも協議しつつ検討していく、そういうような答弁が外務大臣からもあつたわけなんですが、防衛庁長官、官房長官、外務大臣からあつたわけなんですか。

日本が国連重視の外交をやっている、それを柱としているということであれば、直接的に国連に働きかけて、やっぱりPKOの実施を働きかけていく必要がこのアフガンにあってもいいんじゃないかなと思いますし、アフガニスタンでの多国籍軍、あるいはPKF、その後のPKOと、当然そういう流れが想定されるわけですから、そういうことを想定しますと、やっぱりもう一度、質問になつてしまふんですが、今回の改正というのにはやっぱり必ずしも十分じやないんじゃないかなと

なつてしまふんですが、今回の改正というのにはやっぱり必ずしも十分じやないんじゃないかなと

いう思ひが出てくるわけなんです。それで、参加五原則の見直しというのはやっぱり議論になつていい可能性が非常に高いんじゃないかなと思うのですが、防衛庁長官、どうなんでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) アフガンでPKOを実施することも含めて展開していくてもいいのではないかという御意見であつたというふうに理解をいたしました。大変興味深く伺いました。

○國務大臣(田中真紀子君) 今までの海野委員の最初からの議論を踏まえて伺つておりましたけれども、大変興味深く伺いました。

要するに、PKOの参加五原則の見直しということも含めて展開していくてもいいのではないかという御意見であつたというふうに理解をいたしました。大変興味深く伺いました。

○國務大臣(田中真紀子君) 最初からの議論を踏まえて伺つておりましたけれども、やはりPKOの現場、先ほどお答えしましたけれども、実態がどうなるであろうかということと、それからやっぱり国内での議論というものをかみ合わせて、整合性を持ってどのようにやつていくかということが問題だと思います。うふうに思います。国際社会の平和と安定、そのため貢献する、それがもう外交の要諦、私が着任以来言つたことの二つのうちの一つでありますけれども、それに対するビジョンというの

ますけれども、大したこととは申せませんけれども、私は、この七、八ヶ月間の中で成果とかそういうものという

また、参加五原則等の問題等につきましては、どうあるべきかということにつきましてはもっともっと積極的な議論をした上で判断していかなければならぬ問題でございますので、今後、精力的に議論がされる、そして国民の合意が得られるべきかということを期待しております。

○海野徹君 外務大臣にお伺いしたいんですが、やはり我が国というのは国際社会で、非常に平和で安定した国際社会であるということが日本にとって最大のいい環境でありますから、その要するにあるアフガニスタンでのPKO活動なんですが、これも佐藤委員からの若干の質問はあつたわけなんですが、私が本会議場で質問させていただいた中でも、情勢の推移等を十分把握した上で、関係国及び関係国際機関とも協議しつつ検討していく、そういうような答弁が外務大臣からもあつたわけなんですが、防衛庁長官、官房長官、外務大臣からあつたわけなんですか。

日本が国連重視の外交をやっている、それを柱としているということであれば、直接的に国連に働きかけて、やっぱりPKOの実施を働きかけていく必要がこのアフガンにあってもいいんじゃないかなと思いますし、アフガニスタンでの多国籍軍、あるいはPKF、その後のPKOと、当然そういう流れが想定されるわけですから、そういうことを想定しますと、やっぱりもう一度、質問になつてしまふんですが、今回の改正というのにはやっぱり必ずしも十分じやないんじゃないかなと

なつてしまふんですが、今回の改正というのにはやっぱり必ずしも十分じやないんじゃないかなと

いう思ひが出てくるわけなんです。それで、参加五原則の見直しというのはやっぱり議論になつていい可能性が非常に高いんじゃないかなと思うのですが、防衛庁長官、どうなんでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) アフガンでPKOを実施することも含めて展開していくてもいいのではないかという御意見であつたというふうに理解をいたしました。大変興味深く伺いました。

要するに、PKOの参加五原則の見直しということも含めて展開していくてもいいのではないかという御意見であつたというふうに理解をいたしました。大変興味深く伺いました。

○國務大臣(田中真紀子君) 最初からの議論を踏まえて伺つておりましたけれども、やはりPKOの現場、先ほどお答えしましたけれども、実態がどうなるであろうかということと、それからやっぱり国内での議論というものをかみ合わせて、整合性を持って

のは後々人様が評価するもので、じわりときいてくるものであろうと思つておりますが。一番申し上げられることは、紛争予防といいますか、そのため何ができるか、軍縮の問題もあると思いますし、核不拡散の問題なんかあると思ひますが、これは、私は国際的な会議のときにはかなり声高に積極的に意図的に意識して申しております。人道支援、人の尊厳というものについて、そういうことについても意図的に発言をしておりますけれども、そこに寄せていく、そういう努力を私は外務大臣としてしたいと思つています。それは、国内のいろいろの立場もありますし、国会での議論でなかなか、前行つたり戻つたりといふことがあることも承知しておりますが、国内のやはり議員でありますし、議員としてこの小泉内閣の閣僚として登用していただけておりますので、閣内での意見もそこに取れんするようにならぬ外交的なメッセージを発出していく、そしてそれを実現していくことがやはり責務であるというふうに思つております。

○海野徹君 外務大臣、じゃ、もう少し広げた立場で、広げた範囲で外務大臣にお伺いしたいんでですが、就任のときに外務大臣として所信表明を私がさせていただいて、非常に積極的に、「できるだけ明確なメッセージを世界に向けて発信し、また確実な実行力を持って発信した内容を実現してまいります」ということで、平成十三年五月十七日、外務大臣は所信を述べられている。もう七カ月近くになります。いろいろな活動をされていいる、活躍されているというようなお話をですが、政治というのは結果責任ですから。

この七カ月間で所信表明で言われたことをどの程度おやりになつてきたのか、ちょっととその辺に付けて具体的な成果、外務大臣からお聞かせいただきたいなと思います。けれども、今の段階で、たった七カ月、八カ月です。ですから、そういう縦糸と横糸と、斜めかもしません、それをつなぐと何ができるかというと、やはり地球ができ上がりますから、そういうグローバルな丸いものを転がしながら、トータルでどのようにして国益を考え、そして世界の平和と安定に裨益するよなことができるかということが、現在の日本の国内の情勢と、経済、政治情勢、コンセンサスを得ながらどれだけ強力に、応省とまた内閣の責任であるというふうに思つておられます。

○國務大臣(田中眞紀子君) とても具体的な成果がこれであることは申し上げかねますけれども、今段階で、たった七カ月、八カ月です。そのため何ができるか、軍縮の問題もあると思いますし、核不拡散の問題なんかあると思ひますが、これは、私は国際的な会議のときにはかなり声高に積極的に意図的に意識して申しております。人道支援、人の尊厳というものについて、そういうことについても意図的に発言をしておりますけれども、そこに寄せていく、そういう努力を私は外務大臣としてしたいと思つています。それは、国内のいろいろの立場もありますし、国会での議論でなかなか、前行つたり戻つたりといふことがあることも承知しておりますが、国内のやはり議員でありますし、議員としてこの小泉内閣の閣僚として登用していただけておりますので、閣内での意見もそこに取れんするようにならぬ外交的なメッセージを発出していく、そしてそれを実現していくことがやはり責務であるというふうに思つております。

○海野徹君 外務大臣、じゃ、もう少し広げた立場で、広げた範囲で外務大臣にお伺いしたいんでですが、就任のときに外務大臣として所信表明を私がさせていただいて、非常に積極的に、「できるだけ明確なメッセージを世界に向けて発信し、また確実な実行力を持って発信した内容を実現してまいります」ということで、平成十三年五月十七日、外務大臣は所信を述べられている。もう七カ月近くになります。いろいろな活動をされていいる、活躍されているというようなお話をですが、政治というのは結果責任ですから。

この七カ月間で所信表明で言われたことをどの程度おやりになつてきたのか、ちょっととその辺に付けて具体的な成果、外務大臣からお聞かせいただきたいなと思います。けれども、今の段階で、たった七カ月、八カ月です。ですから、そういう縦糸と横糸と、斜めかもしません、それをつなぐと何ができるかというと、やはり地球ができ上がりますから、そういうグローバルな丸いものを転がしながら、トータルでどのようにして国益を考え、そして世界の平和と安定に裨益するよなができるかということが、現在の日本の国内の情勢と、経済、政治情勢、コンセンサスを得ながらどれだけ強力に、応省とまた内閣の責任であるというふうに思つておられます。

○國務大臣(田中眞紀子君) とても具体的な成果がこれであることは申し上げかねますけれども、今段階で、たった七カ月、八カ月です。そのため何ができるか、軍縮の問題もあると思いますし、核不拡散の問題なんかあると思ひますが、これは、私は国際的な会議のときにはかなり声高に積極的に意図的に意識して申しております。人道支援、人の尊厳というものについて、そういうことについても意図的に発言をしておりますけれども、そこに寄せていく、そういう努力を私は外務大臣としてしたいと思つています。それは、国内のいろいろの立場もありますし、国会での議論でなかなか、前行つたり戻つたりといふことがあることも承知しておりますが、国内のやはり議員でありますし、議員としてこの小泉内閣の閣僚として登用していただけておりますので、閣内での意見もそこに取れんするようにならぬ外交的なメッセージを発出していく、そしてそれを実現していくことがやはり責務であるというふうに思つております。

○海野徹君 外務大臣、じゃ、もう少し広げた立場で、広げた範囲で外務大臣にお伺いしたいんでですが、就任のときに外務大臣として所信表明を私がさせていただいて、非常に積極的に、「できるだけ明確なメッセージを世界に向けて発信し、また確実な実行力を持って発信した内容を実現してまいります」ということで、平成十三年五月十七日、外務大臣は所信を述べられている。もう七カ月近くになります。いろいろな活動をされていいる、活躍されているというようなお話をですが、政治というのは結果責任ですから。

○國務大臣(田中眞紀子君) とても具体的な成果がこれであることは申し上げかねますけれども、今段階で、たった七カ月、八カ月です。ですから、そういう縦糸と横糸と、斜めかもしません、それをつなぐと何ができるかというと、やはり地球ができ上がりますから、そういうグローバルな丸いものを転がしながら、トータルでどのようにして国益を考え、そして世界の平和と安定に裨益するよなができるかということが、現在の日本の国内の情勢と、経済、政治情勢、コンセンサスを得ながらどれだけ強力に、応省とまた内閣の責任であるというふうに思つておられます。

○國務大臣(田中眞紀子君) とても具体的な成果がこれであることは申し上げかねますけれども、今段階で、たった七カ月、八カ月です。そのため何ができるか、軍縮の問題もあると思いますし、核不拡散の問題なんかあると思ひますが、これは、私は国際的な会議のときにはかなり声高に積極的に意図的に意識して申しております。人道支援、人の尊厳というものについて、そういうことについても意図的に発言をしておりますけれども、そこに寄せていく、そういう努力を私は外務大臣としてしたいと思つています。それは、国内のいろいろの立場もありますし、国会での議論でなかなか、前行つたり戻つたりといふことがあることも承知しておりますが、国内のやはり議員でありますし、議員としてこの小泉内閣の閣僚として登用していただけておりますので、閣内での意見もそこに取れんするようにならぬ外交的なメッセージを発出していく、そしてそれを実現していくことがやはり責務であるというふうに思つております。

○海野徹君 一般的に、要するに今、外務大臣の

○海野徹君 それでは次の質問に入りますけれども、今回の同時多発テロに関する各国の情勢に絡んでのお話を伺いたいんですが、やはりイスラム社会、非常に重要な我々にとって外交努力を展開しなくちゃならないところだと思うんですね。

地域の民生の安定、平和のために続けていく。  
やっぽり交流、人の交流だというふうに思いました。

○海野徹君 そのユーラシア外交を展開するということは、何が日本の国益なんですか。

○國務大臣(田中眞紀子君) ユーラシアだけでは

前外務大臣のときからの研究会なんですが、今こそ  
れも外務省内でまだそのイスラム研究会が続いて  
いるという話を聞いております。報告書も出てい  
るということも聞いております。その中東の安定化  
に資するための外交戦略上、こういうような前  
大臣の業績というか成果を今までのように外務大臣

フォーラムとか、そういうものを今後これから積極的に組んでいこうと、こういうふうに外務省としては考えて進めておるところでございます。その私が河野大臣からお伺いした、直接はお伺いしておりませんけれども、根底にはやっぱり日本の歴史、伝統、文化の中でイスラムとの直接の

ある一方では、日本はこれまで中東において手を汚していないという評価があるわけなんですが、これはある意味では自主的な判断を避けてきたという裏返しもあるわけです。そういうよう

なくて、やはり各地域から紛争をなくし、少しでも貧困をなくし、お互いに平和裏に共存ができるようになります。ということに通じるといふうに思ひます。

は評価して、今それをどのように活用しようとしているのか、その点についてはどうなんでしょうか。

かかわりといふのは、ほかの文明、例えば中國文明とかあるいは西洋文明に比べて、国民レベルも含めるといふべきが少ないといふところがあるんじゃないかと思います。

先ほど外務大臣、橋本元総理が外務大臣のとき

それ個別にお話を伺えばそれぞれの国の実情が

上げておられたということでもありますので、そ

い」という、日本の国益というものはそういう世界

ユーラシア外交ということを展開されたといふことだつたんですが、そのユーラシアに対しても日本がどうやって関与していくかということについて、は、今、外務大臣はどのようにお考えなんですか。

あつて、それは何かといふと、私は地政学上の制約というものが、アフガニスタンもそうですし、ほかの国もそうです、日本もそうですが、避けがたいものとしてやっぱり各民族が担つていいと思うんですね。例えば、干ばつという話が

うした遺産と志、まだ遺産と言うほどじゃないか  
もしれませんが、そういうふうに立ち上げてください  
さつたものについて引き継ぎながら栄養にして、  
そしてそのことがやはり世界に貢献する日本の政  
策に役立つようにしたいというふうに思っていま

○國務大臣(田中真紀子君) ニーラシア、大きな大陸で、トータルでやっぱり人的交流ということがでしょうか。そういう中から、お互いの最も日常生活のこと、それから一番大きな避けがたい問題点について話し合いをしていくということで、きのうもウズベキスタンの首相もお見えになりましたけれども、やはり実際にお目にかかるひざを交えてお話をすると、非常に率直にお話もおつしゃってくださいます。

あつたりあるいは洪木という話があつたりとか、いろいろいたしますけれども、そういう問題の中でもつてどのような例えればお互いに援助をしたりするか、そのことによつて資源の開発も自分の方が進む、それをまた日本との交流で貿易の面で役立てられるというような意見もありますし、そういうふうに思います。

民主化に、きのうの例えばウズベキスタンも大変  
そうでしたけれども、民主化という問題について  
も、安定化についての、平和への協力というふう  
なことをやつてほしいという、援助も絡めてです  
けれども、そういうこともおっしゃつておられま  
した。

もう少しだけ外務大臣、いろんな戦略、戦術を考  
えていただきたいなと思いますが。  
もう一つは、今回のテロというのは不安定化が  
ねらいだと、それで中東の不安定化というものがそ  
の中で当然含まれてくるわけなんですね。そう  
いった意味では、我々は中東の安定化に資する外  
交努力をすべきだと、これは絶対的にすべきだと  
思います。

そうなりますと、イスラム研究会、これは河野

○副大臣(杉浦正健君) イスラム世界、イスラム文明との対話、河野大臣が進められたのは大変にばらしい構想でございまして、日本ではイスラム研究会、日本の中にもイスラムを研究している方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々をリストアップすると。それから、イスラム世界でも日本とか東洋に関心を持つておられる方々がたくさんおられるので、先方でもリストアップしていくいただいております。その合同の研究会とか

比亚をどう見ていらっしゃるのか。それにどういう位置で今接していらっしゃるのか。外務大臣、その点について御見解をお伺いしたいと思  
います。

あつたりあるいは洪水といふ話があつたりとか、いろいろいたしますけれども、そういう問題の中でもつてどのような例えればお互いに援助をしたりするか、そのことによつて資源の開発も自分の方へ進む、それをまた日本との交流で貿易の面で役立たれるというような意見もありますし、そういう相互の協力、理解、そういうスタンスだらうというふうに思います。

○海野徹君 やはりユーラシア外交を展開する上で、もう少し外務大臣、いろんな戦略、戦術を考えていただきたいなと思いますが。

○ 海野徹君 中東政策だけじゃなくて、今回のテロとかアフガン情勢についてもこのイスラムを構断的に見る視点が必要じゃないかと思うんですよ。ね。そういった意味で、この問題、イスラム研究会の成果というのは十分生かしていく必要がある生きかすべきだと、今、現時点にもそういうの生きているべきだと思うんですが、もう少し具体的に何か大臣の答弁はできませんですか。

○ 副大臣(杉浦正健君) イスラム世界、イスラム文明との対話 河野大臣が進められたのは大変す。

そのことの対話、相互理解、協力というのは欠かせないというところから出ていると思いますので、大臣がおっしゃられたとおり、外務省はもちろんですが、日本全体として取り組める方向でやつて顶くことは大切だというふうに思っております。

○海野徹君 それでは、サウジアラビアという、私は大変これはある意味じゃ重要ですし、あるいは注视していかなくちゃいけない国だなと思ってるんですが、今外務省としてはこのサウジアラビアをどう見ていらっしゃるのか。それにどういうふうなポジションで今接していらっしゃるのか。外務

ばらしい構想でございまして、日本ではイスラム研究会、日本の中にもイスラムを研究している方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々をリストアップすると。それから、イスラム世界でも日本とか東洋に関心を持つておられる方々がたくさんおられるので、先方でもリストアップしていくだいております。その合同の研究会とか

大臣、その点について御見解をお伺いしたいと思  
います。

○国務大臣(田中真紀子君) サウジアラビアと日本との関係というお尋ねでございましたけれども、サウジは言うまでもなく世界最大の石油の埋蔵量、生産量、輸出量を誇っている国家でございま  
すし、アラブ・イスラム世界の指導的な大国の

一つでもござりますので、日本としては対中東外交の極めて重要な柱であるというふうに認識をいたしております。

そして、特に経済の面では、近年ですけれども、石油の輸出入を中心とする分野を中心に发展してきていますし、今後の対サウジアラビア外交におきましては、両国の関係を石油に限らず、両国の学識経験者同士の交流でありますとか、水資源の開発、それから政策対話の促進といった分野へも一層拡大をいたしまして、そして深化させつつ、言つてみれば重層的な構造といいますか、たゞ単に石油のパイプということではなくて、も

うすべきだというふうに思っています。  
なお、今回のテロに関しては、高村元外務大臣がサウジに行かれましたし、そしてテロに対する基本的な非難をしておられるということを理解しております。そして、この一月末に日本で計画しております復興会議にも御出席くださるということになつております。共同議長です、共同

議長、正確に申します。  
○海野徹君 今のサウジアラビアの国内情勢といふのは、どういう状況だと把握しておられますか。  
○副大臣(杉浦正健君) 委員のおっしゃりたいのは、サウジ内部の、例えば貧富の拡大であるとか、あるいは王制に対する批判だとか、そういう点を御指摘になりたいと、なっておられるんだと思うんですねけれども、そういう事情があることは事実でございます。サウジアラビアとしても貧富の格差の是正とか、できるだけの民主的プロセスの導入ということで努力されておることもよくぞ知をいたしております。

サウジアラビアの内部の問題でございます。 ら、私どもからどうこう申し上げる立場じやございませんが、そういうものを含めてサウジアラバ  
アとの関係は、大臣が申し上げたとおり、我邦  
国、あるいはあの地域、あるいはアフガンの復興

の問題についても極めてキーの役割を果たす国であることはそのとおりでございますので、サウジアラビアとの関係を維持し改善する、よくしてい

くというのは私どもの最大の課題の一つには間違いないと思います。

ソロモンで大臣御存じですかね。エンロンによる要するにマイナスの状況が出来るんではないかなといふ、これは国際金融機関からの情報なんですが。ダボールにプロジェクトがあります、発電所があります、エンロンが関与した。そこに、やはりインド国内の金融機関からの要するに相当な債務があると。その発電所の問題だけじゃなくて、エネルギーの問題だけじゃなくて、インド国内において金融面での問題も、かなりこのエンロンのマ

イナズの影響力がイントに出るんではないかなどして、  
ような報告もされているんですが、その点の状況を  
というのを考え過ぎだと思われるのか、いや、そ  
の辺までやっぱり神經を配るべきだということでは、  
私は思っているんですけどね、外務大臣はそ  
の点どうなんでしょう。

報も入ってくると思ひますけれども、まさしくこの  
の、たゞ、インドの今おっしゃったダボールでな  
か、ダボールの発電所、これは現在は、今の時  
では最大の株主がエソロンではありますけれど  
も、今は、きょうの時点では別に破綻しているし

いう状態ではないというふうに承知はしておりますが、されども、まさしく金融面等で影響が出てくることも考えられます。

このエンロンはアメリカのヒューストンにある会社ですけれども、どうなるかということについてはやはり見守っていく必要があるうというふうには思っております。

いるわけなんですか。私はやはりそういうことにについて、外交上、いろんなことを要するに気を使つて、今までよといふことでもやつぱり神経を使つべきだなど。それがまさしく大臣がおっしゃつてゐる紛争予防の一つになるんではないかなと思ひますから、ペキスタンにも訪問されていろいろな成果を上げたと思うんですが、インドに対してもいろいろな意味で注目をしていていただきたいなと思います。

それがどうやら、これが東南アジアの経済がかなり下落するが、非常に悪くなっている。同時に多発テロによって、非常に悪くなっている。これ下方修正され、非常に悪くなっている。これ下方修正され、かなりの下方修正されているんですね。それにまたアルゼンチンの金融危機が、これが影響するんではないかという、やはりそういうような 국제의金融機関からの報告があるんですよ。

アルゼンチンの危機というのは、もう外務大臣御案内と思うんですが、南米だから関係ないだようというわけにいかない状況に今あるように報生を受けています。

そうなると、やはり今度は外交上の要するに、そんなテーマが出てくるわけなんだが、東南アジアの経済がかなり下落するが、非常に悪くなっている。これ下方修正され、非常に悪くなっている。これ下方修正され、かなりの下方修正されているんですね。それにまたアルゼンチンの金融危機が、これが影響するんではないかという、やはりそういうような 국제의金融機関からの報告があるんですよ。

アについてもその危機、多く一十九七年の夏から冬に至るに通貨危機のようなことがないだらうとは思ひませんが、あり得る可能性が出てきているといふ報告もあるのですから、その点について、外務大臣、どのような認識をされていられるんでしょ

○国務大臣(田中真紀子君) まさしくそれは先ほど私が申し上げた縦糸横糸斜め糸でもって地球

が、クローバルができる。ボールが球ができる  
ということに関係ありますて、私も常にそういう  
ことはアラートじやなきやいけない、地球全体に  
目配りをしていないと紛争予防というのはできな  
いと。紛争予防というのは、ドンパチ起こつてい  
るところについて今すぐ手だけをすることだけで  
はないということが基本になります。

と、一緒にいらっしゃって、二、三回お目にかかる  
ておりますんですが、そのときに、ヘッジファンド  
の、タイでのバーツの下落の話、これ大変大き  
かったので、当時の責任者でもありましたから、  
スラキアット外務大臣、今はどうかと。アジアの  
の、今いみじくも委員がおっしゃったような、金  
融、経済の問題については伺いました。

本に帰つてくるときにお寄りしたときは、スマラキアット外務大臣はどこかに、インドでしたね、に行っておられてお留守だったので、きのうテレレムおかけしたのですけれども、まさしくそういうことはアラートでなければいけないし、シンガポールの外務大臣とお目にかかったときも、私は常にその金融と経済、アジア全体の安定ということでお尋ねのアルゼンチンの件ですが、着任してすぐにはジャバリーーという外務大臣が来られました。そのときに私が一番話をしたことは、アルゼンチンの経済が極めて悪いということを聞いておまんこ、ペソヒダラーラの兌換率が幾つかと申しております。

ことも当時聞きましたけれども、インフレ抑制するためには債務が非常にあるので厳しいということを言っておられました。

のときはヘッジファンド、今かなり静かになつてゐるので、たまたま私も中南米局長にけさ、どうなつてゐるかよく資料をもう一回そろえておいてほしいという指示を出したんですけれども、その兌換制度が何かかなり複雑になつていて、そして一週間の間に二百五十ドルぐらいしか引き出しができないと、米ドルですね、そういうふうなレートだと聞いて、これはかなり厳しいんじやないかと思いました。

○國務大臣(中谷元君) 生物・化學兵器の攻撃等  
に対しましては、法的には防衛出動や治安出動また災害派遣等で即時に対応し得るよう日々、能勢を整備し訓練を続けております。  
生物剤等につきましては、その兆候を発見した際に、直ちに消毒の除染活動、患者の搬送、医療活動といった活動を実施することにいたしておりますし、事前の予防措置等も講じるようにいたしております。

たい、こう思つております。  
まず初めに、武器の使用についての改正点について伺います。

現行の法律二十四条の武器使用規定によつては、外国人は防護の対象にはなつておらないわけであります。しかし、現行法のもとにおきましても、その外国人を、刑法の正当防衛あるいは緊急避難の要件を満たした場合には、武器を使用して結果的に守ることができるとることは当然のこととされてきたわけでありますけれども、この点につ

ば改正によって正当な業務行為として規定されることによつて一部が守られることになる、しかしなお残る部分もあると、こういうふうに私は理解するわけでありますが、今回の改正と刑法による正当防衛、緊急避難に基づく結果的な防護、これとの関係について御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(林梓君) 今回の改止案では、繰り返しますが、外国人を含め、「自己」とと共に現場に所在する「その職務」という二半、自己の管理

濟というものが非常に国民生活に影響して、それが結果的に政権転覆になつたり、そうするとまた紛争が起こつくるわけでござりますから、常に世界の経済状況というものは頭に入れておかなければいけないと常々私思つておりますので、なぜ

されている化学防護衣や化学防護車といった装備によって直ちに出動し防護することが可能でありますし、化学検知器材による剤の特定、傷病者の搬送、除染、医療といった活動を実施するというふうに想定をいたしております。

○國務大臣(中谷元君) 基本的な判断材料としては、不測の攻撃を受けて自衛官とともに共通して、今回の改正がなされたとしてもこの考え方は変わらないと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

「所存する」の取扱いに併せ、自らの管理下に入った者」が防衛対象に追加されます。これは、国際平和協力法に基づく正当業務行為としての武器使用に係る防衛対象としてこのようなものを追加することとしたものでござります。

ヘッジファンドが動かなくなつたかということを含めて、あのときはタイの後はブラジルの方にも影響したと思つていますが、このアルゼンチンは今、中南米でかなり大変だらうと思っております。から、そういうこともすべてオールラウンドで目配りをしていないと外交は間違うなということを思つております。

また、関係機関等に對しても化学防護衣の装備品を貸与したり、化学防護専門員を派遣することいたしておりますが、基本的には、特殊な災害対処につきましてはおおむね一時間に基準に出動可能な態勢を維持しております。生物・化学兵器の対処に備えているところでございます。

○海野徹君 朝銀信用組合に家宅捜査が入りまし

の危険にさらされたとき、その現場において安全確保について自衛官等の指示に従うことが期待される者でございます。したがいまして、不測の攻撃を受けて自衛官等と共に危険にさらされたときに、その現場において生命、身体の安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される者かどうかということになるわけでございます。

の基準等ができまして、事前の訓練ができまして、業務に従事する者も安定した形で守れるということにならうかと思います。また、国連との関係でも、今までに守れないと言っていたものが、今後は、こういう条件でなら人道援助の関係者であるとか他の要員を守れるということを言えますし、また一緒におられる人道援助の関係者とか

（清里御書）時間があつてせんから、防衛局長官、最後の質問になるかと思うんですが、化学兵器のことについて、特に北朝鮮の化学兵器のことについてお伺いしたいんですね。

た。この馬鹿でしょ、北朝鮮指導層が何か勘定くんなではないかといふような、これ推測なんです。かね、そういうようないろんな報道もなされて、るし記事も書かれてるわけなんですがれども、

〔山口刑務官君〕今回の改正がなされて武器使用ができることになったとしても、なおその規定によつて、武器使用による防護の対象とならない人々に対し刑法の正当防衛や緊急避難によつて

国際機関の職員もこういう条件であれば日本は守ってくれるということになつて、大変安定したものになると思っております。

防衛庁長官は、北朝鮮は化学剤を生産し得る複数の施設を保有している、相当量の化学剤も保有しているとしている。そういうような、まあこれはアメリカの国防省の調査報告あるいは二〇〇〇年の韓国方白書からも基本的には一致と含めて進呈されに記載

そういうことも関連して、ぜひこの問題について十分な注意と準備が怠ることのないようにしていただきたいなど、それを要望して、質問を終わります。

結果的に防護できる余地は残っていると私は思うわけです。この点についてもう一度、平和協力本部の事務局長さん、いかがでしょうか。

満たす場合は刑法上の違法性が阻却されることになります。これは今後とも残るわけでございますが、これはあくまでも、何かいろんなことがあって、今ちょっと具体的には申し上げられません

山口那津男君 公明党の山口那津男でござります。

ます  
今回の改正後も、刑法の正当防衛または緊急避難に該当する場合、刑法二〇九条が適用される。

が、個々的に何か行われて、ただそれだけは業務行為として行われたわけじやないわけですけれども、結果的二、後二よりまとめてこれは虚云先生が且加本

この点について、防衛庁としては単なる注視だけじゃなくて具体的に対応を図ろうとされているのか、具体的なものが何かあればお答えいただきたいなと思うんですが。

は、従来の経験を踏まえて、これからは国際平和協力業務がより一層効果的になり、そしてまた国際貢献の日本の役割を高からしめる、そういううる要な法改正であると思います。そこで、私は、今回の改訂の射程を明らかにすることによりまして今後の検討課題についても質疑をさせていただきたい

○山口那津男君　あえて観念的な議論をしますけれども、現行法のもとで、二十四条で防護できなかつた人々に対して刑法で防護できる場合もあつたわけありますけれども、そうした中の一部が今回の改正によって防護の対象となり得る、いわ  
　　とくに詰まる場合「刑法」の違法性が除去される  
　　というものは残つております。

○山口那津満君　今回の改正法の考え方というの  
は、他国のPKO要員とか人道的な活動に参加し  
ている国際機関の職員などを防護対象にするか否  
かといった人の身分に着目した考え方ではないと  
私は思うわけであります。むしろ、その武器を使  
用するということござります。



放置をしており、そのことによって自分自身が危機に際して回避できないというような場合、また自己等の身体等に具体的な被害が発生する以前であっても、人に危害を与えることを含めて、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるというふうに考えてお伺いしたいと思います。

この場合は、自衛官等の指示に従うことが期待されている、独力で対処することが困難である。そういう人たちを守るために要件だと思います。

ここで、例えば同一の場所に武器を持った他のPKO要員がいたとします。その場合に、武器を持っているからといって必ずしも私は独自に対処する能力があるとも考えないわけあります。逆にまた、外國の部隊行動をしている武装したPKO部隊が自衛隊の部隊とともにいたとする場合には、これはまた独自の対処能力があるのではないかとも思うわけです。

○国務大臣(中谷元君) 基本的には先生のおっしゃる四条件に合致するかどうかでございますが、一般論を申し上げますと、部隊行動をしている武装した他国のPKO部隊は、通常、その身を守るために十分な手段を有し、独自の判断に基づき行動するものと考えられ、その場合には武器使用による防衛の対象には当たりませんが、武器を所持した他国のPKO要員個人個人については、不測の攻撃を受けて自衛官とともに共通の危険にさらされたという具体的な状況の中で、独自の対処によりその生命または身体の安全を確保することが難しく、自衛官等の指示に従つて統制のとした行動をすることが適切かつ合理的である場合に武器使用による防衛の対象になり得るというふうに考えております。

○山口那津男君 次に、従属性の要件との関係でお伺いしたいと思います。

この場合は、自衛官等の指示に従うことが期待されている、独力で対処することが困難である。そういう人たちを守るために要件だと思います。

ここで、例えば同一の場所に武器を持った他のPKO要員がいたとします。その場合に、武器を持つているからといって必ずしも私は独自に対処する能力があるとも考えないわけあります。逆にまた、外國の部隊行動をしている武装したPKO部隊が自衛隊の部隊とともにいたとする場合には、これはまた独自の対処能力があるのではないかとも思うわけです。

○国務大臣(中谷元君) 基本的には当該部隊が使用的装備について我が国から持ち込むことを原則としておりますが、国連との調整によりまして国連保有の車両や無線機等の装備を使用、管理する場合もあるわけでございます。

例えば、UNDOFの自衛隊部隊は車両や無線機について、UNDOFの保有するものと自衛隊の保有するものと双方を管理、使用しているわけありますし、UNDOFの自衛隊部隊はUNDOFや他国部隊の人員、装備の輸送を行っているほか、東チモール避難民救援のための人道的な国際救援活動として派遣された空輸部隊はUNHCRの援助物資等の輸送を行ったところでありまして、輸送に際しましては当該物資は実質的に自衛隊部隊の管理下にあつたというふうに考えておりまますし、そのようなケースも存在するというふうに思っております。

○山口那津男君 今御指摘のように、実際には我が国の物品以外のものもいわば活動の中に混在して存在するということはよくあるのではないかと思うわけですね。その場合に、それらの物品が思つておられるように、自衛隊の部隊の支配下に置かれられた国連や他国の物品に対して国連が今後その物品を防護するための警護の任務を与えられるということもあながち否定はできないということになるのをどう理解するか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 基本的には先生のおっしゃる四条件に合致するかどうかでございますが、一般論を申し上げますと、部隊行動をしている武装した他国のPKO部隊は、通常、その身を守るために十分な手段を有し、独自の判断に基づき行動するものと考えられ、その場合には武器使用による防衛の対象には当たりませんが、武器を所持した他国のPKO要員個人個人については、不測の攻撃を受けて自衛官とともに共通の危険にさらされたという具体的な状況の中で、独自の対処によりその生命または身体の安全を確保することが難しく、自衛官等の指示に従つて統制のとした行動をすることが適切かつ合理的である場合に武器使用による防衛の対象になり得るというふうに考えております。

○山口那津男君 次に、自衛隊法九十五条の適用除外が今回解除されるわけでありますけれども、先日の当委員会の御答弁によれば、この武器防護の対象となるものは我が国の物品でありまして、国連や他国あるいは他の国連の要員の物件は防護の対象にはならない、こういう御答弁がありました。

そこで、日本のこれまでのPKO活動の経験に照らして、実態として国連や他国あるいは他の国連の物品を我が部隊の支配下に置くということはあるものなのでしょうか。

○山口那津男君 今御答弁のように、通常の場合は、あえて我が国の物品以外のものを防護するための新たな規定を設けるということまでは考えなくいいだろと私は思います。

しかし、先日の十一月八日の本委員会における私の質問に対して政府参考人は、警護任務の内容を問いましたときに、「警護任務とは、一般的には国連の要請により、例えば国連職員等の特定の人員や特定の施設、物品等を防護する任務である」と、こう答弁していらっしゃいます。

そうした場合に、自衛隊の部隊の支配下に置かれた国連や他国の物品に対して国連が今後その物品を防護するための警護の任務を与えられるということもあながち否定はできないということになるのをどう理解するか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(谷内正太郎君) これは実態に即して、輪送に際しましては当該物資は実質的に自衛隊部隊の管理下にあつたというふうに考えておりました。そのようなケースも存在するというふうに思つております。

○山口那津男君 今御指摘のように、実際には我が国の物品以外のものもいわば活動の中に混在して存在するということはよくあるのではないかと思うわけですね。その場合に、それらの物品が思つておられるように、自衛隊の部隊の支配下に置かれられた国連や他国の物品に対して国連が今後その物品を防護するための警護の任務を与えられるということもあながち否定はできないということになるのをどう理解するか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(谷内正太郎君) 国連に対しましては從来から我が国は国際平和協力法につきまして詳しく述べて、その実施可能な業務は何であるかということを説明してきておるわけですが、この改正案についても同様に説明しておるわけですね。その場合に、改定の業務は何であるかといふことはよくあるのではないかと思うわけですね。その場合に、それらの物品が思つておられるように、自衛隊の部隊の支配下に置かれられた国連や他国の物品に対して国連が今後その物品を防護するための警護の任務を与えられるということもあながち否定はできないということになるのをどう理解するか、お答え願いたいと思います。

○山口那津男君 我が国としては、この物品の防護あるいは人の防護といいますか警護、この任務を規定していないわけでありますから、国連が仮に実際的に行方不明にならうといふことがありますから、その場合は自国の物品と混在しているからあえてそれを防護する、警護する、そういう必要性はないだろと思うわけでありますけれども、しかし特定のものについて国連はそれを警護せよと、こういう任務を与えることはあり得るわけですね。国連の考え方としては、その点、いかがですか。

○政府参考人(谷内正太郎君) これは実態に即して考へる必要があると思つますけれども、実態上は、先ほど防衛庁長官からも御説明がありましたように、実際に私どもとしてやれる部分はあると思いますけれども、あくまで実態に即して、どう見てもそれは我が今回の改正法案によりましてもできないということであれば、これははつきりと御説明するということになると思います。ただ、多くの場合、かなりできる場合が多いのではないかと、実態上、そういうふうに考えます。

○山口那津男君 実態的には、この改定案によつて結果的に防護できるということにならうといふ今の御答弁がありました。しかし、国連が仮に特定の物品の警護任務を要請するニーズがあるとすれば、我が国としてそれを受ける体制を法的に整備するかどうか、この点については今後の検討課題の一つではないかと私は思うわけであります。が、この点、官房長官、どうお考えになりますか。

○国務大臣(福田康夫君) いわゆる警護の業務を追加する、このことにつきましてはこれまでさまざまの議論がございましたし、また今、総政局長から説明申しましたように、その対象とか態様が必ずしも明らかでない、そういうようなことで、このような業務を的確に遂行するための武器使用がいわば自己保存のための自然権的権利とい

うべきものの枠を超えるかどうか、このおそれがないかどうか。これは憲法との関係でございます。いかにもして慎重な検討が必要であると考えております。

○山口那津男君 今、官房長官は人に対する警護任務の点も含めてお答えをいただいたように思いました。いずれにしても、人及び物が從来の国連の警護任務の内容であるという御説明でありましたので、その双方について今後警護任務の必要性について十分な議論を重ねるべきである、こう思います。その際に、この警護任務に伴つて二十四条の武器使用の規定を新たに改正する必要があるのかどうかということも、また別の問題として存在するということを指摘させていただきたいと思います。

さて、次に、今回PKFの凍結解除を行つたことによりまして、法律の三条三号ニで、放棄された武器の収集、保管または処分という業務ができるようになりました。例えば、埋設地雷を撤去するという業務を行つた場合に、その収集、保管または処分という責任が我が方に生ずるわけあります。しかし、その責任がありながら保管中の地雷を防護できないような結果になることはふさわしくないわけであります。これは、少なくとも保管中の撤去地雷というのは我が国の物品ではないわけでありますから、九十五条の防護の対象にはならないわけなんですね。

○國務大臣(中谷元君) 業務におきまして自衛隊が一時的に保管している武器等を奪取しようとする者がある場合には、職務に当たる自衛官は安全に配意しつつ、相手方への説得、その他武器の使用に至らない手段によつて当該侵害行為を排除するよう努めることとなります。が、その際に、保管している武器等を奪取しようとしている者が職務に当たる自衛官等に危害を加えようとする場合や

自衛隊の武器等の破壊を行う場合には、法律の要件の範囲内において武器を使用することは可能であるというふうに考えております。

いずれにしましても、我が国が国際平和協力業務として武器等の保管等の業務を行つた場合においては、事前に現地の治安状況を十分調査するほか、国連に対し我が国の事情をよく説明するなどについて十分な連絡をとり合うことによって適切に任務を遂行するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○山口那津男君 この撤去した地雷が大量に保管されていだとした場合には、これを警護の対象とする特定の物品だということで新たな任務を加えられるという可能性も一つあるかもしれません。しかし、またこの改正法によりまして、それらの保管中の地雷を我が国のその他の物品と一緒に置きまして、いわば我が国の物品を防護する、その反射的な効果としてこれらの保管中のものが防護される、こういうことは実質的にはできるわけですね。いかがですか。

○國務大臣(中谷元君) 結果としてそのようになります。これは十分あり得るというふうに思います。○山口那津男君 仮に、この撤去した地雷を警護する任務を新たに与えよう、そしてその場合に武器使用を許そうとした場合には、これはこれまで言つてきたいわゆる任務遂行を阻止する企てに對する武器使用、いわゆるレターブルの武器使用と云つてはその趣旨が二十四条にあらわれているわけではありませんが、今回の改正案では自己の管理のもとならないとされておりまして、実定法上この五原則といふのは極めて重要なものとして法律に定められて、それらの規定の趣旨が五原則に当たると法律で明記されているわけであります。そして、さらにはこの五原則に照らして、国会承認を得なければならぬとされておりまして、実定法上この五原則といふのは極めて重要なものとして法律に定められて、それらの規定の趣旨が五原則に当たると法律で明記されているわけであります。そして、さらにはこの五原則に照らして、国会承認を得なければならぬとされておりまして、実定法上この五原則といふのは極めて重要なものとして法律に定められて、それらの規定の趣旨が五原則に当たると法律で明記されているわけであります。そして、さらにはこの五原則に照らして、国会承認を得なければならぬとされておりまして、実定法上この五原則といふのは極めて重要なものとして法律に定められて、それらの規定の趣旨が五原則に当たると法律で明記されているわけであります。

○國務大臣(中谷元君) この点について、法制局長官は、憲法との関係で、これらの武器使用の考え方をどう判断されますでしょうか。

○政府特別補佐人(津野修君) 従来から武器使用についてはいろいろ国会答弁しておりますが、一般論として申しますと、この任務遂行を阻止する企てに対する武器使用と申しますのは、これはいわば自己保存のための自然権的権利といふべきもの、これの枠を超えた武器使用となりまして、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定された国際平和協力法の重要な骨格でございます。

これはいわば自己保存のための自然権的権利といふべきもの、これの枠を超えた武器使用となりまして、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定された国際平和協力法の重要な骨格でございます。

○山口那津男君 ただいまの答弁にありました一般論を踏まえて、今後きちんとした議論を重ねるべきだと思います。さて次に、いわゆる参加五原則についてお伺いをしていきたいと思います。

○山口那津男君 仮に、この撤去した地雷を警護する任務を新たに与えよう、そしてその場合に武器使用を許そうとした場合には、これはこれまで言つてきたいわゆる任務遂行を阻止する企てに對する武器使用、いわゆるレターブルの武器使用と云つてはその趣旨が二十四条にあらわれているわけではありませんが、今回の改正案では自己の管理のもとに入つた者を防護対象とするということになつてゐるわけであります。この今回の改正はいわゆる第五原則の規定の趣旨の範囲内とお考えになりますか。いかがですか。

○國務大臣(福田康夫君) 第五原則を含めて参加五原則はもう御案内のとおりでありますけれども、我が国が国連平和維持隊に参加するに当たつて憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定された国際平和協力法の重要な骨格でございます。

他方、国際平和協力業務に従事する自衛官等は、いわば自己保存の自然権的権利ともいべきものは、いわば自己とともに現場に所在するその職務を行つて、身体の防衛のための必要最小限の武器の使用を行つて、いわば自己保存の自然権的権利ともいべきものであります。が、憲法の禁じる武力の行使または身体の防衛のための武器の使用を認められたものであると、憲法の禁じる武力の行使まであります。

○山口那津男君 この五原則、特に第五原則がついて、武力行使というものはやはり我が国の活動として組織的に武器を使う場合といふのが予想されるわけであります。そこで、この部隊で組織的に武器を使用するということが憲法の武力行使と抵触する場合もなきにしもあらずといふことで、むしろ個人個人、個人の武器の使用で護身といふ範疇で武器の使用を許そうと、そういうことで第五原則がつくられてきたというふうに私は理解をされて、武力行使といふのはやはり我が国の活動として組織的に武器を使つていたとしても、それは身体の防衛のための武器の使用を認めたものとして参加五原則が作成された目的の範囲内のものであるということであります。

○山口那津男君 この五原則、特に第五原則がついて、武力行使といふのはやはり我が国の活動として組織的に武器を使つていたとしても、それは身体の防衛のための武器の使用を認めたものとして参加五原則が作成された目的の範囲内のものであるということであります。

○國務大臣(福田康夫君) いづれにしても大事なことは、この憲法の武力行使に抵触しないように担保するということが五原則の基本的な意義でありますから、今回の改正案で自衛隊法九十五条の適用除外を解除したことはこの第五原則の趣旨を出るものではないと、つまりこの範囲内にあると私は考えるわけであります。

この点について、五原則との関係を御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) この点につきまして、先日も議論があつたと思いますので、整理をして申し上げます。

参加五原則は、我が国が国連平和維持隊に参加するに当たって憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定されたものでございます。他方、自衛隊法第九十五条の規定による武器使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為からこれらを防護するため、次のような厳格な要件のもとで行使が認められる極めて受動的かつ限定的な必要最小限のものであり、憲法で禁ずる武力の行使に該当するものではありません。

その第一は、武器を使用できるのは職務上警護に当たる自衛官に限られていること、第二に、武器等の退避によつてもその防護は不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと、第三に、武器の使用はいわゆる警察比例の原則に基づき事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること、第四、防護対象の武器等が破壊された場合や相手方が襲撃を中止し、または遁走した場合には武器の使用ができなくなること、第五、正当防衛または緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと、これらの要件が必要であるということになります。

それからさらに、国際平和協力法制定当時におきましては、自衛隊法第九十五条の適用を除外しましたのは憲法上の問題があつたからとそういうことではなく、委員の御指摘のとおり、当時の政策判断として我が国が初めてPKOに参加し国際平和協力業務を実施するに当たりまして、このような武器使用が事態の混乱を招くおそれがないかどうかはつきりしなかつたため、まずは慎重に業務をスタートさせるべきという判断で適用除外規定を置くことにしたものであります。

しかしながら、その後の六回にわたる自衛隊の派遣の経験を踏まえ、派遣先国において自衛隊法第九十五条を適用したとしても事態を混乱させることはないと考えられます一方、武器等の破壊・奪取を看過することにより隊員の緊急事態への対応能力の低下や治安の悪化につながる、そういうことも想定されることが認識されるようになつたため、政策判断として今般の改正により同条の適用除外規定を削除するということにしたものです。

以上のように、派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官に対しても自衛隊法第九十五条を適用することといたしましても憲法との関係で問題を生ずることはなく、したがつて、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないということを担保する意味で策定された参加五原則の目的的範囲内のものであるということでござります。

○山口那津男君 次に、停戦合意の原則についてお伺いします。

東チモールを例にとれば、一九九九年の四月に和平合意が成立をいたしまして、この合意の中に停戦の合意も存在すると認定できるだらうと思ひます。

しかし、現在は紛争当事者の統合派は西チモールへ去つて独立派は解散をしたと言われております。しかし、停戦の合意が維持されているか否かについては議論のあるところだらうと思います。

官房長官は、十一月二十二日の衆議院本会議に

おきましたして、停戦の合意は有効に遵守されていると、こう御答弁をされておられます。今の事態を踏まえてどういう要素が、要素をもつて有効に遵守されていると評価されたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 東チモールの紛争におきます紛争当事者であります独立派と統合派、これは双方ともに既に武装組織を解散し、UNTAETの仲介のものと政治組織として両派間で政治対話を行つておられるなど、東チモールにおいては新

たな武力紛争が起ころる可能性はほんくなつていると、こういうように判断されます。このような諸般の事情を勘案すれば、九九年四月の和平合意は有効に遵守されていると考えておるところでございます。

○山口那津男君 今、御答弁によりますと、本来の停戦合意というのは、停戦の状態、つまり紛争がなくなつたという状態将来にわたつて維持するためのいわば保証という主観的な要件だと思います。

ですから、形式的に合意の存在が疑わしい場合でも、有効に遵守されていると判断するためには、将来にわたつて停戦状態が維持されるであろうということを主観的にも客観的にも、いすれの立場からも認定できるような要素というふことをしっかりと考えていかなければならぬと思つわけあります。この点を見逃して五原則の変更だけだと、あるいはみなすとかということを軽々しく論ずるべきではないということを指摘いたしまして、この点の重要性をお述べしたいと思います。

さて、次に受け入れ同意の原則について伺います。法律の三条一号あるいは六条一項一号は、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者という二つの主体の同意を明記しております。東チモールの例でいいますと、紛争当事者は退去了したことか解散したとか言われているわけであります。

当事者の同意を得られるのか、あるいは法律の要請をどう理解していくのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 東チモールの現状を見ますと、紛争当事者であります独立派と統合派、これは双方ともに既に武装組織を解散したけれども政

治組織などとしては平和裏に活動を行つておられます。これが先ほどもおっしゃつたとおりでございます。

他方、国際平和協力法は、紛争当事者の同意と

して国際連合平和維持活動に対する同意と我が国による国際平和協力業務の実施についての同意といふ二つの同意を要件としておりまして、こうして受け入れ同意が個別の事例において存在しているか否かを認定するに際しては、具体的な状況を踏まえて総合的に判断するということであります。が、以上を踏まえると、両紛争当事者はUNTAETが活動を行うことにつき同意しているものと受け入れると考えております。

また、我が国における平和協力業務の実施に対する紛争当事者の同意につきましては、今後、東チモールのPKOへの自衛隊部隊の派遣を正式に決定するその際に具体的な状況を踏まえて取りつけていくということになると思います。

○山口那津男君 国の同意と紛争当事者の同意は別の同意なんですね。なぜこういうふうに別々に二つの主体の同意を求めたかといいますと、仮に国が同意を与えたとしましても紛争当事者が現存する限りはそれぞれの立場によって同意を与えない、つまり我が国が活動に対する敵対的行動する可能性があるからであります。そういうことがないようなことを担保するために、國以外にもそれを紛争当事者の同意を求める、こういうふうにしたわけでありまして、この東チモールの例に即して言えば、UNTAETの同意というものと紛争当事者の同意は同視できないはずであります。

ですから、この紛争当事者の同意というものをどういうふうに理解するか、そして本来の趣旨が敵対的な行動をとる可能性はないということを担保するための制度でありますから、その趣旨に合致した認定評価ができるのかどうか、この点についての慎重な判断が必要だらうと思うわけであります。

○国務大臣(福田康夫君) UNTAETの活動を受け入れについて同意しているかということになりましたら、統合派はみずから武装組織を解体し、UNTAETの仲介のものと政治組織として独立派との政治対話を平和裏に行つとともに、UN

TAEETとも協議を行っているということから、UNTAEETの活動を受け入れているものと考えられるということになります。

それから、統合派が我が国による国際平和協力の業務の実施について同意しているか、こういうことになれば、このことについては、紛争当事者の受け入れ同意については、今後、東ナモールのPKOへの自衛隊部隊の派遣を正式に決定するに当たりまして、具体的な状況を踏まえて取りつけていく、こういうことになるわけです、手続としてて。

○山口那津男君　紛争当事者が民主化プロセスの中での政治組織として改編されて、それらの意思がUNTAETに代表されていくと。したがって、UNTAETの意思というものをしっかりと確認すればこの紛争当事者の同意を形式的にこだわる必要がないと言えるのかもしれません。また、政  
組織としての旧紛争当事者の意思を確認するとい  
うことが別にあってもいいのかもしれません。こ  
れについて、今朝午後の方針に沿つて

の点に「しても、御答弁のあつた方針に沿って、しっかりと評価をしていただきたい」と思います。次に、国の同意についてはまた紛争当事者の同意とは別物でありますが、これについて、東モールのいわば自治的な政府というものはまだ確立されていないわけですね。この時点で国との同意といふのをどのように理解するか、御答弁いただきたく思います。

ましては、国連平和維持活動等への我が国の協力に当たりまして、当該活動が行われることにつきましてのこの地域の同意が要件と、これはもう二度とないことでありますけれども、かかる受け入れ国の同意は通常受け入れ国を正式に代表する政府から得ることとなり、当該同意をもつて國際平和協力法上の当該要件は満たされていると認められることになります。

全般的な組織を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を与えられており、暫定行政を行っている以上、UNTAETは東チモールを正式に代表する政府と同様の権限を有しているというようになります。したがいまして、UNTAETの同意が法の要請する当該活動が行われる地域の属する国の同意に当たると解されるわけです。

○山口那津男君 今の御答弁の内容ですと、いわゆる受け入れ同意の原則というものは、この規定の趣旨を変更しないと東チモールに参加をできな

いとしきことはではなくて、われはこの原質の目的の範囲内にある、このよう理解してよろしいですか。

○國務大臣(福田康夫君) 委員のおっしゃるとおりでござります。

○山口津彥男君 もう一つ、中立性の原則については先日の委員会で詳しい質疑がありましたので、この点はきょうは聞きません。

次の原質で、ハツカの散役できるとハラ原則が

あるわけであります。この点につきましては、国連が撤収をしないのに、そういう判断をしないのに我が国が独自に撤収できるという制度をつくるのはおかしい、国連と我が国の判断が異なるのは国際社会の批判をこうむる、こういう考え方もあるわけであります。しかし通常は、国連と我が国の判断が異なるということは考えにくい。つまり、その調整というものは十分に図られていくだ

ろうと思います。  
国連といえども、その活動ができない、継続できぬような事態になれば、当然、国連P·KOsのものが撤収、終了するということもちろんあるわけでありまして、私はこの日本の独自の考え方というものを維持する必要があると思っておりまます。例えば、国連が撤収しなくとも、我が国が与えられた活動地域で停戦の合意を受け入れの同意というものが存在しなくなるということもないことは言えないわけであります。したがつて、独自に撤収する判断ができるという制度を持つことに

よって参加する人々あるいはそれを支える人々の安心感も得られる、こういう側面も私はあるだらうと思うんですね。

ちなみに、オンラインシアのSNTACの活動においては、途中で、一部地域で停戦の合意が失われそうになるという緊迫した事態が生じたときがありました。ですから、このような場合を想定すると、この我が国独自の制度というものは大事な制度であると私は思うわけです。

そしてその当時、私は、所属をしておりました衆議院の委員会で、停戦の合意の部分的な消滅となるかの如きをめぐらして、議論をしていました。

注重の中、内閣及び枢密院について質疑を予定していました。当時の柿澤弘治外務政務次官が答弁者として予定されていたわけですが、柿澤次官は突如委員会を欠席をしまして、この質疑をする機会を私は失ったわけですね。何の理由も示されず、出てこなかつたんです。それはそれとして、いろんな事情があつたんだろうと思ひますけれども、それほどデリケートな議論だということを私は申し上げた、ハナまであります。

したがいまして、この点の、この撤収の我が國の制度を維持していく必要性、原則として維持していく必要性があると、いう私の主張に対してもお考えになりますでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) 基本的にPKOは停戦合意等の存在を前提として展開するものであるということは、これは国連や参加国の共通の認識でござります。停戦合意などの要件が充足されないと

事態ということになれば、ともに業務の中止とか撤収を検討することになると予想をされますので、我が国の部隊だけが勝手に撤収するといったような状況は想定しにくいところであると思っております。

いずれにしても、我が国は主権国家として、派遣の前提が崩れる場合は国連に適切な事前通告をした上で撤収する、撤収できることになつていて、と、こういうことでございますので、今後ともこうした前提で派遣を考えていくことになります。

○山口那津男君　今回、PKFの凍結解除によりまして、いわば軍事的性格の強い活動というものが実施できるようになったわけであります。そして、この活動に対するは、往来の活動は固まつてお

での活動に専念してい 徒歩の活動に国会の夏  
認までは求められずに、いわば実施計画の国会へ  
の報告にとどまっていたわけであります。しかし  
し、PKFの活動については、国会の承認とい  
うものが法律の六条七項以下で規定をされているわ  
けでありますね。これはありていに言いますと、  
実施活動の事前の承認、やむを得ない場合は事後  
の承認と、そして活動が二年以上継続する場合に  
は二年ごとの承認と、こう、制度が立てられて

なつて いるだろ うと思 い ます。これを見たとき、先日のテロ対策特別措置法の国会承認の制度と異なる部分もありますが、似ている部分もあると。この点を比較して、この制度の意義、つまりPKOの協力法における国会承認の制度の意義についてどのようにお考えにならぬか、御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(林幹君) 今御指摘の国際平和協約は

法第六条及びテロ対策特措法第五条の国会承認事項は、それぞれ国会の修正により追加されたものであります。自衛隊の海外派遣に係る国会のシンジアシンコントロールを確保したものと理解しております。

て想定されているものと、そういうふうに理解しております。

○山口那津男君 今回の法改正によりまして、が国の活動の可能性といふものは大きくなつたと思っております。したがいまして、この制度を生かして今後の国際平和の確立に我が國が貢献するという道を広く模索するべきであると、そこで、広がったからには、今までの制度の狭い範囲で参加の可能性を、いわば限定的にやつてきわけでありますけれども、もつと積極的に、場

によつては、先日も指摘がありましたが、地域の戦略性あるいは活動の戦略性を持ちながらやつていくといふことも広い意味での外交政策の一環としてあるべき姿ではないかと思ひます。

そこで外務大臣にお尋ねしますが、地雷の撤去

について、外務省はこの機材等の開発、技術開発あるいは経済協力について予算措置もとつてこれまで政策を進めてきただらうと思ひます。ぜひこの点について、地雷撤去の技術、最近はロボット技術の開発によって優秀な研究者がすぐれた成果を出しつております。こういうところにも

我が国がさまざまな援助の手を差し伸べて、この地雷撤去に伴う人命の損傷、これを最小限にして、機材を活用する、そういう面で日本が大きく貢献していくべきであると考えるわけであります。が、外務大臣としてどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(田中眞紀子君) まさしく山口委員おっしゃるとおりでございまして、もう早速このアフガンの復興の問題に関しましても、ディマイニングという、地雷を除去するということ、それをしてないとアフガンに復興の第一の帰還をすることができないわけですね、アフガニスタンの人

ですから、そういうことからいきましてもまず大事なこととして、これは民間でも、日本でも幾つか開発会社もありますし、それから外国でもこうしたことを探はもつと競争的に開発されるといふと思っておりますが、外務省は十三年度の予算から五億円を新設いたしました。そして、十四年度の予算としては七億五千万円を要求いたしております。これは削られないようにしていこうと

いうふうに思つておりますし、なお、民間での開發もサポートすることが必要であらうといふうに思ひます。○山口那津男君 最後に、自衛隊の地雷撤去能力について、その本来の目的からおのずと限定されたものであらうと思ひます。この点について、自衛隊が全面的に撤去活動に参加をするといふよ

りも、やはり本来持つてゐる能力を技術指導、実務指導という形で生かしていく道を考えるべくだらうと思うわけであります。

また、技術開発については、大学の研究者の研究対しては、外務省の予算だけではなくて、例

えば文部科学省あるいは他の国の広い取り組みも考えてしかるべきだろうと思うわけであります。

して、今後のこの我が国のあり方に於いて、官房長官としてどのような姿勢で取り組まれるかをお伺いして、終わりにしたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 地雷の撤去は、これは地雷を世界じゅうにばらまくと申しますか、つくついている人もありそれを埋める人もありと、こ

ういうことでござりますので、これは双方に着目をしなければいけないと、ういうふうに思つております。その上で、もう既に敷設された地雷について、これは先ほどからいろいろお話を伺いますよう

に、我が国は技術国家として技術的な面において協力できるところはこれは大いにすべきだと、こ

ういうふうに思ひますけれども、既に方々で、民間でも、そして先般、私テレビで見たところなんですが、それでも、国立大学でもそういう技術研究を

しているということでおざいますので、この活動を日本が始めることになりますと、そういうふうに思ひます。

私の今手元に「海軍戦記」という当時出た本が

あります。大本営海軍報道部の編さんの中ですけれども、これを読んでみると、十二月八日に

日本海軍だけが行った作戦の一覧表が出ておりますけれども、それは、まずハワイ、そしてマレー方面奇襲上陸、上海、シンガポール夜間爆撃、ダバオ、ウエーク、グアム島、それからタイ

○委員長(武見敬三君) 午後一時三十分に再開す

ることとし、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、本案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

初めに、法案とちょっと離れますけれども、明後日が十二月八日、日本がパールハーバー初めア

ジア太平洋地域で一斉に奇襲攻撃を開始した六十周年の日を迎えます。ことには十五年戦争の始まりからちょうど七十周年という年でもありますので、このことについて一言触れさせていただ

きたいと思います。

私の今手元に「海軍戦記」という当時出た本が

あります。大本営海軍報道部の編さんの中ですけれども、これを読んでみると、十二月八日に

日本海軍だけが行った作戦の一覧表が出ておりますけれども、それは、まずハワイ、そしてマ

レー方面奇襲上陸、上海、シンガポール夜間爆

撃、ダバオ、ウエーク、グアム島、それからタイ

国進駐、フィリピン主要飛行場の空襲、ミッド

ウェー島、香港、パラオ等々十数カ所にわたる攻

撃を開始したことが書かれております。

このごろ太平洋戦争をめぐる論議の中で、パ

ルハーバーだけを問題にして、私この間そこ

の本屋で買いましたら、真珠湾攻撃というのはルーズベルトが仕組んだもので、はじめられた戦争だといふふうに思つております。

私は、やはり日本国民として、また日本の国会

としても、政府としても、ちょうど六十周年という節目の年でもありますので、こういふものについての我々の考え方というのをきちっとしておく必要があります。

外務大臣にお尋ねしますけれども、もちろん外務大臣、こんな考え方をお持ちだとは思いませんけれども、十二月八日という日を明後日に控えて、あの戦争について今どのようにお考えになつてますか。簡単で結構ですかお伺いさせていただきます。

午後一時三十分開会

午後零時十七分休憩

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、本案について質疑を行います。

○國務大臣(田中眞紀子君) これは私は、村山談話に私は尽きるのではないかという思いがいたします。

やはり過去を、しっかりと過去の歴史を認識するかという具体的な施策を立てるということが最もオーソドックスな歴史への取り組みであり、また外交の基本だらうといふふうに思つております。

したがいまして、現在の、例えばさきの大戦で日本が御迷惑をおかけしたこと、そういう国々も大変大きく変貌なさっていますし、日本との関係もよくなっています。よくなりつつある国もございます。

やはり過去を、しっかりと過去の歴史を認識するかという具体的な施策を立てるということが最もオーソドックスな歴史への取り組みであり、また外交の基本だらうといふふうに思つております。

りますし、またこのことは、現小泉総理大臣も同じ思いでいらっしゃるというふうに思つております。

○吉岡吉典君 私は、アジア解放の戦争だったなたどという議論がある関係で、もう一つ、さっき紹介しました「海軍戦記」という、これ当時出た本です。私、十年前に仙台の古本屋で買いました本なんですかれども、それを改めて読んでみると、た本なんですかれども、それを改めて読んでみると、たら、太平洋戦争、十二月八日に一斉奇襲攻撃で緒戦の勝利を得たことの意義がとうとうと書かれております。それを読んでみますと、例えばういう調子なんですね。「現代戦争は大消耗戦であり、補給戦の特質である、生産しつつの戦争を遂行するためには、どうしてもこの必要な戦略資源のあるところを取らねばならない。」と、「南方諸地域を取りさえすれば、戦争をやりとげる力を獲得することができる」というふうな形の、もう言葉は全部取るなんですね。それで、南方共闘団がかくしてできるというふうに書かれておりまして、これがやはり後の解釈じゃなくて當時の大本営海軍部の率直なる気持ちだったんだなと思いました。それで、アジア解放などといふうな議論の余地のないよう、我々はやはり歴中の事実をきちっと国民にも提起していく必要があるなと思いました。

そういうことも踏まえて、この国会は恐らくこの委員会としてはこよし最後の委員会になると想いますので、もう一問行わせていただきますけれども、二十一世紀の第一年であることとは、やはりアジア外交というのは日本外交が掲げた重要なテーマでもあったと思います。前河野外務大臣もこのことは所信でもいろいろ強調されたところであります。私どもも過去への反省に立ってアジアとの関係を重視するということを強調し続けてきました。

しかし、残念ながら、この一年を振り返ってみると、例の扶桑社の歴史教科書問題や靖国神社問題等で、私どもが望んだアジアとの外交関係の問題等で、私どもも過去への反省に立ってアジアとの関係を重視するということよりはむしろ停滞、というよりも前進ということよりはむしろ停滞、というよりは

後退であったと考えざるを得ない事態が連続しました。私は、こういうことをこの時期に踏まえて、来年はより率直なる過去の清算の上に立つて

アジア外交を進めなくちゃならないと思っており  
ます。

そういう時期に、私は、ことし從軍慰安婦問題  
の前進もなかつた。それどころか、私、最近活字  
になつたものを見込んでみましたら、從軍慰安婦問  
題についての河野官房長官談話は既に取り消され  
ているという、従軍慰安婦問題でつち上げ論者の  
人々の書いたそういう文章があるのも見て驚きま  
した。

戦であり、補給戦の特質である、生産しつつの戦争を遂行するためには、どうしてもこの必要な戦略資源のあるところを取らねばならない」と、「南方諸地域を取りさへすれば、戦争をやりとげる力を獲得することができる」というふうな形の、もう言葉は全部取るなんですね。それで、南方共闘圏がかくしてできるというふうに書かれておりまして、これがやはり後の解釈じゃなくて當時の大本営海軍部の率直なる気持ちだつたんだなと思いました。それで、アジア解放などというふうな議論の余地のないよう、我々はやはり歴史の事実をきちっと国民にも提起していく必要があるなと思いました。

つけた問題であると認識しております。  
○國務大臣(田中真紀子君)　過去の反省の上に立つてアジア外交を今後どう進めるかというお尋ねでござりますが、私は吉岡先生とちょっと意見が違つております。アシアとの関係は、私は、後退しているというよりもトータルで見ますとむしろ前進している面が大きいのではないかと、随分改善されていることがお互いの国々のそれぞれの努力によって、六十年前、そのプロセスに比べまして改善している面の方が大きいと思います。

しかし、反省すべきは、先ほど申し上げましたように、しっかりと国民一人一人が家庭教育、公教育の場においても反省をすべきですが、アジア外交という面では、午前中の質疑でも申し上げま

したが、私はやはり紛争予防ということに、日本が世界じゅうで起こっている、南米もありましたようし、中東もありましたようし、アフガンもアフリカもいろいろございますけれども、それらにどのようにして私たちがかわっていてけるかというところでございまして、そのことが私たちがもう紛争の当事者には決してならないという過去の反省から学んだことを立証してお見せする証左でもあります。信頼につながるというふうに考えております。

○吉岡古典君 私は、ことしはこの委員会が最後でしょうから、来年は私自身の日から見ても大

きく前進したと言える年にするよう、いろいろ新  
年早々から論議を重ねていきたいと思います。  
法案に入ります。

PKO法案をめぐる論議が続いております。私  
どもの立場、そしてこれを推進する立場との違い  
というのはどういうところにあるかということ  
を、まず私自身なりに整理しながら論議に入つて  
いきたいと思います。

国連がPKOという措置をとる、これについて  
我々は原則的に反対する立場はとつていいないとい  
うことはこの委員会でも繰り返し言つてきたとこ  
ろです。問題は、憲法九条を持つ国である日本が  
これにどういう形でかかわっていくかというとこ

日本が再び軍隊を海外に派遣して行動するという批判が強くある、こういう状況のもとで日本は、やはり日本国憲法九条というものについての国際的な疑問懸念、不安が広がることを恐れています。また、日本国憲法九条を厳格に文字どおり守り続けることは、今世界に広がっている二十一世紀を核兵器もまた兵器もない世界にしようという運動に対して希望を与える道でもあると考えております。そして、今触れたように、やはり今軍隊を大きく出していくということは、アジア諸国に再び日本は軍事大国への道を踏み出すのではないかという懸念を与える得ないと思っております。

私は、太平洋戦争六十周年という年、また十五年戦争始まってから七十周年というそういう年に当たって、こういう過去の反省という、冒頭で問題にしましたこれを貫く方向というのは、やはり日本が軍事力による世界への貢献ということではなく平和的な手段による協力ということを選ぶべきだと考えております。

そういう我々の立場を表明した上で、防衛庁長官にお伺いします。

極めて初步的な質問ですけれども、私は、どう考えても憲法九条から自衛隊法三条、そしてその法的な体系の中から自衛隊を、テロ対策にしろあるいはPKOにしろ海外に派遣する、武装した自衛隊を派遣するという答えがどうしても出てくるとは思えません。また、自衛隊法九十五条による武器等防護という任務を海外で行うということが自衛隊法をつくられるときに考えられていましたが、また日本が独立をして五年ほどしかたっていないからたんですけれども、安全保障の概念も、冷戦の時代から経済の自由化、情報の共有化、また日防衛庁長官、どのようにお考えになっていますか。

○國務大臣(中谷元君) 自衛隊法が制定された昭和二十九年から非常に世界は大きく変化をしたというふうに思います。当時は、朝鮮戦争の直後と

本の国際化ということで、海外旅行者にしても貿易量にしても企業の海外進出も飛躍的にその数値自体が変わっておりますし、環境も変わっております。また、PKO活動や国際的なテロリズムの発生など、そのころ想像もしていなかった事態が起るようになりますし、国民の自衛隊への期待の高まりや内外の情勢の変化を踏まえて、現在、我が国は世界から信頼されとして尊敬される国家、そしてその自衛隊を目指して、自衛隊が長年にわたって蓄積した技能、経験、組織等機能に着目して、これを活用して世界から信頼され尊敬され得る国家をつくるために日夜活動を行っているわけでございます。

なお、自衛隊の海外での活動につきましては国会でもその都度御議論をいただいておりますが、

海外派兵については、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されない

というふうに考えておりますけれども、これまで自衛隊が行っている活動につきましては、それ自体として武力の行使に当たらず、また他の國の武力の行使とも一体化するものではないことから、憲法上の問題を生じないというふうに考えております。

○吉岡吉典君 このは、この委員会でも私何回か言つてきましたことですから、日本国憲法制定当

時には全く考えられていない、考えられていないどころかそういうことはやらないと言つていたこ

とを情勢が変わったからということでやつていいものなのかどうなのかということが憲法をめぐつての違ひだと思います。

自衛隊法制定時には、参議院で自衛隊を海外に派遣しないといふ本会議決議が採択されたこと

も、私はここでも取り上げてきたところです。そ

ういう、憲法やそれからまた自衛隊法を制定したときにさえ考へてもいかつたことをやるところから次々といろいろな矛盾も出てきて、それで論議が複雑になってきているというのが今の状況でもあると思うんです。

そこで、PKOの問題ですけれども、現行PK

O法が提案された時期に、私はこの法案について責任ある公式的説明を求めました。その説明は、この法案、つまり現行のPKO法案の最初の時期ですね、これは法案の名称ではっきりしているよう、参加法ではなく協力法であると。したがつて、自衛隊の部隊は防衛廳長官の指揮下にあると。自衛隊は二十四時間いつときとても防衛廳長官の指揮から離れることはできないと。それは国と、自衛隊は防衛と治安維持のみを基本任務とする自衛隊の基本的な性格から来るものである。PKO派遣というのはいわば出張のようなもので、例えば東京にいる自衛隊を北海道へ出張させるか九州へ出張させるか、あるいはカンボジアに出張させるか、そういう性質のことだという説明を聞きました。

このPKO法案の名称は今も協力法案ですが、

その私が聞いた説明どおりなのか、最近ではもう

当たり前のこととして参加参加と言われておりますか、長官 説明を願います。

○国務大臣(中谷元君) 協力と参加ということでありますけれども、協力とは参加を含む広い意味

での関与形態をあらわしておりますが、我が国のPKO活動に対する関与のあり方は参加のみならず参加に至らない物資協力といった各種の事態を含んだ形で協力するということにいたしております。

現在、ゴラン高原にPKO要員を派遣をいたしましたが、これは私の指揮のもとにあります

ておりますが、これは私の指揮のもとにあります

て、絶えず隊員の身の安全やら、また物資の提

供、また諸所の御要望等に対し適切に対応いたしました

しておきましたが、私が指揮をしているという認識でございます。

○吉岡吉典君 そうしますと、私が十年前に聞い

た説明とは異なります。それは、自衛隊法上の自

衛隊の性格からいって参加はできないんだ、した

が、部隊の状況等につきましては毎日連絡をとっ

て安全を確認をいたしております。

そして、今派遣をしている要員の権限でありますけれども、派遣された要員や部隊等の配置等に

関する権限を有しております。しかし、最近で

は公然と国連のオペレーションコントロールを受けるということまで言つてゐるんじゃないですか。

○吉岡吉典君 人事配置とか懲戒じゃなくて、日

常行つている活動を言つてます。しかし、最近で

は防衛廳長官として指揮をしております。

○吉岡吉典君 人事配置とか懲戒じゃなくて、日

常行つている活動を言つてます。しかし、最近で

は防衛廳長官として指揮をしております。

○吉岡吉典君 それでは、まあいいです。私は、

日本の防衛廳長官の完全な指揮下にあるというの

が防衛廳長官の答弁だったということをここで確

認だけしておいて、が、実態はそういうものでは

ないということだけをここで指摘しておきたいと

思います。

もう一つ、私は自衛隊法との関係で明らかにしました。一体これは自衛隊法のどこから出てくる任務かと。自衛隊法第三条は、自衛隊の基本任務といふのは國の防衛と治安維持だけしか書かれていな。そこから自衛隊が海外へ出てPKO活動に参加であろうと協力であろうと、そういう行動をとる答えはどこからも出てくる余地がないと。しかも、PKO法というのを自衛隊の本則は変えないで雑則に加えるという処置をとるのは一体どういうことなのかと。自衛隊の雑則というのは、これはオリンピックへの協力とか国体への協力とか、こういう運動競技会に対する協力や、南極地域開拓測に対する協力、国賓の輸送というようなことが書かれているのですね。

それで、自衛隊を、憲法上大問題になる、そういう論議を経て海外へ出す、それを自衛隊の基本任務でなく雑則で、そういういわば雑用係のような法律改正で出すということは、これ自体が自衛隊法に書けない仕事をやっているんじゃないのかと、いうふうに思はざるを得ません。事実、そのとき私のところへ説明に来た責任ある人は、これは日本国憲法九条及び自衛隊法制定当時の経過から本則には書けませんという説明でした。

その中身というのは、自衛隊そのものがつくれるかつくれないかということが自衛隊法制定の大問題であり、その憲法九条の中で自衛隊をつくるというのは、これは専ら國の防衛と治安維持だけを任務とするということで制定されたのがつくれるかとされなかつくれないかということが自衛隊法であり、そういう論理で自衛隊は創設された、したがってその自衛隊の基本任務にPKOの評価なんですか。どういうふうなものを送り込むことはできないと、そういう説明がありました。今もそういう説明ですか。

そうすると、自衛隊法というのは、そういうふう本当に自衛隊法の本則から離れた雑則でしか書けないような仕事だという評価なんですか。どういふうなことを考えてここら辺は整理しておられるか、お伺いします。

○國務大臣(中谷元君)　自衛隊の主任務と本則は第三条でございます。すなわち、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛すること及び必要に応じ公共の秩序の維持に当たることを自衛隊の本来の任務と規定をいたしておりますが、このPKO活動の実施につきましては自衛隊の本来の任務遂行に支障のない範囲で行うわけでありまして、自衛隊が長年にわたって蓄積した技能、経験、組織的な機能に着目をし、これを活用するという性格を持つものでありますので、自衛隊法第八章雜則に規定されている他の業務と同様の位置づけをしているわけでござります。

○吉岡吉典君 私どもは、もともと自衛隊法を制定するときにそれが憲法上許されるか許されないとかということさえ問題になつた、そのため自衛隊の海外への出動などということはとても考えることができない、だから本則に書けなくて難則といふその他の大勢のいろいろな事事の中の一つにして、かできなかつた、そういうこと自身がやはり自衛隊を海外へ出動させるということ、それがPKO法であろうとテロ対策であろうと、それ自体が憲法との矛盾を表明しているものだというふうに考えます。

それで、そういう、かつてガラス細工の上に成り立つた法律だということをPKO法について言われたのですけれども、私はそういう無理に無理を重ねた論理というのが今もますます拡大されているというふうに思います。国連憲章第七章を援用したPKOという問題が生まれたことによつてそれが一層強くなつてゐるというふうに私は思ひますので、一、二、その点でお尋ねしたいと申します。

第七章を援用したPKOについて政府はどう対応するかというのに対して、私はこれまでの論議というのは、その時々の状況に応じて対応する、こういうものだったと思います。しかし、いざわにせよ、かつてはなかつた、国連憲章六章半と言われた、PKOではなかつた第七章を援用してのPKOが一九九〇年代になつて生まれてきま

○政府参考人（谷内正太郎君）　まず、一般論で恐縮でございますけれども、安保理決議の解釈そのものは一義的には安保理が行うべきものでございまして、我が国として有権的な形で解釈を述べる立場にはございません。また、設立決議におきましては、その目的及び任務には種々のものがござりますので、国連憲章第七章に言及があることとの意味につきまして一概に申し上げることは困難でございます。

そういう前提で御質問の UNTAET につきましては、あえて申し上げますと、UNTAET 設立決議における第七章への言及は、設立決議の規定通りや安保理における議論を踏まえて総合的に判断すべきものでございます。すなわち、安保理といつしまして、UNTAET 対し東チモールの行政に関する全般的責任を与え、すべての立法及び行政権限行使する機能を与えた上で、UNTAET による任務の円滑な遂行を強く指示する政治的意思を表明したものではないかと考えます。したがいまして、UNTAET 設立決議は、国連憲章第七章への言及があることは事実でござりますけれども、その言及ぶりは今申し上げました趣旨でありまして、武力の行使について具体的な能を明示した規定はこの決議の中にはないという事が事実でございます。

○吉岡吉典君　非常に無難な理由にしようといふ説明で、だめですよ、そういうふうに言うけれども、

僕は、外務省それから危機管理室それから学考等も含めていろいろ七章PKOが生まれた理由について相当説明を聞いて歩きました。

僕流にその説明を整理しますと、全部に共通しているわけじゃないですよ。しかし、いろいろ例

た。なぜ第七章を援用するPKOが生まれたのか、例えば東チモールのPKOの例で説明していただきたいと思います。

これはどなたですか。外務大臣ですか、防衛庁長官ですか。

は違うけれども挙げてみますと、一つは、第七章は援用しているということによる政治的効果が期待されるもの、これが一つあると。だけれどもしかし、内容は伝統的なPKOと余り変わらないけれども、七章の援用で政治的効果を大きくしていく。

二番目は、停戦合意、受け入れ同意がなくとも派遣するためだという理由です。それは私、悪いことだということを言っているわけじゃないですよ。国連安保理の判断で、停戦合意やら受け入れ国の同意まで待っておれない深刻な状態が生まれている状態のもとでは七章を援用することによって派遣するということが行われていると。それから第三番目には、強制権限の行使を想定したものと。私は最近聞いたら、政府関係者、ちょっとと名前はここで控えます、あなたと説明が違うから。東チモールは強制権限行使せざるを得ない事態が想定されるからそうしたんだと、そういう説明で、今の説明とは、同じ政府の中でも、外務省じゃありませんが、説明が違います。

しかし、私は大体そういうことだと思います。それがいいとか悪いとかを私は言うわけじゃないくて、そういう停戦合意も受け入れ国の同意もないPKOが誕生する、従来なかつたPKOが誕生するということになれば、また強制権限の行使を想定するPKOが誕生した場合には、これまで我が国がとってきた参加五原則、このままではそれが適用できない事態が生まれると。したがって、そういうPKOが九〇年代数多く生まれ、この数年は全部七章を援用している。七章を援用しているからPKO五原則に違反するとは言いません。そのケースによつてはそういう新しいものが生まれてきたんだと。だとすると、参加五原則を変えるか、あるいは参加五原則では条件が整わないものには参加しないか、そこをきちっとしなくちゃならない時期が来ていると思います。

その点は私はお認めにならざるを得ないと思いますが、これはどなたに説明願えましょうか。長官ですか。

○国務大臣(中谷元君) 確かにいろんなタイプのPKOがあるというのは事実でございますが、我が國が国連PKOに参加するに当たりましては、停戦の合意、受け入れの同意を含む参加五原則の

国際平和協力法上の要件を満たす必要がございまして、この七章に言及されている場合であっても、この条件を満たすものである限り、我が国の参加は法的には可能でございます。このように、我が国の法律の要件に基づくもののみに参加をして活動を行うものでございます。

○吉岡吉典君 国会の論議の中では、PKOがこのように大きく変貌を遂げた事態のもとでは参加五原則を改正すべきだという議論も盛んに行われております。そういう状況のもとで、今の長官の発言ですと、PKO参加五原則を変えることは全く想定しておられないかどうか、それもあわせてお伺いしておきます。

○国務大臣(中谷元君) 参加五原則というのは、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないということを担保する意味で策定されたこのPKO平和協力法の重要な骨格でございます。この骨格に対する認識は今後とも変わりがございませんが、この憲法と五原則等との関係におきましては、憲法上いかなる場合が許されるのであるか、国連のPKO活動の実態また国会での御議論を踏まえつつ、今後とも必要に応じて検討してまいらなければならないというふうに思つております。

○吉岡吉典君 ちょっとと今最後のところを再確認ですが、やっぱり検討していくというのは変更もあり得るという意味ですか。

○国務大臣(中谷元君) いかなる原則が憲法上許されるのか、この五原則につきましても、国連のPKO活動の実態また国会での議論も踏まえつつ、今後とも必要に応じ検討してまいりたいというふうに思っております。

○吉岡吉典君 そうしますと、私は、ごく最近ですが、東チモールのPKOは強制権限行使という事態も想定して七章を援用したんだという説明を

聞きましたが、一方、福官房長官は、今回のPKO改正は東チモールへの参加を考えたものだと

いう答弁も衆議院で行われておられますけれども、その関係はどういうことになりますか。

○国務大臣(福田康夫君) 私の名前が出てきていたのでお答えしますけれども、私、東チモールのために今回のこと、そういう話はした覚えないんですか。そういう記録ございますか。

○国務大臣(福田康夫君) ありますか、そうですかね。——そういう記録があるというのはちょっと私も、自身確認いたしますけれども、要するに、趣旨は、この改正そのものは以前からもいろいろ議論してきたわけです。今現在の活動というのは非常に微々たるものであるということ、それは活動の範囲が狭いからではないかと、こういったような考え方に基づき、活動の範囲を広げるこれが日本の国際社会に対するその貢献の拡大だと、

こういう観点から、活動の範囲を広げるための改正である。要するに、平和協力活動をもつとやっていこうと、こういう趣旨でこの課題に取り組んだと、このように理解をしていただきたいと思つております。

○吉岡吉典君 私は、いろんな理屈で、情勢の変化で検討検討ということで、これだと一体どこまで変わっていくかわからない。憲法はもとのままです。自衛隊法も基本の第三条はもとのまま、その中で、もうどんどんどんどん自衛隊を海外に出す方向での変化、検討が続くということに非常に危惧を感じるわけです。

そこで、そういう変化の一つとして、私は本会議及び先日のこの委員会での国連加盟時の留保条件ということに関連する答弁の問題について、これは私は正確を期しておいてもらいたいと思いますので、ちょっと取り上げたいと思います。

これは、本会議で共産党議員の質問に対する答弁の中で、これは福田官房長官、国連加盟に当たって我が国が何らかの留保を付したとは考えておりませんと、これは断定的な答弁がありまし

た。

おとといですか、この委員会では田中外務大臣がこの福田長官と同じ答弁をされたのに加えて、もう少し時代的背景を調べないとどう答弁がありました。どういう趣旨で時代的背景とおっしゃったのか、あるいは矛盾を感じられたのかわかりませんけれども、この国連加盟に当たって留保条件をつけていないというのは正確ではなく、同時に非常に重要な意味を持つというのを私は申し上げたいと思います。

私はその点で、まず一九五二年の国連加盟承認案件審議が衆議院でも参議院でも特別委員会で行なわれております。私はそのコピーをここに持っていますけれども、これを読む中からも留保条件をつけていないという答えは出てくる余地が全くありません。

そのときに岡崎外務大臣、西村条約局長初め政府関係者の答弁というのでは、国連に加盟したら軍隊をつくつて軍事協力をやらなければ国連加盟ができないじゃないかという議論に対して、そうでないんだと。日本国憲法の九条の制約を持ったまま国連に加盟できる、その場合には国連が課するところの軍事的な役割は果たさなくても、国連加盟で日本は十分に役割を果たすことができるということが繰り返し答弁されております。

そして、そういう審議を踏まえて、加盟申請に当たっては、西村元条約局長が内閣憲法調査会で行われたその発言、僕は要約は非常に不正確になつていいので原本で見ていただきたいんですね。

原本を読めば、国際連盟の場合と違つて国際連合においては安保理事会の決定する集団安全保障措置が発動される場合には、好むと好まざるとを問わず加盟国はその義務を履行しなければならないたてまえになつております。したがつて黙つておれば、日本は国連憲章の規定によりまして当然安保理事会の決定する集団安全保障のための軍事行動に参加し、またこれに協力をしなければならないことになります。いわゆる国際的軍事行

動に参加する義務を負うことになります

と。そこで、加盟申請書に憲法九条でそういうことはできないという留保をつける原案がつくられたと。しかし、それは論議を経て、そこまで直接に九条を挙げてやるまでもないじゃないか、これは間接的な留保の表現にとどめようということになりました。どういう趣旨で時代的背景とおっしゃったのか、あるいは矛盾を感じられたのかわかりませんけれども、この国連加盟に当たつて留保条件をつけていないというのは正確ではなく、同時に非常に重要な意味を持つというのを私は申し上げたいと思います。

私が憲法調査会での西村元条約局長の陳述内容なんですけど、「協力するということになつたと。これが憲法調査会での西村元条約局長の陳述内容なんですね」

したがつて、直接の表現で留保を、間接的なつまり日本は軍隊を持つてない国なんだと、その軍隊を持たない国として持つていての手段をもつて国連に協力する、そういうことになつたというのが憲法調査会で行われている発言なんですね。

下田元条約局長がこれと違つた発言をしたように日々取り上げられますけれども、これの違いは全然ないんですね。それと違つたことを言つてゐるのではなくて、全然別の問題について下田元条約局長は述べており、ただ違いが強いてないかといえば、留保という言葉が西村さんは出でてくる、それはそれにかかわるところを述べたから。それで、下田条約局長はそういう留保か、直接留保か間接留保かというふうなことを述べるまでもない部分について述べているからそういう言葉はないわけとして、したがつて、もし留保を何らつけていいないということをそのままにしておきますと、西村元条約局長が心配したように、国連安保理事会の決定がすべて日本が義務として守らなくちゃいかぬという問題が出てくるようにもなりかねないと思います。

それから、事実関係においても、私は、本会議理事会の決定がすべて日本が義務として守らなくちゃいかぬという問題が出てくるようにもなります。やっぱり不正確だということで、僕はやっぱり正確を期していただきたいと思います。

同時に、こういう原案をどういうわけで書いたのか、こういうことをやっぱりきちっと政府はし

ておいてもらわないと困るということもつけ加え  
ておきたいと思います。

福田官房長官、あるいはほかのだれか詳しく述べ  
答えることのできる人があれば、ほかの人でも構  
いません。

○政府参考人(谷内正太郎君) 先生の方から大  
体、事実関係のことについてはすべて御説明いた  
だきましたので同じことを繰り返すつもりはござ  
いませんけれども、政府の立場といたしまして  
は、御指摘の昭和二十七年六月十六日付、岡崎外  
務大臣発リー国連事務総長あて書簡をもって国連  
に対する加盟申請を行つたわけでございます。  
その申請の中でおっしゃるように、「その有  
するすべての手段をもつて」、という、こういう  
表現があるわけでございます。この「その有する  
すべての手段をもつて」という表現の中に、第  
九条で軍備を持たないという考え方も当時はあつ  
たわけでございまして、あつたというのは日本国  
内にあつたわけでございまして、そういうことも  
あってすべての手段という形で留保をしたのでは  
ないかというのが御質問のポイントだと思いま  
す。

他方、留保というのはどういうことかといいま  
すと、これは駁回に説法ではござりますけれど  
も、ある国が多国間条約の特定の規定の自国へ  
の適用上、その法的効果を排除するかまたは変更  
することを目的として一方的に行う表示であつ  
て、当該条約の署名、批准、受諾等のときに行わ  
れるのが通例であると、こういうことでございま  
す。

論を振り返ってみると、一九九三年、オタワでPLOとイスラエルの間で交渉による解決が合意され、翌四年にはパレスチナ自治政府が発足し、五年間の暫定自治を経て一九九九年五月にパレスチナ国家ができるはずでした。しかし、オタワ合意後は五年がたつても事態はこじれていますが、国連総会は和平交渉の即時開催を求める諸決議を採択しておりますが、その内容はどうなつておりますか。外務大臣にお答えをお願いします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 最後の一言、ちょっと聞き取れませんでした。

○大田昌秀君 国連総会で十二月三日に和平交渉の即時開催を求める決議がなされておりますけれども、それに対して、その内容はどうなつているのか。そして日本政府はどういう対応をとられたのか。イスラエルあるいはアメリカはどういう対応をとられたのか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 重家局長に詳しく述べてお願いします。

○政府参考人(重家俊範君) まことに申しわけないんですが、国連総会の決議、ちょっと手元に持っておりますので、後ほどまた御報告させていただきます。國連のアナン事務総長は四日に、現地におきました、報復攻撃という懸念が続いていることに非常に強い懸念を持つておるということを述べまして、紛争の解決には平和的な解決以外の選択肢はないんだという強いステートメントを出しておると承知しております。

○大田昌秀君 私の理解するところでは、その決議に対してイスラエルとアメリカは反対をしていました。ふうに聞いておりませんけれども、一九九三年にオタワで両者が和平合意して以来、政府、外務省はどのような外交努力を続けてこられたの

か。例えば、以前にスウェーデンがイスラエルとPLOの和平会議を仲介したことなどがございました。そのうち、自衛隊員を使いましたのが三千九百二十七名、それからその他、これは文民、学者、NGO関係者、地方公務員等でございます。大田昌秀君 オタワです。一九九五年ではなくて、オスロ合意をおっしゃっておられますでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 九三年は、オタワで

すけれども、我が国は、我が政府はどのような外交努力を続けてこられたのか、伺います。

○大田昌秀君 オタワですか。

○大田昌秀君 失礼、九三年でございます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 九三年がオスロだと

思いますが。

○国務大臣(田中眞紀子君) 和平実現に向けて交渉を行っていくという合意がされたわけですから、そこで日本が具体的に申し上げます。イスラエル、パレスチナ双方が和平安定に向けた交渉を行っていくという合意がされたわけですから、そこで日本が具体的にいたしましたことは、資金のことばかり言つて申しわけありませんが、まず六億ドルに及ぶ対ペレスチナの支援というものをまず行いました。その後に多国間の協議環境の、ワーキンググループとして、日本が議長としての運営もいたしました。その後、日本が議長としての運営もいたしました。その後、それからUNDOFへの自衛隊の要員派遣といつたような、さまざまな分野で和平達成のための努力も支援してきております。そして、とにかく話し合いによって解決を物事はするようにといふことは適宜、その都度、物があるたびに発言はしてきております。

○大田昌秀君 防衛庁長官に伺います。

○大田昌秀君 政府はこれから自衛隊を東チモールへ派遣する計画のようですが、東チモールの現状はどうなつておりますか。

○大田昌秀君 そこには、私の理解するところでは、二十カ国以上の国から約七千五百人のいわゆる多国籍軍が駐留しているようですが、そこに平和維持軍というものが駐留しているんですか。そして、もし派遣するすれば、自衛隊はどの軍に所属するようになりますか。

○国務大臣(中谷元君) 東チモールの現状につきましては、二日ほど前にこの政府の責任者であります閣僚の方、外務大臣、経済大臣、来られて

ますけれども、非常に安定して落ち着いているとお話しがありましたし、政府の調査団も現地を観察いたしましたけれども、非常に落ち着いている状況でございます。

現在、今後の予定といたしまして、陸上自衛隊

の施設部隊並びにそれを輸送する海上自衛隊、ま

た航空自衛隊に対して準備を開始するよう指示

をいたしました、約七百名から成る施設部隊が道

路や橋梁の維持補修等の後方支援分野の派遣並び

にその支援に当たる海空自衛隊の輸送等を準備

をいたしております。

また、必要な調査団の派遣、それに伴う要員の

選考、教育訓練、装備の調達、補給、整備等を

行っております。

○理事吉村剛太郎君退席、委員長着席

○大田昌秀君 どの軍隊に、多国籍軍と国連平和維持軍どちらの方に自衛隊は派遣するわけですか。そして、多国籍軍と国連平和維持軍との基本的な違いはどこにありますか。

○国務大臣(中谷元君) 違いというのは、国連

においてPKO活動であるという安保理事会の決議

に基いて決定をされているかどうかということ

であります。現在、東チモールで活動している

活動は、多国籍軍ではございません。もう今は多

国籍軍ではなくて、UNTAETという国連の名の

もとに行われるPKO活動の組織であります。

これらの軍事部門に参加する方向で準備をいたして

おります。

○大田昌秀君 先日も伺いましたけれども、ちょ

うと言及しましたけれども、ブランク構想が今大

変PKOとの関連で議論されておりますけれども

も、そのブランク構想によりますと、停戦までは

関係国などの外交努力で紛争の解決に携わり、PKOは停戦合意後の活動に重点を置いて国家や社

会の総合的な再建によって紛争を解決していくこ

とという考え方を中心になつているようですが、

そのため、文民要員の役割を殊のほか重視し

ているように私は理解しております。

その合意内容を阻害するものについては軍事的

な軍事力を用いるということも言っておるわけ

ございますが、我が国のPKO法制定以来、我が

国のPKO派遣で文民要員と自衛隊の要員との数

の違い、それをお知らせいただけたらい

ます。

○政府参考人(林梓君) 平成四年以来の我が国

国際平和協力業務での総計でございますが、総計

で四千三百四十名国際平和協力隊員を出してお

ります。そのうち、自衛隊員を使いましたのが三千

九百二十七名、それからその他、これは文民、学

生、NGO関係者、地方公務員等でございます。

十、そのうち自衛隊員が三千九百二十七、それか

らその他、民間人といいますか、学者、NGO関

係者、公務員その他、これが四百十三名でござ

ります。

○大田昌秀君 その中で犠牲になった人たちの数はどうなつておりますか、犠牲になった人の数はどうなつておりますか。

○政府参考人(林梓君) 犀牲になられたのは、カ

ンボジアで高田警視を失つております。

○大田昌秀君 もっと、民間人はどうなつて

いるんですか。

○政府参考人(林梓君) PKO要員では、民間人

ではありません。

○大田昌秀君 私は、PKO活動へ民間部門から

人材を送るということを大変重要だと考えており

ますけれども、一昨日も防衛庁長官にお伺いしま

した。

我が国からPKO活動に派遣する際に、文民あ

るいは自衛隊をその目的のために訓練、教育する

ということが非常に重要なことを感じてお

りますが、一昨日の防衛庁長官の御答弁では、派

遣前に二、三日間、たしか私の聞き間違いでな

れば二、三日間の訓練、教育を施してとということ

をおっしゃっていたんじゃないかと思いますが、

具体的にどういうふうな教育訓練をなさつておら

れるか。

つまり、これは愛知大学の河辺という先生の報

告ですが、オーストリア政府は、八二年にオーストリア平和紛争解決研究センターと協力して、九二年後半から国際平和維持・平和建設文民訓練計画をつくり、選挙監視や人道活動などに関する文民訓練コースの準備を始めて、九三年九月から国連訓練調査研究所と協力して三週間の育成コースを設けたということで、こういった文民の要員を教育するのはほかの国々なんかでも行われているようですが、我が国ではそういうことはどのようになつていてるんですか。

○國務大臣(中谷元君) 民間等につきましては後でPKO本部からお答えしますが、自衛隊の場合の訓練期間におきましては、通常、半年前から準備をいたしまして、少なくとも三ヶ月ぐらいは語学の研修をしたり、現地の実情等を学んだり、また一般的なPKOの活動等を習熟するという訓練をいたしております。

民間の方々の教育訓練につきましては、PKO本部長からお答えさせていただきます。

○政府参考人(林梓君) 一昨日でございますか、二日、三日と申し上げました。

最近の例では、今、参加される方が教職についておられるとか、NGO関係者とかいろいろお忙しい方がいるものですから、その要望も受けまして、最近のやつは二、三日ということになつていいんでござりますが、

ちょっとさかのぼりまして、例えばカンボジアの選挙監視のケースでござりますとモザンビックに出しました場合と、その辺になりますとともに十一日間のみっちりした研修をやつております。実際、その国の、国際平和協力法、この法律、日本の法律でございます、それから基礎知識、現地事情、保健衛生状況、それから場合によっては語学もやっております。それから、不測の事態に備えた安全確保のための、これは自衛隊の方へお願いしておりますけれども、それから、場合によつては四輪駆動車の運転講習等の技能もやっており

○大田昌秀君 ロンドン大学の大学院の永田さんという方が「国連PKO改革の行方」という論考を発表しておりますけれども、それによりますと、軍事要員の確保は困難ではないけれども、近年急速に高まってきた文民要員の恒常的不足が深刻で、文民警察官は二〇〇〇年八月の段階で定数の二五%が不足しており、多機能型PKOにおける文民問題の専門家は定数の四〇%から五〇%不足しております。それで、多機能型PKOにおける文民問題の専門家は非常に重要なという指摘がございますが、官房長官、政府として、自衛隊の派遣もさることながら、こういった非常に不足している文民の専門家とか、日本は非常に高度の教育を受けたり優秀な人たちがたくさんいるわけですから、もっと積極的に養成されるお考えはありますせんか、伺います。

○國務大臣(福田康夫君) かねがねこれも議論のあったところでござりますけれども、今、自衛隊という組織がございます。この組織を有効活用するというのも、これは私は日本の政府としてはどううしても考えなきゃいけないことだというよう位思っております。また、今後、文民の活用というようなことについてはいろいろ議論を重ねてまいりたいというように考えておるところでござります。

○大田昌秀君 二〇〇〇年十月に、アメリカ政府のアーミーテーボーク國務副長官らは、日米のより成熟した同盟に向けてと題する報告書を発表いたしました。

それによりますと、日本国憲法を改定するか否かは日本国民が決める問題だと一応断つてはおりますけれども、その中で、日本国憲法による集団的自衛権の禁止は、日米のより成熟した同盟に向けての協力関係を推進する上で障害になつてゐるという趣旨のことを指摘されて、その障害を取り除いて日米間に米国と英國とのような特別な協力関係をつくり上げたいとして、日本側にPKO本体への参加凍結を解除してほしいという趣旨の要請をしているというふうに私は理解しております。

それを受ける形で、翌二〇〇一年三月に、自民党国防部会は、PKF本体業務の凍結解除を打ち出し、五月の防衛戦略研究会議では、このアーティジ・レポートへの返書の形をとってPKF本体業務への参加凍結解除を優先課題とする旨を記述しているようですが、このPKFの解除問題、本体業務への参加ということは日本の主体的な判断ですか。それとも、アメリカの要請を受けて、それに従属する形で決定されたんですか。

○國務大臣(中谷元君) 我が国の政策につきましては日本国民が決めることであります。

このPKFの本体を解除するかの問題につきましては、これまでのPKOへの実績と国内外での理解、そして期待が高まつたと判断をしたこと、また、国連また国際社会から強い期待が示されたところでありまして、我が国として主体的に凍結解除を判断したものであります。特定国からの要請を受けて行うというようにしたものではございません。

○大田昌秀君 私のところには、日本国憲法がなし崩し的にされているという懸念を示す声がたくさん寄せられておりますけれども、今回のこの法案といふものは日本国憲法の平和原則の根幹にかかる極めて重大な法案だと私は考えております。とりわけ、PKF本体業務への参加凍結の解凍といふものは、PKO法成立のときの経緯に照らしてみても到底納得しがたいものがございまします。

PKO法が国会で審議され、成立したとき、PKF本体業務の活動が海外での武行使につながりかねないとの指摘を受けてこれを凍結したと。防衛庁長官は、先日からきょうにかけての御答弁ではそうではないんだという趣旨のお話をされておられたわけですが、

ちなみに、九一年、平成三年九月二十五日の衆議院PKO特別委員会での工藤法制局長官の答弁がPKFに関連してございますけれども、それにはこういうことが言われています。

我が国の自衛隊が今回の法案に基づきまして國連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織に参加する場合に、まず第一に武器の使用、これは我が國要員等の生命、身体の防衛のために必要な最小限のものに限られる、これが第一でございます。

それから第二に、紛争当事者間の停戦合意、これが国際平和維持活動の前提でございますが、そういう紛争当事者間の停戦合意が破れるということなどで我が国が平和維持隊などの組織に参加して活動する、こういう前提が崩れました場合、短期間にこのような前提が回復しない、このような場合には我が国から參加した部隊の派遣を終了させる、こういった前提を設けて参加することといたしております。

そうしますと、この間から問題になつております五原則が崩れた場合には撤収するんですか。

○國務大臣(中谷元君) 今、大田議員のおつしやったことは、この五原則の中の中断とか休止という一つの柱でございます。そういう場合は、我が国の活動を中止をして撤収をするという判断をすることになるわけです。

○大田昌秀君 これは、先ほどの同僚委員の御質問とも関連いたしますが、今非常に重大なことをおつしやったと思います。

一九一年五月に作成されました國連と國連平和維持活動に人員及び裝備を提供する國連加盟国との間のモデル協定案というのがございまして、その第六項に、國連平和維持活動の機能は専ら國際的なものであり、參加国によって利用に供される要員は、國連の利益のみを念頭に置いてみずから行動を規制する、それらの者は本国の行政事項に関する場合を除くほか、その任務の遂行に当たつて國連外のいかなる他の當局からも指示を求めたは受けはならず、また參加國政府もそのような指示をそれらの者に対して与えてはならないということが記載されてございます。

さらに、同じく一九一年三月に作成された國連平

和維持活動のための標準作戦運用規定、SOPPS に関するガイドラインの武力行使に関するところ、D項を見ますと、作戦運用はそのすべての側面において安全保障理事会に對し責任を負う事務総長の権限のもとに置かれる。加盟国政府によって送り込まれる軍事要員は、作戦運用に関する事項について事務総長の指揮下に置かれ、給与や規律に関する事項についてはそれぞれ自國政府の権限下にとどまる。平和維持活動に從事する軍事要員は、作戦運用事項に関しては自國政府当局からの命令を受け入れず事務総長からの指令を受ける。国連司令官からの命令のみを受けるのが平和維持の基本原則である。こういうふうにうたわれておりますが、これとの関連は一体どうなるんですか。

○国務大臣(中谷元君) 停戦の合意と申しますと、我が国がPKOに参加する要件の一つでございますが、基本的にその参加する母体であるPKO活動も停戦合意などの存在を前提として展開をしているということは国連や参加国との共通の認識でありまして、停戦合意等の要件が充足されない事態となつたら、ともに業務の中止や撤収を検討することが、国連自体が予想をされまして、我が国だけが勝手に撤収するといった状況は想像しがたいわけでございますが、そのような状況か否かということにつきましては不斷に国連また関係国とも協議をした上で判断することありますし、我が国が停戦の合意が崩れたと判断した場合におきましては、内閣総理大臣が閣議の開催を求めて実施計画の変更を閣議決定するとともに、事務総長に対して適切な事前の勧告をした上で派遣を終了させることになるわけであります。

○大田昌秀君 そのときの前提が崩れたか否かといふに思つております。  
○大田昌秀君 そのときの前提が崩れたか否かといふ判断は、これは内閣総理大臣がなさるんですか、それとも国連事務総長がなさるんですか。  
○國務大臣(中谷元君) この状況等について派遣をするものでございます。  
○大田昌秀君 別の質問をしたいと思います。  
○國務大臣(中谷元君) これは武力の行使との関連でございますけれども、今回の改正案で地雷除去の業務もできるようになると、そう考えていいんですか。  
○國務大臣(中谷元君) 最近の新聞報道、これは正確かどうか知りませんけれども、十二月一日付の毎日新聞の報道ですが、中谷防衛厅長官は、アフガニスタンでPKO活動が展開されれば地雷除去活動に自衛隊を参加させたいとのお考えを示したというふうに報じられておりますが、これは、この報道は事実でございますか。

○國務大臣(中谷元君) 今回のPKOの凍結解除に伴いまして、放置された武器の収容等ができるわけであります。このことはすなわち地雷等の回収を意味するものであります。PKO活動における地雷の処理は可能になるわけでございます。  
○國務大臣(中谷元君) アフガニスタンの情勢に関連するお尋ねでござりますが、まだアフガニスタンでPKO活動が行なわれるということが決まっておりません。いかなるPKO活動が実施をされるのか、その状況をよく勘案をした上で、我が国としていかなる対応ができるのか、この点についてはよく研究をし、検討しなければならない問題でございます。

○委員長(武見敬三君) 時間が参りましたので、次の発言者に移ります。  
○田村秀昭君 ことしの五月十七日の参議院の外交防衛委員会で、防衛厅長官が所信を表明されました。その五番目に、防衛厅の省への移行について、省昇格の決意を述べられたわけですが、国連の生命、財産の保護や世界平和への貢献における自衛隊の活動が求められるなど、国政における防衛の重要性が増大していること等を踏まえ、ぜひとも一日も早く省の昇格を実現したいというこのことにつきましては、我が国が参加する際に国連側ともこういう前提でということを取り決めをして参加をするわけでありますので、国連の方との関係で問題を生じさせることはないとふうに思つております。

○大田昌秀君 そのときの前提が崩れたか否かといふ判断は、これは内閣総理大臣がなさるんですか、それとも国連事務総長がなさるんですか。  
○國務大臣(中谷元君) 所信表明をしたと同様に、非常に国の安全保障や防衛に関する認識は深まっておりまして、私としても一日も早くその実現を図つていただきたいというふうにお願いをいたしておりますが、平成九年の十二月に出された行革の最終報告で「政治の場で議論すべき課題」とされておりまして、百五十一通常国会において議員立法により防衛省設置法案が提出され、継続審議となつております。  
○國務大臣(中谷元君) したがいまして、私といたしましては、この法律の審議を行つていただきまして、法律の成立によりまして、防衛省への昇格を実現していただきたいというふうに心から国会に對してお願ひをいたしたいというふうに思つております。  
○田村秀昭君 もちろん、政治の場で議論するのは当然でありますけれども、やっぱり防衛厅長官が一生懸命その推進を図つていかなければならないといふふうな御答弁をいたしましたので、それはそれで、外務大臣もそれに賛成しておられるというふうな御答弁をいたしましたので、それは変わつておられませんね。

○國務大臣(田中眞紀子君) ずっと私もそういうふうに思つてきておりまして、一国の安全保障ということは極めて重大で、みずから國はみずから守るといふことは基本であろうといふふうに思つております。

○國務大臣(田中眞紀子君) 私は、国家を守るといふふうに思つておりますので、今のような状態ではなくて、今のよだな状態ではなくて、私は現場第一主義の足で立つといふことは、これは現場第一主義の私の考え方を通じますし、また同時に、社会保障の医療、福祉、特に福祉なんかの現場でも、現場にいる方たち、それから食糧の生産現場にいる方たち、すべて現場だと思っておりますけれども、そういう方たちが生きがいを持つて、誇りを持つて仕事ができるような国家といふものをつくりたいと私は目指しておりますから、安全保障の現場にいる自衛官の方々が、陸海空だけではなくて、あらゆる意味で誇りを持つといふことはやはりそれはもう基本でありますし、そうした国家づくりを目指すといふことは私は一国会議員としてずっと

とを長官、おつしゃいましたね。

それで、それはどういうふうに今現実の問題としてなつてあるのか、いつごろを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 大臣が判断をし、そして計画等の変更を閣議決定するものでございます。

○大田昌秀君 これは武力の行使との関連でございますけれども、今回の改正案で地雷除去の業務もできるようになると、そう考えていいんですか。

○國務大臣(中谷元君) これは武力の行使との関連でございますけれども、今回の改正案で地雷除去の業務もできるようになると、そう考えていいんですか。

は、自分の国を自分で守るという決意が内閣総理大臣に本当にないんではないかと、日本の政治に。だから、自分で守る決意がない国をよその国は守つてくれないわけですねと私は思つているんでよ。自分の国を自分の国で守るという決意があるから、よその国もそれを応援するのであって、自分の国を自分で守るという決意のない民族はいと私は思つてゐる。

これは夫婦でも、一生懸命いい家庭をつくろうと思つてゐるから仲人を引き受けるので、両方がけんかばかりしているのに仲人を引き受けた人のこと一緒にはないのかといふふうに思つてゐる。それで、外務大臣、どのようにお考えか、防衛省長官もお答えを。

○國務大臣(中谷元君) 総理大臣の認識に対するお答えでございますが、小泉総理は、総理大臣の就任の前にいろんなところで記者会見もし、発表は当然でありますけれども、やっぱり防衛厅長官が一生懸命その推進を図つていかなければならないといふふうな御答弁をいたしましたので、それはそれで、外務大臣も自信と誇りを持て働ける、そういうふうな国にしたいといふふうに表現されておりまして、自衛官に對して敬意と感謝を表すべきだと、また自衛官も自信と誇りを持て働ける、そういうふうな国にしたいといふふうに思つております。

○國務大臣(中谷元君) 庁長官もお答えを。

○國務大臣(中谷元君) お答えでございますが、小泉総理は、総理大臣の就任の前にいろんなところで記者会見もし、発表は当然でありますけれども、やっぱり防衛厅長官が一生懸命その推進を図つていかなければならないといふふうな御答弁をいたしましたので、それはそれで、外務大臣も自信と誇りを持て働ける、そういうふうな国にしたいといふふうに思つております。

願つております。

○田村秀昭君 ゼひ自分の国は自分で守る戦士で、有事法制について名譽と誇りを与えていただきたいと強く考へておることを申し上げたいと思います。

それでは、防衛廳長官がやはり所信表明の中で、有事法制については、我が国に対する武力攻撃から国民の生命、財産を守り、自衛隊の任務を全うする観点から、また、このような防衛体制を整備することが我が国に対する武力攻撃の抑止に資するとの観点から必須のものである、総理も所信表明において改めて明らかにされておりだといふに言われておるんですが、この有事法制の整備というのはどのように今進められておるんですか、この五月から。

○國務大臣(中谷元君) 田村委員のおっしゃるとおり、自衛隊は有事に際して行動するためにこの有事法制というものはもう当然整備されてしかるべきものでありますし、整備されていない現状をかんがみますと、一日も早く整備すべきものであるというふうに何度も申し上げております。

この作業につきましては、防衛廳といたしましては、従来からの検討を進めておりまして、政治の場におきましても各党で話し合いをされておりますが、国会でのこの質疑、審議の御都合等の条件が整いましたら、我々いたしましては、この有事法制につきましても国会で御審議をいただくべく、その準備をしてまいりたいというふうに思っております。

○田村秀昭君 この有事法制というのはもう何十年も前からやっているわけで、最近やり出した話じやないんですよ。だから、この有事法制が整備されていなかつたら有事のときには何にもできないわけですよ。ですから、有事が、何か異常事態が起きたときには何にもできないということがなってしまつ。これ一日も早くつけて、もうでいるんだから早く出したらどうですか。

○國務大臣(中谷元君) この国会におきましては、皆様

方で御議論をいただきまして、法律を整理していただきたり論点を整理していただきて進捗した部分がございますが、この肝心の我が国の安全保障に関する有事の法等につきましても、国会で御議論をいただきましてその法律の制定がなされる、そういう環境を早期につくついていただきたいというふうに思っております。

○田村秀昭君 P.K.O法案を審議するよりもこつちの方がやっぱり私は重要だと思っております。一日も早く、もうできている法律ですから、早く出して、有事のときに役立つ自衛隊をつくらないといけないんじゃないかというふうに思います。それから、同じこの所信、きょうは防衛廳長官の所信の表明を五月にされたことについて全部聞きますので。

情報通信技術、I.Tをしっかりとやると言われて

いますね。この情報通信技術というのは今の時代で防衛廳が最も先駆けてやらなきゃいけない内容なんですね。ところが、これが非常におくれている、もう考えられないようにおくれている。やつと一年前に推進要領というのができて、陸海空、

防衛廳というのが一体化して検討を進めることができるように要綱をおつくりになった。これ、一

年前ですよ。もう情報化社会なんというのは十年ぐらい前から言われている。非常に遅いね。なぜ私は防衛廳というのはこういうのが遅いのかなと。民間の方がはるかに進んでいます。

今、その有効な組織は構成されて有効に機能しているのか知らないのか。長官がじかに内容をもし認識しておられなければ、担当の局長さんでも結構ですか、お答えください。

○國務大臣(中谷元君) 省内にはI.T担当の参考官を置きました専門的に対応に当たらせておりました、各局におきましてもI.T化という観点で情報化を進めています。

方針をいたしましては、中期防衛力整備計画に

この情報化の重点施策を掲げまして、三つの柱を

立てました。一つは高度な統合ネットワークの環

境整備、第二点は各種情報通信機能の強化、第三

点は情報セキュリティの確保という柱に従いまして、十四年度の概算要求におきましても所要の事業を盛り込むことによりまして、情報の分野における防衛力の整備に努めているところでござい

ます。ナダ兵を守ることができないのです。ほう、どうやら、キャンプの共同パトロール計画をつくりましてですかといふふうな会話をから始まつていくところをやつて、こういうことをしていただんじや、名譽ある、自衛隊員が国際の平和と安全のために各國の軍隊とともに堂々と胸を張って活動し、我が国が国際社会で名譽ある地位なんか占められないですよ。

○國務大臣(中谷元君) いや、来ておりますが。○田村秀昭君 いやいや、その人が防衛廳に来られなかつたら進んでないということを言つているんです。その人が来られてやつと陸海空まとめられた、そういう状況であつて、非常におくれているということを御認識いただきて、挽回していただきたいと思いません。いいですか。

○國務大臣(中谷元君) 先生の御指摘のとおり、西川参事官が大変よくやっていただいていると、一年前に推進要領というのができて、陆海空、

それで、P.K.O法案の方に移らせていただき

ます。

私は、このP.K.O法案で、いろいろ問題点はあるんですが、一番問題なのは、実際にP.K.Oに行っている自衛隊員が一番困るのは、一緒にキヤンピングしているほかの国の人たちと一緒に警備

しているのか知らないのか。長官がじかに内容をも

しておられます。私がやられそうになつたときは、あなたが助けてくださいよ。だけれども、あなたがやられそうになつても私は知りませんよと、こういう感じなんですよ。それで、ここのこところを直さないと国際協力ってできませんよ。

一番困るのは、こういう会話がゴラン高原であつたと。六ヶ月ごと、これかわつていています

ね、新しい人が行く。ゴラン高原はもう忘れられ

ているんだから早く出したらどうですか。

○國務大臣(中谷元君) この国会におきましては、皆様

をするからカナダの司令官と話をする。向こうから、キャンプの共同パトロール計画をつくりまして、カナダ軍が言う。いいえ、カナダ軍と一緒に警備することはできません。ほう、同じキャンプにいるのにつくれないんです。自衛隊はカ

な改善の御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

おっしゃるよう、PKOというものは各国の信頼関係というは大変重要でありまして、この点におきまして、この警護、警備の問題は非常に大きなポイントでございまして、今まで御指摘のような問題等がございましたが、そのために今回法改正をしたわけでございます。

改定後の国際平和協力法におきましては、宿營地警備を実施している自衛官とともに現場に所在する、例えばカナダ部隊の、他国の要員が不測の攻撃を受けて自衛官とともに共通の危険にさらされたという具体的な状況の中で、そのカナダの部隊の人たちの生命、財産の安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される場合には「自己の管理の下に入った者」に該当し、当該自衛官による防衛の対象になり得るわけでございまして、この問題につきましては改善がなされたというふうに認識をいたしております。

○田村秀昭君　ちよっと委員長。

今の、そこへ飛んで、いって防護できるんですか。できないでしょ。だからそれは、あなたの答えは詭弁ですよ。

それで、つけ加えますが、国連のゲーノPKO局長というのも言っているように、PKOの活動は参加する全部隊の団結が必要で、自国の部隊しか守れないようなことではだめだとPKOの局長さんがおっしゃっているんだ。だから、そのところは、今、長官が言われたのは、ちよっと僕は間違いだと思いますけれども、それからこのPKO協力法の改定案については同僚の委員の先生方がさんざんいろんな観点から既に議論をいたしましたので、私は、もちろんこの改正案についての質疑もございますけれども、今の政府の外交姿勢、それからこの新しい時代の外交戦略についてちょっと大所高所からグランドデザイン的なことをお伺いしたいというふうに思っています。

それで、官房長官、御公務の時間がおありだと思しますので、順不同になるかもしれません、官房長官のお時間を優先して御質問させていただきたいと思います。

先ほど田中外務大臣が日本外交の指針、基本方針というようなことをおっしゃいましたけれども、例えば、これは官房長官に対する御質問です。

が、日本の外交の基本というの、当然日米関係を良好に維持し発展するということはあると思ってますし、それから、アジアの国でありますからアジアの一員としての顔もあると思います。さら

に、この今回のPKO協力法の議論というのは、基本的にには国連と我が国との関係をどうするかと、こういう問題にかかるわると思いますので、国連第一主義、国連中心主義ということが我が国の外交の基本の一つであるということでよろしく

ございますか。

○國務大臣(福田康夫君)　日本の外交の基軸といったような、これは日米基軸であります。しかし、世界的な枠組みという意味におきまして国連を尊重すると、この姿勢は、これは實かなればいけない、このように考えております。

○舛添要一君　ただ、その場合、現実の外交においては、例えば今のパレスチナをめぐる状況にし

てもアフガニスタンをめぐる状況にしても、日本基軸という路線と国連と協調していく、この路線が必ずしも一致しない。むしろ、一致しないことが多々あると。そういうときにどういう戦略をとるのかということが非常に重要なことです。実を言うと、そういうことについて我が外務省がしっかりと省全体を挙げて日ごろから訓練をしていただかないといけないんですけど、どうも

そういう点について最近明確な姿が見えないんじゃないかなと思っています。

○舛添要一君　私で最後の質問になりますし、それからこのPKO協力法の改定案については同僚の委員の先生方がさんざんいろんな観点から既に議論をいたしましたので、私は、もちろんこの改正案についての質疑もございますけれども、今の

かし、我が国としては、パレスチナ自治政府といふのを支援していく、という最大の援助国であるわけですから、こう立場を現にどういう形で日本国政府としては対外的に発信なさっているか。

○國務大臣(田中真紀子君)　基本的には、先ほども六億と申し上げましたか、パレスチナにずっと支援もしてきておりますし、前の質問者に対してお答え申し上げたわけですから、そういう立場もございますけれども、基本的に私は私ども、やはり話し合いによる解決、この問題に今絞つて舛添委員はおっしゃっていますから、それに聞いても申し上げられますし、他の世界の紛争に対してもやはり暴力を使わずに話し合いによって、英知によって、時間がかかるとも粘り強く交渉をするということが日本の外交の基本であります

し、そうしたことを見証していくことが世界から信用をかち取ることであるというふうに思つております。

○舛添要一君　ブッシュ政権の政策ということを考えましたときに、テロリズムとの戦いということで、スー丹を初めとするアフリカの幾つかの国、こういう国々に対する攻撃ということも念頭にないことはない。そしてまた、場合によつては、大量殺戮兵器を所有しているというような

ことは、これは当然のことです。

ただ、具体的に国名を挙げて云々ということは、先ほど申しましたように、申し上げるのは今段階で不適切ではなかろうかなと、こういうふうに思つておりますので、そのように申し上げたところでございます。

○舛添要一君　実は、私が最初にこの外交の問題を申し上げているのは、小泉内閣を発足して、いわゆる小泉外交とか、外務大臣おられますけれども田中外交、ぜひこういうカラーが出てほしいんですね。これが小泉外交である、これが田中外交である。ところが、なぜ出てこないのかと。これはやっぱり政府全体それから外務省全体で反省していただかないといけことがあります。

そこで具体的に、ボンでアフガニスタンの代表者会議が行われて、暫定政権、暫定統治機構が決まります。二十二日にもこれが発足する見通しなんですが、例えばこの新しい新政権に対してもどんな

米国が今後いかなる行動をとるか、これを予断することは、今のような状態の中で将来の我が国、今のよろんな状態の中で確定的に申し上げるものはない、こういう状況だと思っております。それに

対して日本がどうこうというんですか。

○舛添要一君　いや、例えば、外務大臣でも結構なんですか。外務大臣でも結構想定して少なくとも対応を考えおかないといけない。つまり、やる可能性があると言つてはいる。

出てきてから考えるということをやつてあるからいつも後手手に回るんで、少なくとも外務省ないし政府の一部は仮に、仮でそれとも、ブッシュ政権が対イラク攻撃をするとかなりの可能性で既に報じられているのですから、そのための準備というのを怠りなくやっていただきたい、そういう希望で申し上げているわけです。

○國務大臣(福田康夫君)　そのような意味でございますれば、イラクということではなくて、ブレーンストーミングでいろいろな国を考えておるといふことは、これは当然のことです。

ただ、具体的に国名を挙げて云々ということは、先ほど申しましたように、申し上げるのは今段階で不適切ではなかろうかなと、こういうふうに思つておりますので、そのように申し上げたところでございます。

○舛添要一君　実は、私が最初にこの外交の問題を申し上げているのは、小泉内閣を発足して、いわゆる小泉外交とか、外務大臣おられますけれども田中外交、ぜひこういうカラーが出てほしいんですね。これが小泉外交である、これが田中外交である。ところが、なぜ出てこないのかと。これ

はやっぱり政府全体それから外務省全体で反省していただかないといけことがあります。

そこで具体的に、ボンでアフガニスタンの代表者会議が行われて、暫定政権、暫定統治機構が決

まります。二十二日にもこれが発足する見通しなんですが、例えばこの新しい新政権に対してもどんな

原則で、どういう政策で日本政府が対応しよう

か。

○國務大臣(福田康夫君)　イラクへの攻撃があるシユ政権の立場と、これは基本的には中東和平はの中東和平だけれども、テロリズムに対する戦いという側面がどちらかといえば出でてきている。し

た。それで、これは外務大臣でも結構なんですけれども、パレスチナ情勢についてですが、今のブッシュ政権の立場と、これは基本的には中東和平はの中東和平だけれども、テロリズムに対する戦い

えが対イラク攻撃というときには適用されないわけだと思いますが、この点、官房長官、いかがでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君)　イラクへの攻撃があるのかということについてさまざま報道がされていますが、それはその通りでございますけれども、

しているのか、既にそれを内外に明らかにしているのか、その点について、官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 幸いにしてこの各派の話し合いが合意に達した、これは大変喜ばしいことだと思います。

今後、どのような道をたどるかということは、これは今申し上げられるような状況ではないと思いませんけれども、いずれにしてもアフガンの和平に向けて最大限の努力を皆さんができる、そして我が国もそれに相応の協力をしていくと、こういうことであります。

我が国の基本的な考え方は、和平プロセスの進展と復興に協力すると、これを車の両輪と、こういうふうに申しているんですけれども、そういうような考え方でいくわけでございます。これは概括的な話でございます。

○舛添要一君 ただ、その二つおっしゃったこと

の間に治安維持という非常に重要な問題があります。

既に暫定機構は国連に対して多国籍軍の派遣とすることをカブールの治安維持のために要請をしている。これは政府、情報を持っているけれども、私も幾つかは持っていますけれども、持つていれば、どういう形の多国籍軍が今構想されているか、国連はどういう多国籍軍を念頭に置いているのか、そしてここから先が非常に重要なんですけれども、我が国としてはどういう形の多国籍軍を望むんですか。

具体的に言いますと、どの国が入ればいいのか、どの国が入つたらだめなのか。冒頭に申し上げたことは、そういうことをしつかりと考えておいてくださいといふこと。出てきて、ああこれはオーケーだ、今イギリス軍の名前が出ていますけれども、イギリス軍が入ってきて、ああこいつは嫌だとか、これはどうだということではなくて、政府の方針としてしつかり事前にポジションを決めておいてくださいといふのは、今の例のようなことで申し上げたわけです。

○国務大臣(福田康夫君) これは、今後具体的に

どういうふうにするか、その見通しというか日本本の考え方、これは具体的な問題として外務省の方でお答えをすると思いませんけれども、我が国は今現在、このような暫定的な機構ができるというこ

とでございますから、それとの協議を踏まえて相応の協力をするということであります。和平とそれから復興、この和平の中には治安の問題もあります。そしてまた、復興の中にも治安が回復されなければ復興援助もできないといったような問題がありますので、これはちょっとクロスしてい

るところがあると思いますけれども、いずれにしましても、その辺の情勢は刻々の変化、そしてまた新しい事態がどうなるかといったようなことを踏まえた上での判断にならうかと思いますので、今具体的にこうこうだということを申し上げられるような状況ではないんではないかというふうに思っております。

○委員長(武見敬三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、桜井新君が委員を辞任され、その補欠として近藤剛君が選任されました。

○舛添要一君 こういう外交防衛委員会での議論で、これはもう私の希望だということでお答えにならなくとも結構ですけれども、例えば米軍が入る、イギリス軍が入る、これは実際に攻撃した部隊です。それから、例えばトルコやヨルダンの軍が入ると、全然違った形の多国籍軍の展開になりますよ。そんなに日本で日本でと言わない方がいいということをおっしゃつたんです。

これは日本人の間では通りますよ、それは謙譲の美德で。だけれども、これはぜひとも東京でやりますよということを言つていただかないといけないし、それは立派な閑僚がそろっておられるわけですから、いや、総理、そこはぜひ東京でといふことを、ないし日本でということをおっしゃつたんです。

これが日本人の間では通りますよ、それは謙譲の美德で。だけれども、これはぜひとも東京でやりますよということを言つていただかないといけないし、それは立派な閑僚がそろっておられるわけですから、いや、総理、そこはぜひ東京でといふことを、ないし日本でということをおっしゃつたんです。

だから、例えばトルコやヨルダンの軍が入ると、全然違った形の多国籍軍の展開になりますよ。そんなに日本で日本でと言わない方がいいということをおっしゃつたんです。

だから、こういう問題を含めて、外務大臣。

○國務大臣(田中眞紀子君) 先ほどのことも含めてお返事いたしますけれども、アフガンの問題ですね、これは非常に大事なことでございまして、今、事務方から、総理がしゃしゃり出るなどといふふうに私は理解いたしております。

それと、そのプロセスで、今後はまさしく治安の問題が、これは抜きにしては考えられません、現実問題として。そして、その治安に関しましては安保理の一三七八というのが、前、国会が始まつたころに随分議論ございました、九月十一日以降。この中で何が言われているかといいます

そこで次に、アフガニスタンの問題ですけれども、外務大臣、私、非常に残念だと思うのは、過去、相当アフガニスタンに対して我が政府、外務省は努力してきた、こういうテロ、そしてアメリカ軍の軍事行動ということより前に。しかし、こういうことがよく知られていないし、それから要するにその努力が実るような形で余り展開されていない。

例えば、この会議だって、私が今申し上げたアフガニスタン代表者会議だってボンで行われているわけですね。それで新しい暫定政権ができますと、真ん中にシェレーダー首相が写っておられるわけです。これ、東京でやれば小泉総理なり田中外務大臣がそこに写って、世界に対する日本の過去の貢献が見えるんですけれども、これをやりたいんですけど、小泉総理が先般、国会でこの

それで、これは官房長官にも申し上げておきたいんですけど、小泉総理が先般、国会でこのアフガニスタンの和平会議、余り東京でやるやるなというようなことを、東京でやるというふうに余り言わない方がいいということをおっしゃつたんです。

これは日本人の間では通りますよ、それは謙譲の美德で。だけれども、これはぜひとも東京でやりますよということを言つていただかないといけないし、それは立派な閑僚がそろっておられるわけですから、いや、総理、そこはぜひ東京でといふことを、ないし日本でということをおっしゃつたんです。

だから、例えばトルコやヨルダンの軍が入ると、全然違った形の多国籍軍の展開になりますよ。そんなに日本で日本でと言わない方がいいということをおっしゃつたんです。

だから、こういう問題を含めて、外務大臣。

○國務大臣(田中眞紀子君) 先ほどのことも含めてお返事いたしますけれども、アフガンの問題ですね、これは非常に大事なことでございまして、今、事務方から、総理がしゃしゃり出るなどといふふうに私は理解いたしております。

それと、そのプロセスで、今後はまさしく治安の問題が、これは抜きにしては考えられません、現実問題として。そして、その治安に関しましては安保理の一三七八というのが、前、国会が始まつたころに随分議論ございました、九月十一日以降。この中で何が言われているかといいます

公平な立場で活躍できるかということの証左になりますので、極めて私は重要だと思っておりまして、その認識を持っておられるのならちょっと違うのではないかと思うんですが、先ほどの質問……

○舛添要一君 ちょっと待ってください。しゃり出るなというそういう言葉ではなくて、余り、そういう言葉ですか、答弁あつたでしょう。いや、私その場にいたんだから、いて、総理がおっしゃるのを聞いたんだから。余り、その表現、正確に覚えていません。それは、余り日本で日本でというようなことを言うはどうかと思うということをおっしゃつたから、外交の場では日本で日本でと言わないといけないだろう。

○國務大臣(田中眞紀子君) 私は、舛添先生がおっしゃつていてることに賛成でございます。どういうふうな発言を総理がなさったかは存じません。

そうしますと、私が、先ほどのアフガンの問題ですけれども、治安の問題も含めまして、このドイツでの話し合いの後、どういうことかといいままで、やつぱり今までずっと累次、ほかの会でもまたこの会でも申し上げてきましたが、アフガンの人々が帰還をする、そしてアフガンの人たちが自分たちの意思に沿つて復興していくような手立てをみんなが手伝わなければいけない。アフガン国民、大勢の広範な支持を得て、国際社会にも広く受け入れられて、そして近隣諸国とも善隣友好の関係を築くことができるような政権を築いていくのだということが眼目でありました。それのためにみんなが少しずつ譲歩をしながらあの結論が導き出されてきていて、二十二日に発足というふうに私は理解いたしております。

それと、そのプロセスで、今後はまさしく治安の問題が、これは抜きにしては考えられません、現実問題として。そして、その治安に関しましては安保理の一三七八というのが、前、国会が始まつたころに随分議論ございました、九月十一日以降。この中で何が言われているかといいます

ど、加盟国に対して、国連加盟国でそれども、そうした治安維持への努力に対する支援を呼びかけているわけです。したがいまして、この安保理決議の一三七八をしっかりと履行するという義務が国連加盟国にはそれぞれあるわけでございますから、今後そうした場で、任務編成、それぞれ立場でやっていくということは、充分にやるのは義務だらうというふうに思います。

次に、先ほどお尋ねがございました、どういうふうな今までアフガンとの関係で日本がプロセス的にやってきたかということを言えれば、簡単には三つあると思いますけれども、一番早くから、これはたまたま小和田前国連大使も大変コミットしていらっしゃったことというふうに理解しておりますけれども、アフガン国民各層の支持を得て、そして実現、実行少しでも和平に向けて積極的に貢献できるようについて、UNSMIAといふんですが、特別ミッションへの政務官の派遣をいたしましたり、それからいろいろな会議で、出張して、タリバンでありますとか北部同盟関係者を含む、これは外務省からも、私が着任してからも人を派遣しておりますけれども、アフガン関係者との和平に関する協議をしてきております。そして、イランとかパキスタンとか周辺国にも人を派遣いたしましていろいろな情報収集をしておりますし、そうしたものの結実した結果として来年の一月末に日本で会議が行われるわけでござりますから、過去がきちっとあって、そのプロット、結果、日本ができるわけですから、それはもう大いに最善の努力をするということは、外交の場として、また国際社会から大いに歓迎されるごとであると思いますし、またそうした声を各国からありがたく伺わせていただいているところでございます。

○舛添要一君 官房長官のお時間があると思いますので、委員長に御許可いただいて、ちょっと質問の順を、官房長官には二点だけお答えいただいて、あとは政府委員の答弁で構いません。そういうことで話題が飛びますけれども、最近

の来日アフガン人の難民認定に関するいろんな道もなされています。これは後ほど法務省の政府委員にお答えいただきますけれども、政府の基本的な方針として、今後、難民をより受け入れて立てるのもいますから、そちらの取り締まりの方を重視するのか。そここのところの、「二十一世紀の日本外交」ということの一つの大きな基軸になると思いますので、政府の御方針はいかがでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) 難民を積極的に受け入れるのかそうでないのかという点について厳しい議論が今までもあったわけですが、これは、現在は難民の認定申請というものは、入管法に基づいて個別に審査し、そして人道的観点を踏まえながら、難民として認定すべきものは認定している、こういう理解をいたしているところでございます。

こうした現在の枠組みを超えて、今後の難民受け入れ政策を我が国としてどう考えるかという委員の御質問でございますけれども、これはさまざまなものでございますけれども、これはさまざま要素がござりますけれども、これはさまざま体制の構築ということともございます。それから、就業問題、国際テロの流入等々、こういうような観点からの考察をしていかなければいけない課題であるというふうに思っております。

○舛添要一君 ゼビ御検討いただきたいと思います。これで、官房長官に最後の質問を申し上げます。

PKOの改正案についてですけれども、やはり国連を非常に大事にしていく、そして国際社会の中で日本が名譽ある地位を占めるために我々が持っている資源を活用するということになった場合に、今回、この法案でPKFを解除するわけですね。そうしますと、やはり平和五原則を含めて、長期的な課題として、次の課題としてやはり再検討が必要だというふうに私は考えていますので、これは今のお立場でお答えにくいかもしれませんが、そういう考え方を持つていてる委員もいるところが、そういうふうに思っております。そういうことで、政府もそれを踏まえて、少なくともせんが、そういう考え方を持つていてる委員もいるところが、そういうふうに思っております。そういうことで、政府もそれを踏まえて、少なくともせんが、そういう考え方を持つていてる委員もいるところが、そういうふうに思っております。そういうことで、政府もそれを踏まえて、少なくともせんが、そういう考え方を持つていてる委員もいるところが、そういうふうに思っております。

○國務大臣(福田康夫君) ただいまは現行五原則、PKO五原則をベースに改正をお願いしている最中でございますので、まずは今のPKO五原則を尊重しながらやらなければいけない、こういうふうに考えております。

○舛添要一君 私は、例えば、ベトナム戦争にアメリカが関与しましたけれども、ベトナムの子供がアメリカに行つて、そこでウエストポイントを出て、アメリカの市民として、オフィサーとしてちゃんとやる、こういうのは非常にアメリカの一つの力の源泉だと思いますので、いろんな異質な

要素が我が国に入った方がいいという立場なんですよ。そういう観点から、何か總理のもとにこういうことを議論する国民的な審議会のようなものをつくらうとか、そういうお考えはございませんか。

○國務大臣(福田康夫君) 今現在、そういう組織をつくるとか、そういう研究チームを持つていての御指摘のように大変大事な課題である、特に国際国家日本という、そういうこれから我が国の行き方、世界の中においてどうやって日本が存在していくのか、そのまた価値があるのかといったような観点からもよく考えるべき問題だと思いますので、御指摘の点につきまして考え方させていただきます。

○舛添要一君 ゼビ御検討いただきたいと思います。これで、官房長官に最後の質問を申し上げます。

○舛添要一君 田中外務大臣が御訪問いたきました。ついで、官房長官に最後の質問を申し上げます。

○國務大臣(福田康夫君) ただいまは現行五原則、PKO五原則をベースに改正をお願いしている最中でございますので、まずは今のPKO五原則を尊重しながらやらなければいけない、こういうふうに考えております。

○國務大臣(田中真紀子君) インドもイランも、私はほかにも、御指摘がなかったから申し上げませんけれども、早い段階で希望いたしました。パキスタンとセットのときもありますし、別のときもございますけれども、なぜこういうことになつたんですか。

○國務大臣(田中真紀子君) インドもイランも、私はほかにも、御指摘がなかったから申し上げませんけれども、早い段階で希望いたしました。パキスタンとセットのときもありますし、別のときもございますけれども、なぜこういうことになつたんですか。

こういうことはやっぱり、国会対策とかいろいろ、国会が、審議が極めて重要なことは百もわかった上で申しますが、やはり外交というか国益、世界等も関係せずに日本は生きていくわけにいかない、どこの國もですね。そういう認識がしつかりあれば、総理大臣は日本に一人しかおられませんので、自分の責任でやっぱりそういう国に行かせるとか、私、意見具申をしております、直接。

しかし、何かいつの間にかうやむやになりますし、G8も、あのタイミングにあのG8は二度と戻つてこなかつたし、あそこで意見を、日本がじかにメッセージを発出するかしないか、役人が行くか代理が行くかで大分違つたんではないかと思うんですが、そういう辺のことについて、もう少し御自覚をいただけないとありがたいになとう思いはすつとしております。

○舛添要一君 国会議員の高村さん、橋本龍太郎さん、鈴木宗男さん、森喜朗さん、行かれましたですね。こういう方の御報告というのは、それは総理の特使であつても、外交のキーパーソンは外務大臣ですから、ちゃんと報告が直接ないし間接的に入つてゐるのか。入つていなきや何のために行つたのかわからぬので、入つた上でそれを外務省全体として戦略構築に役立ててゐるのか。つまり、どうもインドとの関係、イランとの関係、何か希薄になつてゐるような気がして、私が全体を見ていて、今からの長期的な日本の外交戦略考えるときに非常にマイナスだと思いますが、その点、いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 全くそう思います。私も、イランにつきましても、やはり某国の立場を考えなければいけないといふうな先輩のアドバイスもございましたし、インドについては時間的なものでございましたけれども、かなりそういう思惑的なことがあって、本質的に、ここはだだつと回らなきゃいけないし、じかに聞かなきゃというときに、国会日程ということなんですが、結果的にそういうことですべて收れんしてしまう

んですけれども、やっぱり内閣としての姿勢といふか、こという、その俊敏な対応ができないと、いうことは大変残念です。しかし、たくさん立派な諸先輩がおられますので、やはりすべて派閥横断的に立派な先輩が回つておられるということは、それはそれで重みがありますので、大変意義があつたことというふうに思つております。

○舛添要一君 それから、当面はアフガニスタン、多国籍軍が展開すると思いますが、これに何らかの支援をする用意が政府としてあるのか。あるとすれば、それは軍隊で行くわけにいかないで、ようから金銭的な支援になると思いますけれども、例えばそういうことのコスト、金額、想定なさっていますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 答えから申し上げると、今、想定できずになります。

と申しますのは、アフガニスタンの内情が、実態どんなであるか、というものを正確に掌握てきておりませんし、そういう実態がわからない中ですで、ましてやコストについてもなかなかはかれずにおりますが、ただ待つてゐるのはなくて、いろいろ情報収集はいたしております。

○舛添要一君 外務大臣にぜひ外務省の方々に対する指導ということをお願いしたいのは、先ほど来申し上げていますのに、ファクツについては出てくるんです。だけれども、ボジショーンペーパーが出てこないんです。少なくともこの国会の委員会とかの場では、A案、B案、C案ありますよと。それは、最後は国民の代表である我々が決めねばいいんですけれども、そんなものは、このインターネットで拾える範囲ぐらいだといふうに思います、残念ながら。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今現在の段階では特別はありません。普通のインターネットで拾える官に対する御質問の補完で、まず法務省、日本に来ているアフガン人の難民認定に対しても、います。

○舛添要一君 そうしましたら、先ほどの官房長官に対する御質問の補完で、まず法務省、日本に来ておられるアフガン人の難民認定に対しても、います。

○舛添要一君 その数字は決して低いものではないと考えております。

また現に、UNHCRによりましても、我が国の一四%という難民認定率につきまして、UNHCR及び国際的な標準によつても満足の行くレベルに達していると評価されているところでございます。

○舛添要一君 そもそも日本に難民申請する数が少ないので、分母が少ないので、余り比較にならないですが、ですから、先ほど私、官房長官に申し上げたように、少し開かれた国にした方がいいんじゃないかということを申し上げました。

ただ、今回のアフガニスタンのことについてはいろいろな報道が錯綜していますし、この我々の委員会でもいろいろな意見が出ましたけれども、正確なところで、日本の難民の受け入れ状態、どれだけ申請して何%受け入れているのか。いつもまんざらで、難民申請し

す。

○国務大臣(田中眞紀子君) 幹部会を近々いたしまでの、その場でしつかりと舛添先生からのアドバイス、それから私も日ごろ感じてることにつけましても、今おしゃつたようなことです

ます。

ね、外務省の情報の分析、それからポジションペーパーもそうですが、速報力がなかなかあります

で、古いペーパーを平気で出してきたりしま

すので、そういうことがないよう、生きた情

報。

それから、見通しについて、責任は政治家がと

るからということを私は毎回言つてゐるんです

が、分析して、そして後は責任とつて決断するか

なりやうから金銭的な支援になると思います

けれども、例えればそういうことのコスト、金額、

想定なさっていますか。

○舛添要一君 答えから申し上げると、今、想定できずになります。

と申しますのは、アフガニスタンの内情が、実

態どんなであるか、というものを正確に掌握てきておりませんし、そういう実態がわからない中ですで、ましてやコストについてもなかなかはかれずにおりますが、ただ待つてゐるのはなくて、いろいろ情報収集はいたしております。

○舛添要一君 今、中東第二課長の宮原さんがア

フガニに入つておられると思つます。それで、あ

そこは大使館機能ももうがたがたになつて、今新

しいそういう機能の確立と、ということをおやりに

なつてゐるんでしょうかけれども、報道、例えれば朝

のニュースなんかで出ていること以上のことで、

これ質問通告していませんが、何か外務大臣のお

耳に、宮原課長のアフガニスタン訪問についてこ

ういう成果が既に出てゐるみたいなことは入つて

いますか。

○舛添要一君 今現在の段階では特別はありません。普通のインターネットで拾える

範囲ぐらいだといふうに思います、残念ながら。

○国務大臣(田中眞紀子君) そうしましたら、先ほどの官房長官に対する御質問の補完で、まず法務省、日本に来ておられるアフガン人の難民認定に対しても、います。

○舛添要一君 その数字は決して低いものではないと考えており

ます。

また現に、UNHCRによりましても、我が国の一四%という難民認定率につきまして、UNHCR及び国際的な標準によつても満足の行くレベルに達していると評価されているところでございます。

○舛添要一君 そもそも日本に難民申請する数が少ないので、分母が少ないので、余り比較にならないですが、ですから、先ほど私、官房長官に申し上げたように、少し開かれた国にした方がいい

んじゃないかということを申し上げました。

ただ、今回のアフガニスタンのことについては

いろんな報道が、アフガニスタン人で難民申請し

た件ですね、いろんな報道が出ていますが、もう一度簡潔で結構ですか、どういう理由で拒否したのか。

○政府参考人(中尾巧君) 今回、難民不認定といつたアフガン人九名につきましては、もちろん個別的な事情もございますが、概略的に不認定の理由を申し上げますと、迫害のおそれ等、難民性に関する供述内容につきまして、当局が行いました事実調査の結果等に照らしまして、基本的には信憑性が認められなかつたものでございま

す。  
つけ加えてある程度のことを申し上げますが、例えば九名の中には、アフガニスタン以外の国に居住し、再入国許可を得ている者とか、また、他の安全な国においてその国の就労許可を得て、入国直前まで中古車部品会社で働いていた者等がありますが、このような者が滞在や就労を許可されている国に庇護を求めることがなく、ブローカー料を支払ってわざわざ距離的に離れた我が国に庇護を求める必然性は極めて乏しいものと言わざるを得ないと思います。

さらには、これまで中古車部品の買い付け等のために数回以上来日しているのに庇護を求めていないとか、我が国に正規に入国後、直ちに中古車部品の輸出会社を設立し、その後、不法残留しているのにその事実を秘し、不法入国と偽って難民申請をしているとか、入国後、中古車部品販売業のために土地を賃借していたり、我が国で銀行口座を有する者がおり、それらの口座への入金累計総額は一億数千万円に上っているほか、うち六人が同一の場所で不法入国容疑で摘発されているなど、組織的背景がある等の事情が認められました。このような我が国への入国後の生活状況等をあわせ考えますと、九名につきましては、むしろ我が国への入国前に迫害を受けていたなどという迫害の申し立てそれ自体が信用できず、かえってよりよい収入を求めて我が国に就労目的で不法入国

等をしたものと強く推認されましたので、いずれの者も難民として庇護を求めて入国したものと認めず、難民不認定とした次第でございます。

○舛添要一君 ドイツの場合は、ベルリンの壁が崩壊して東側からずっと難民が入ってきて、これは経済難民ということに入ってきたね。ドイツのグレントゲゼット、基本法では来る者を拒んではいけなくなつたので、それを御承知のように変えて、経済難民それから第三国經由で来た者を排除する法案を九三年につくりましたですね。

ですから、こういうアジア、世界情勢になつてきたときに、これは要望として政府の皆さん方はお聞きいただくだけでいいんですけれども、できればむしろそういう経済的ないわゆる括弧つきの経済難民、これを排除する規定をつっかりすることによって本当の難民をしつかり受け入れる、こういう体制を整えていただきたいと、もう官房長官がおられませんから、私の希望だけ申し述べておきます。ありがとうございます。

さてそこで、この本題のPKO協力法の改正案について幾つか質問を申し上げます。法制局長

官、先ほど失礼いたしました、官房長官の御予定がございましたので。

私は、基本的にはやっぱり、PKFを解除しながら平和五原則をそのままというのは、今回はないが、自然権的、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきもの、こういうことが從来などという感じがしているんです。これは先ほど山口那津男議員も御質問なさつたことですけれども、あえて繰り返して申し上げますが、いわゆるルタイプの、任務の遂行を実力をもつて妨害する者に対する武器使用、これは憲法の前文からいふべき當然是使えると思うんですけども、憲法九条という解釈になればやつぱり法制局としては抵触するんですか、これは。

○政府特別補佐人(津野修君) 憲法前文と憲法九条と、まあ憲法にはいろいろ規定がございますが、特に憲法の前文につきましては、これはむしろ規範的な拘束力というのは各本条に本来あるべき問題ですから、各本条の方の九条の方でまず中

心的に考えていかなければいけない。

その九条との関係で、先ほどから御指摘がござりますその任務遂行の、これを実力をもつて、任務遂行を実力をもつて妨害する者に対する武器使用、これはいわば自己保存のための自然権的権利を改めて、これが本当に該当することがないとは言い切れないということから、我が国PKO要員にこのような武器を使用を認めることについては、憲法との関係でこれは慎重な検討が必要であるというのが私どもの立場でございます。

○舛添要一君 例えば、やがてアフガニスタンにPKOが展開されて、我が日本の自衛隊もそこに参加するということになれば、当然この問題は大きくなると思います。そうすると、これは国会で決めればいいわけですから、そのPKO五原則、これを仮に変えたとしますね、第五原則。そして、今、長官がおっしゃったように、非常に慎重に我々は検討したと。そうすると、解釈改憲で可能ですか。

○政府特別補佐人(津野修君) これは、従来の考

え方、この自然権的、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきもの、こういうことが從来

から武器の使用と武力の行使の関係についてといふことで政府として整理をしてきているわけですが、その関係をどう調整するのか、私どもにはよくわかりませんが、解釈ができるのかと言われても何とも私の方でお答えしにくいわけですが、ござりますけれども、少なくとも從来からのこの武器の使用と武力の行使の関係についてといふ考え方を踏まえて整理をしていかなければいけない問題であるというふうに考えております。

○舛添要一君 もう一点、いわゆる警護任務、これも先ほど来議論がありますように、日本の自衛隊が展開して一生懸命汗をかいているときに、自分の警護も外国の軍隊に任せないといけない、こ

とうのを法律に明記するということは憲法に抵触しますか。

○政府特別補佐人(津野修君) この警護の任務という、これはまた警護の内容 자체もいろいろ議論があるところでございまして、これについては、政府部内で具体的にまあ案まで、その法改正の検討が行われているというようなことは私ども承知しておりますので、警護の対象者や行為の態様などがはつきりしないというような状況のもとで憲法九条との関係を申し上げると、具体的に申し上げるようなことはちょっと難しい問題であろうと思います。

ただ、警護任務を仮に的確に遂行するために、現行国際平和協力法その他の法律の武器使用規定の合憲性の根拠として今まで言つてきております、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきものの枠を越える、先ほども申しましたが、こういう武器使用が必要になるとすれば、そのような武器使用が憲法九条の禁ずる武力の行使に当たるおそれはおよそないと言えるかどうか、これはもう慎重にまた検討させていただきながらなければいけないという考え方でございます。

○舛添要一君 今、二点質問いたしましたけれども、今後の我々の検討課題として、我々も一生懸命これは検討していくたいと思いつながら、慎重に必要ですが柔軟さを求めておきたいと思います。次に、防衛庁長官にお伺いします。

今、その法的な側面をお伺いしましたけれども、要するにPKFを解除しますね、この法案が国会で成立すれば。そうすれば、ハードの側面でも、いわゆる派遣する自衛隊員が持つていく武器とか装備、そういうことはPKF解除に伴つて当然拡充しなければ今までより広げたよと、活動範囲を、だけど勝手に今までのみすばらしい装備で行ってきなさいということじや、とてもじやないですけれども自衛隊を管轄するリーダーとして失格だと思いますが、この点どういうふうにお考えですか。

<p>○国務大臣(中谷元君) 装備の面につきましては、法律によりますと携行する武器についての限定期は設けておりません。したがいまして、任務の内容、現地の情勢も踏まえて必要な装備の種類、数量を決めることになりますが、自衛隊の部隊をPKO活動させるに当たって、安全かつ効果的に任務が遂行できるような観点で検討してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>○舛添要一君 そのときに、どうしても我が国は危機管理とか緊急事態の対応ということの発想がないんで、要するに最小限しか持っていないかと思いますが、余分に持つていいことが逆に危険なんですね。余分に持つていいことは変な行動を起こさせないことにもなるわけです。</p>
<p>そうすると、機関銃一丁を持っていて、その機関銃が一つ故障したらどうするんですかと、その辺のもう議論はクリアすべきなんですが、余分に持つていいことを持って防衛庁長官の責任においてやっていただいたいと思いますが、その御決意はいかがですか。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) 派遣される隊員の安全及び任務を効果的に遂行することができるよう、そのような内容で検討したいというふうに思っています。</p> <p>○舛添要一君 派遣される隊員の報酬というか待遇でありますけれども、任務がふえれば当然手当もふえていいと思いますが、これはいかがですか、可能ですか。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) 現時点におきましては、派遣先国の勤務の環境、またその業務の特質を考慮いたしまして、一日二万円から四千円の国際平和協力手当というものが支給される制度になっております。派遣をする先の状況等を勘案しながらおります。派遣をする先の状況等を勘案しながら適切な手当額を決定したいというふうに思っています。</p> <p>○舛添要一君 いや、つまり、PKF解除されましたがね、当然任務をえますね、当然手当もふえますかという質問です。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) その任務の特質といいますか、危険度等に応じて勘案したいというふうに思っております。</p>
<p>○舛添要一君 次に、武器を使用して防護すべき対象についてですけれども、テロ特措法にしてもPKO活動させるに当たって、安全かつ効果的に任務が遂行できるような観点で検討してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>○舛添要一君 法の概念における自己とともに、現場に所在する「その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」という概念におきまして、あくまでも安全を確保する上においての管理という概念でありまして、例えば現職の総理大臣もSPという警視庁の警護官に守られておりましたが、あくまでもこれは警護官の指示に従ってもらわないと総理の安全も守られないわけでありまして、そういう見地で安全確保について自衛官の指示に従うということが期待されるものというふうに今の時点では申し上げざるを得ないと思います。</p> <p>○舛添要一君 ということは、場合によってその現場の状況を見て判断する余地も残しております。お考えはありますか。</p> <p>○国務大臣(田中真紀子君) それはちょっと今現在は入っておりませんけれども、ですからやはり議論をよくしていくことに尽けるというふうに思います。</p> <p>○舛添要一君 防衛庁長官はこの点について何かお考えはありますか。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) 現在、この九十五条においては国連の装備施設は対象となっておりませんが、現実の活動、また国会での議論をよくしていたときまして、今後とも我々としても必要に応じて検討してまいりたいというふうに思っております。</p>
<p>○舛添要一君 PKOの五原則の適用対象についてですけれども、日本が国際責任を果たすために行く要員として、自衛隊員もいますけれども、例えばお医者さんが行くとかいろいろありますね。この五原則の適用範囲を自衛隊員とそれ以外の者に分けた方がすっきりするんじゃないかなと、そういう気もしますが、この点は防衛庁、いかがお考えですか。ないし、外務省でも構いません。なるべきだと私は考えますが、この点はいかが解釈していますか。これは外務大臣。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) 五原則には武器の使用とか部隊の撤収等がありますので、自衛隊の派遣を前提に考えている原則であるというふうに思っておりますが、その五原則の中の三原則というのも、その国連の装備とか施設も対象になるので、停戦の合意とか中立とか同意とかいう一般的なものであります。したがいまして、外すという考え方もござりますけれども、それでは派遣される自衛隊員でない者の要員が実際に派遣されるときに本当に安全かどうかということを考えますと、いわゆるこのことになると思いますが、しかし午前中の議論でもありましたけれども、やはり今、この今段階で何を私たちが一番すべきかといいましたらば、やっぱり国会、こうした議論を踏まえ、そしてまた国連PKOの実態というものをよく分析して、それを踏まえて考えていくべき問題だらうというふうに今の時点では申し上げざるを得ないと思います。</p> <p>○舛添要一君 自衛隊の最高指揮官がそこの部隊の管理のもとに入るんですね。</p> <p>○国務大臣(中谷元君) これは法律の言葉でありまして、あくまでも安全を確保する上においての管理という概念でありまして、例えば現職の総理大臣もSPという警視庁の警護官に守られておりましたが、あくまでもこれは警護官の指示に従ってもらわないと総理の安全も守られないわけでありまして、そういう見地で安全確保について自衛官の指示に従うということが期待されるものというふうに今の時点では申し上げざるを得ないと思います。</p> <p>○舛添要一君 その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者と、それが行かれる隊員が安全が確保されないこともあります。したがいまして、今後の議論で検討してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>○舛添要一君 いや、自衛隊員はこの五原則で守られているから、停戦合意がないと行けませんよとか、紛争当事者がちゃんと合意していますよとかありますね。だけれども、そうじゃなくて、例えばお医者さんのみでそこに行きますよ、いろんな方が行けるわけですね。そのときに、別に平和五原則というのは、分けて、全部に適用しなくていいんじゃないですかと。もつと言ふと、だからいつも議論が混亂しちゃうんで、要するに自衛隊員が一番安全なところへ行つていて、武装していて、危険だから武装して行くわけで、それが一番安全なところにて、ほのかの日本人がいろんな活動をやるときに、政府が派遣する場合に、よその国の軍隊に守られて、そしてみんなよその国のお医者さんは行っている、日本のお医者さんだけ行けませんというふうに思っておりません。</p> <p>○舛添要一君 PKOの五原則の適用対象についてですけれども、日本が国際責任を果たすために行く要員として、自衛隊員もいますけれども、例えばお医者さんが行くとかいろいろありますね。この五原則の適用範囲を自衛隊員とそれ以外の者に分けた方がすっきりするんじゃないかなと、そういう気もしますが、この点は防衛庁、いかがお考えですか。ないし、外務省でも構いません。</p> <p>○政府参考人(林桝君) 参加五原則は、御存じのように、我が国が憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがない、担保する意味でできて、そういうことで、実際は自衛隊の部隊を主に派遣するためにこういう縛りがかかっていると思っています。</p>

今、長官の方から安全の問題もあるという指摘もございました。それもそのとおりでございます。ただし、我々のこの経験を振り返ってみますと、今おっしゃいましたように、お医者様を何か治療で行くのにどうしても三原則の縛りをかける必要があるのかという問題がございまして、そういう指摘もございます。だから、そういうような問題が実際あるものですから、今後の検討課題として銳意やつぱり検討する価値があると、そういうふうに考えております。

○舛添要一君 私、いろいろこのPKO法の今回の改正案について今る申し上げましたように、いろんな問題点がまだあるし、今後検討して変えないといけないところは変えないと見えます。恐らくその契機になるのはアフガニスタンにやはりPKOを展開すると、これは二年半以内に選挙をやる予定ですから、選挙監視を含め日本が、先ほど外務大臣がおっしゃったように、非常にこのアフガンにかかわっていくならば当然選挙監視団を出さないといけないと思っています。

ですから、先ほど申し上げているように、その状況になつて対応するからおくれるんです。ぜひ今からチームをつくつてでもその準備を外務大臣、お始めいただきたいと思います。これは防衛省にしてもそななんで、少し先手先手でいって、むだになつたつていいじゃないですか。そのため外務省の人間が足りないんならそれは我々がふやすことできるわけですから。ぜひそれは真剣にお考えいただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 極めて私が、我が意を得たりと、日ごろ思つていてることを先へ先へと言つていただきまして留飲が下がる思いできょうは聞いておりますけれども、まさしく本当にこのアフガンの問題を契機といたしまして、このPKOの平和維持活動ですけれども、これはもう、いわゆる軍事的な任務というのありますけれども、今おっしゃった選挙監視でありますとか、人道援助でありますとか、復興でありますとか、あ

るいはガバナンスですよね、そうした自治、そうしたことについてももうトータルでもって、文民警察もありますけれども、やらなければならなく治癒で行くのにどうしても三原則の縛りをかける必要があるのかという問題がございまして、そういう指摘もございます。だから、そういうような問題が実際あるものですから、今後の検討課題として銳意やつぱり検討する価値があると、そういうふうに考えております。

○舛添要一君 私、いろいろこのPKO法の今回の改正案について今る申し上げましたように、いろんな問題点がまだあるし、今後検討して変えないといけないところは変えないと見えます。恐らくその契機になるのはアフガニスタンにやはりPKOを展開すると、これは二年半以内に選挙をやる予定ですから、選挙監視を含め日本が、先ほど外務大臣がおっしゃったように、非常にこのアフガンにかかわっていくならば当然選挙監視団を出さないといけないと思っています。

ですから、先ほど申し上げているように、その状況になつて対応するからおくれるんです。ぜひ今からチームをつくつてでもその準備を外務大臣、お始めいただきたいと思います。これは防衛省にしてもそななんで、少し先手先手でいって、むだになつたつていいじゃないですか。そのため外務省の人間が足りないんならそれは我々がふやすことできるわけですから。ぜひそれは真剣にお考えいただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 極めて私が、我が意を得たりと、日ごろ思つていてることを先へ先へと言つていただきまして留飲が下がる思いできょうは聞いておりますけれども、まさしく本当にこのアフガンの問題を契機といたしまして、このPKOの平和維持活動ですけれども、これはもう、いわゆる軍事的な任務というのありますけれども、今おっしゃった選挙監視でありますとか、人道援助でありますとか、復興でありますとか、あ

すよ。それがまさしくアフガニスタン、例えばでですよ。今直近に起こつてることのことから逃げず日本が何ができるのか、国際社会で、それを打つのが政治でありますし、それが国際貢献につながります。

したがつて、やつぱり国連との関係でいきますと、もちろんこれは国連との関連でござりますけれども、国際社会の平和と安定に貢献する、これは国連の基本であるし、我が國の基本方針でもあります。そしてまた、その国連におけるPKOの協力ということはもう完全に重要な柱でありますから、したがいまして、その全部を論理的にシンプリファイして考えましても、こうしたPKOが日本の外交の基軸となつていくということはもう必然だらうというふうに思つています。

○舛添要一君 そのときに、当然国連の活動の一環を担うわけですから、我が国と国際連合との関係を今からどうしていくのかと。その中でずっと

懸案の問題として、安全保障理事会の常任理事国、ペーマネットファイブを超えて入るということことがありますですね。これは外務大臣、この問題どういうふうにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、もう本当に昔から常任理事国入りしたい、したいとみんなでありますから、一言で言うのは僭越かと思われたわけですから、一言で言うのは僭越かと思いますが、私はやつぱり日本は自分で実際にできることをやるということ、嫌がらずに。お金の支援も非常にしてきてますし、ですけれどもそれだけではなくて、実際に今回もPKOとかそれから国際機関で働いている方たち、現場にいる方たちに聞いて、その方たちのエネルギーと熱い思いと、大変なものですよ。そういうところに日本が国際社会で入つてお見せすること、やることをやるという人たちがいっぱいいるんです、希望している方たちが。それをもつと政治がくみ上げられるようなメカニズムをつくつていくことによつて平和と安定に貢献することです。そうしたらもう自動的に、それを私は紛争予防と言つておりますが、自動的に推されるようになりますね。

○舛添要一君 その場合に、拒否権がついているフルフレッジのメンバーでもいいんですが、拒否権なしでもとりあえずという考え方もありますけれども、いろいろな意見があると思いますけれども、いろいろ御議論をいただかないと、今、私の立場ではすぐに右左申し上げることはそれこそ差し控えておいた方が安全かと思います。

○舛添要一君 もうそろそろ時間でしようから、最後、政府の代表、来られていますのでお伺いしたいと思いますけれども、やはり国際社会の中での立場ではすぐ右左申し上げることはそれこそ差し控えておいた方が安全かと思います。

○舛添要一君 もうそろそろ時間でしようから、それをして安心してもらうことになつたら、理屈ばかり言つて援助ばかり出しても、お金だけ出しても入れません。

○舛添要一君 そこで、今までのファイブ、五ヵ国についていうと、核兵器を持っているとか前の戦争に勝つたとかいろんな要件があつて、例えば軍事力でもプロジェクトーションする能力を持つているとかあるわけですから、我々がじや、常任理事国になりますよということのセールスポイントとして何を一番お考えですか。これこれがあるから立候補するんだというセールスポイントですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、私は、私ごとき者が勝手に知恵が出せばとつともう、たくさん立派な諸先輩方が外務省にも外交官の中にもおられたわけですから、一言で言うのは僭越かと思いますが、私はやつぱり日本は自分で実際にできることをやるということ、嫌がらずに。お金の支援も非常にしてきてますし、ですけれどもそれだけではなくて、実際に今回もPKOとかそれから国際機関で働いている方たち、現場にいる方たちに聞いて、その方たちのエネルギーと熱い思いと、大変なものですよ。そういうところに日本が国際社会で入つてお見せすること、やることをやるという人たちが。それをもつと政治がくみ上げられるようなメカニズムをつくついくことによつて平和と安定に貢献することです。そうしたらもう自動的に、それを私は紛争予防と言つておりますが、自動的に推されるようになりますね。

○舛添要一君 その場合に、拒否権がついているフルフレッジのメンバーでもいいんですが、拒否権なしでもとりあえずという考え方もありますけれども、いろいろな意見があると思いますけれども、各國がやつてることに対してもなぜ日本ができないのかと。アフガン後に平和を維持するために各国も身の危険を顧みず自國の要員を

派遣するわけですが、目的は何かというとアフガンに平和と繁栄、安定をもたらすということありますので、やはり何のためにやるのかということをよく考えて、日本がどういう国になるのかという点も念頭に置きつつ、世界から尊敬される国を目指して今後とも日々努力をいたしたいといふうに思っております。中谷防衛廳長官の御努力を期待します。

○舛添要一君 外務大臣それから中谷防衛廳長官の御質問を終わります。ありがとうございます。

私の質問を終わります。ありがとうございまし

た。

○委員長(武見敬三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠として大沢辰美君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小泉親司君 私は、日本共産党を代表して、PKO協力法改正案について反対の討論を行います。

まず指摘したいのは、本法案が憲法九条にかかる重要な法案にもかかわらず、総理出席や連合審査、参考人招致など徹底審議を求める要求を拒否し、わずか十二時間、二回の委員会審議で終結させ、採決を强行することは、議会制民主主義の上からも看過できないものであり、強く抗議するものであります。

本法案の反対の理由は、第一に、今回の改正案の国連平和維持軍、PKOの凍結解除が武力行使に一層踏み込むものであるからであります。そもそも違憲の軍隊である自衛隊が海外で軍事活動をするということは憲法上許されません。しかも、その中でPKOは政府自身も認めているように武力行使を伴う歩兵部隊であり、その凍結解除が武

力行使を禁止した憲法九条に真っ向から反することではありません。

第二に、これまで政府自身が自衛隊派遣の前提としてきた参加五原則をなし崩しにした派遣が強行されようとしているからであります。我が党は参加五原則が満たされたからといって自衛隊派遣が憲法上認められているという立場に立つものではありませんが、停戦合意や当事者の同意と

第三に、参加五原則のかなめともいべき武器使用に関して大幅な拡大があるからであります。国連がPKO要員自身の防護も含め武力行使と規定していることは、政府が委員会に提出したPKO訓練マニュアルを初めとする国連基本文書で明白でありますが、これまで政府は武器使用と武力行使は違うという国際社会ではおよそ通用しない見解を持ち出して自衛隊派兵を強行してきました。ところが、今回は、自己管理下にある者という極めてあいまいな規定を盛り込むことによつて、他国部隊を防衛することにまで拡大しました。また、参加五原則に除外されている自衛隊の武器・弾薬防護のための武器使用まで取り入れています。これは憲法違反の武力行使を一層拡大するもの以外の何物でもありません。

今日の情勢の中で重要なことは、アジア諸国が懸念する自衛隊の海外派兵ではありません。日本国憲法の平和原則を生かした国際貢献を積極的に展開することであります。難民の援助、医療、教育分野での援助など、やるべきことは山ほどあります。

私は、憲法をないがしろにして自衛隊海外派兵

遣されるPKOのあり方を憲法とのかかわりでないと考えてみたいからです。

つまり、今回の法案は、一部の改正となつていませんが、PKO参加五原則、すなはち停戦合意、受け入れ国の同意、中立性遵守、原則を満たされない場合は撤収、武器使用の限定という原則を崩

す。そのため、ここでPKO活動における非軍事要員、すなはち文民の役割の重要性を強調したい 것입니다。

改めて指摘するまでもなく、PKOは、本來、それ自体が当事者となって国際紛争を解決するというより、どちらかといえば、停戦を外交的手段によって、つまり話し合いを通じて解決するための環境をつくるのが当初の目的でした。

したがって、外交努力を伴わないPKOはあり得ないだけでなく、PKOの最終的目的是外交的手段によってのみ達成できると思います。それだけに、PKO活動における文民の役割は本来的に極めて重要だと言えます。

ちなみに、八九年四月のナミビアの独立支援のためのPKOの活動は、南アフリカ軍の撤退の監視と制憲議会を選出するための選挙を実施するこれが主要な任務でした。したがって、従前のPKOの軍事的活動に加えて、行政官、選舉監視員、人権監視員、文民警官などの非軍事要員を全領域にわたって展開する必要が生じました。その結果、文民の役割的重要性が飛躍的に増大するに至ったのであります。

そのような背景から、近年は文民要員の需要が急速に高まっていて、恒常的に文民要員が不足していると聞いています。ちなみに、先ほども触れましたが、二〇〇〇年八月の時点で、文民警察官は定数の約二五%が不足しており、また多機能型PKOにおける文民専門家については定数の約四〇%から五〇%が不足しているというのが実態のようです。そのような背景もあってか、PKOの設置が急増した九〇年代においてさえ、PKOが展開されたのは世界の全紛争の約三分の一にすぎ

ないと言われています。

国連には、既に加盟各国が必要に応じて提供する要員を事前に登録する国連待機制度があります。プラヒミ・レポートは、要請に応じて迅速かつ効果的に展開できる文民警察官や文民専門家の名簿を作成することを提案しています。一説によると、待機制度には二〇〇〇年七月現在、八十五回から計十五万人ほどが登録しているようですが、同レポートは、新たにPKOを組織する際には、加盟国が待機制度に基づいて要員を提供する意思があるか否かを事務総長に確認するよう勧告しています。

私は、日本がこの民生分野で国連平和維持活動に貢献し得る要素は、他国と比較できないほど多くあるものがあると信じています。ですから、国際の平和と安全を確保するため、自衛隊による軍事的支援ではなく、あくまで文民主体の貢献に切りかえるべきだということを強調して、本法に反対の意思を表明します。

○委員長(武見敬三君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敬三君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(武見敬三君) これより請願の審査を行います。

第一号女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関

○委員長(武見敬三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(武見敬三君) これより請願の審査を行います。

第四部 外交防衛委員会会議録第十三号 平成十三年十二月六日 【参議院】

する請願外百四十八件を議題といたします。まず、専門員から説明を聴取いたします。櫻川専門員。

○専門員(櫻川明巧君) 御説明いたします。

今国会中、当委員会に付託されました請願は、お手元の資料のとおり、総計百四十九件でございます。

まず、資料一枚目の一号外二十二件は、女子差別撤廃委員会に対する個人通報制度を内容とする女子差別撤廃条約選択議定書を我が国が早期に批准するよう求めるものであります。

次に、二四号以降、資料の二枚目から六枚目に当たりますけれども、以上の百二十二件はいずれも今般の米国における同時多発テロ事件に関連するものであります。テロ対策特別措置法案を制定したこと、自衛隊法やPKO法の改正をしないこと等を求めるものであります。

次に、資料の最後になりますが、七枚目の四七号外二件は、パートタイム労働者の労働条件、社会保障等についてフルタイム労働者と同等の権利を認めることを内容とするILOパートタイム労働条約を我が国が早期に批准するよう求めるものであります。

最後に、一二四四号は、子どもの売買、子ども売買春および子どもボルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書、武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書及び戦争犯罪や人道に対する罪を裁く常設の国際刑事裁判所を設立する条約、以上三条約を我が国が早期に署名・批准するよう求めるものであります。

以上で御説明を終ります。

○委員長(武見敬三君) 以上で説明の聴取は終りました。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一号女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願外二十二件、第四七一号ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願外二件及び第一二四四号子供の権利に関する三条約の

早期批准に関する請願は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第二四号テロ対策特別措置法等の制定反対等に関する請願外百二十一件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(武見敬三君) 繼続調査要求に関する件についてお諮りいたします。外交、防衛等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

外、防衛等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

外、防衛等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

外、防衛等に関する調査につきましては、閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。  
○パートタイム労働条約の批准に関する請願  
第一二四四号 子供の権利に関する三条約の早期批准に関する請願  
顧  
請願者 東京都港区高輪四ノ六ノ一一 早  
紹介議員 広中和歌子君  
水研 外五万名

子供の権利に関する三条約の早期批准に関する請願  
第一二四四号 平成十三年十一月二十九日受理  
次に、子供の権利に関する三条約の早期批准に関する請願(第一二四四号)  
一、米国同時多発テロの平和的解決に関する請願(第一二三二六号)

政府は、米国における同時多発テロ事件に対する武力措置に賛同・支援するのではなく、紛争解決のため武力以外の方法があることを積極的に提示するとともに、平和的解決の方法を模索するよう米国及び各国政府に対し働き掛けられたい。

二、「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」  
三、「国際刑事裁判所設立条約」

第一三二六号 平成十三年十一月三十日受理  
米国同時多発テロの平和的解決に関する請願  
請願者 京都府向日市森本町下森本四〇ノ  
三一 中森富枝 外千七百二十二  
名

紹介議員 福山 哲郎君